

郵便のみを取扱つた同十八年五月十日より貯金事務は廿四年二月十六日より爲替事務を取扱ひ局長交代につき同村字堤外五十番地へ移つた同廿九年小包同三十三年十月一日現金取立同四十三年四月一日より年金恩給は四十三年五月廿一日内容証明を取扱つた同四十四年四月一日居宅拂大正二年六月一日同村字西久保十番地の新築局舎に移轉した同四年三月一日國庫金は五年十月一日簡易保險同十三年二月六日より公衆電話電信を取扱つた同十五年四月一日山瀬郵便局と改正し同十五年十月一日より郵便年金取扱ふ局長は伊勢啓太郎（明治廿八年十月一日依願免官）尾賀正三郎（同三十二年十月一日依願免官）尾賀半助（同三十七年十月十三日動員應召）松永祥平（同卅八年十二月一日局長召集解歸につき退官）尾賀半助（同四十四年十二月廿日依願免官）富本市郎（同四十四年十二月廿日任命）である局区内は學島、山瀬、三山三ヶ村である（局務原簿に依る）

銀行會社

- 株式會社四國銀行 川島支店山崎出張所
- 一、大正貳年八月十八日株式會社關西貯蓄銀行山崎代理店主任 森 本 惠 助氏
- 同八年十月 主任 森本豊助氏ニ變更
- 一、大正十年一月一日 株式會社關西銀行山崎代理店ト改稱
- 一、大正十五年六月一日 株式會社四國銀行山崎代理店ト改稱
- 一、昭和貳年十月一日 株式會社四國銀行川島支店山崎派出所ト改稱
- 一、昭和參年一月一日 株式會社四國銀行川島支店山崎出張所ト改稱
- 湯立〇一運送合資會社
- 開設 大正十二年三月 日に登記社長谷崎幸次郎其他に役員なし

山瀬驛と湯立驛

此兩驛が我が山瀬町の一町區内になるといふのは現在開通して居る官營私營の鐵道線路に未だ先例を見ん處であつて此兩驛が徳島鐵道株式會社の私營から官に移つた前後の沿革其他の狀況は兩驛の記録に委しくあるから記録の儘を次に掲げる

山 瀬 驛

所在地 山瀬町大字山崎 徳島ヨリ十八時間
所在地ノ氣候 夏期華氏自六十四度至九十五度 冬期同自三十九度至六十四度

沿 革

- 一當驛ハ元徳島鐵道株式會社ノ創設シタルモノニシテ明治三十二年十二月二十三日開業シテ同四十年八月三十一日迄同會社ガ經營シテ居タルニ同年九月一日政府ニ買收セラレテ帝國鐵道神戶營業事務所所管トナル
- 一明治四十一年十二月官制改革ノ結果鐵道院西部鐵道管理局徳島出張所々管トナル
- 一大正二年五月五日官制改革シ鐵道院神戶鐵道管理局徳島出張所々管トナル
- 一大正三年三月廿五日改名舊山崎ヲ山瀬ト改稱ス
- 一大正四年六月廿四日官制改革ニ依リ鐵道院西部鐵道管理局所管トナル
- 一大正八年五月一日神戶鐵道管理局所管トナル
- 一大正九年五月十五日官制改正神戶鐵道局所管トナル
- 一大正十一年一月二十三日新築驛舎ニ移轉ス

驛設備

驛總坪數 二、九〇一坪 線路敷地四五八坪 停車場敷地二、四四三坪
構内線路
上下本線有効動長 上下共六九〇呎
客車數 二十二兩 貨車數 二十五兩

側線

總延長 五三四呎

上リ貨物線 三三四呎

下リ貨物線 六〇呎

常設信號機

信號機種別

本線是遠轉轍器ヨリ距離

場内信號機

上リ 三三五呎
下リ 二四六呎

遠方信號機

上リ 一五六六呎
下リ 一五六六呎

聯動裝置(簡易)

上リ場内 遠方ハ第四號轉轍器ト聯動

下リ同同 同第一一一號ト同上

自驛ト隣接停車場間ノ列車保安方法

通票閉塞式施行

學間

第二種

湯立間

第三種

貨車庫

上屋 十二坪

倉車

十一坪

權衡台

一、五〇〇斤掛 一台

大貨物用

五〇〇斤 同 一台

手小荷物用

驛燈火ノ設備 昭和二年五月一日「メートル」製トナル

電燈 數量 二十六個

内譯

乗降場十個

事務所三個

待合所二個

信號機四個

便所二個

湯呑所一個

車寄一個

貨物置一個 轉轍器二個

待合所

特別及一二等待合所ノ設備ナシ

本家側 八坪、七五

下リ待合所

七坪七

旅客用便所

二棟ニシテ一棟ハ本家ノ西方ニアリテ乗降場側ト裏側トノ兩側ヨリ共用ニ構造シテ他ノ一棟ハ下リ乗降場ニアリ

電信

機械一台 德島川田線

公衆電報取扱アリシモ大正十三年二月五日ヨリ廢止

電話

省内 電話 二

德島交換穴吹線

德島交換山瀬線

倉庫業者

山崎 森本倉庫合名會社代表者 森本 豊助 驛前 資本一萬圓

以前の驛長其他は不明であるが昭和三年七月現在の驛員は次の如く全部本縣人である

山瀬驛歴代驛長氏名 (明治四十五年ヨリ)

鈴木

木

政

信

蟻

井

政

一

にして昭和三年七月現在の驛長以下驛員は次の如くである

大正一四	一二	一四	驛長	書記	平野	川添	天原	宇
昭和三	四	一	豫備	助役	島野	野添	原	一
大正一五	一二	一六	電信兼出札掛	同	横田	海半	廣	二
大正一一	一〇	四	轉轍手	同	山ノ井	嘉彌	平	二
大正一五	一	七	同	同	中ノ	西榮	四	義
大正一二	七	二九	同	同	芝原	藤千代	榮	郎
大正一四	三	一〇	同	同	春藤	原	次	雄
昭和三	四	七	同	同	原	山	俊	章
昭和二	五	二	同	同	金原	山	山	章
一、山瀬○通運送店				同	同	同	同	同
(イ) 店主 梯 富三郎				同	同	同	同	同
湯立 野輝平				同	同	同	同	同
(イ) 店員 岡島金三				同	同	同	同	同
市郎				同	同	同	同	同

所在地 山瀬村大字瀬詰字湯立距德島起点拾九哩四十五鎖

沿革

當線は元徳島鐵道株式會社に於て建設せられ明治卅三年八月七日運輸營業を開始し同四拾年九月政府の買収する所となり帝國鐵道廳神戸營業事務所徳島派出所の所管に屬し同四十二年五月十日官制改正の結果鐵道院西部

鐵道管理局徳島出張所の管理に變更し大正元年七月三十一日神戸鐵道管理局徳島出張所に大正八年五月一日神戸鐵道管理局徳島出張所となり更に大正九年五月十五日官制改正の結果鐵道省神戸鐵道局徳島出張所々管となり昭和三年八月の今に至つた

驛設備

設備線路

停車場敷地五反八畝拾八歩

上リ本線

上リ本線有効動長 七百呎

下リ本線有効動長 七百呎

貨物線有効動長三百八十二呎

専用線

等用線の總延長 貳拾鎖九拾四節七

専用者 東京市丸ノ内高田商會社員 富田 釜吉

(中 畧)

常置信號機

種類 場内

位置 塚田信號機

遠方信號器

聯動裝置 第二種聯動機を使用す

自線と隣線間列車保安方法

「タイヤ」式「タフレット」式單線用閉塞器を使用す

備

前頭に廿九鎖機關車

同

同

業

十四鎖一八節

遠方(上)

轉轍器より 二八六呎

同上 五五五呎

同上 一六〇六呎

三間種別

山瀬湯立間 第三種

湯立川田間 第一種

貨物庫

上層 木造亞鉛葺壹棟 梁行壹間半 桁行參間 坪數拾貳坪

倉庫 右 同 壹間半 同 貳間 坪數九坪

驛燈火設備

種類 電燈

燈數 二十二燈 上燭 一三 一〇燭 一二 一六燭 七

待合所 等別なし 坪數四坪

内部東側に取付け腰掛を設け南側に改札口東側に車寄として四個に出札口及小手荷物取扱口を設け

旅客用便所 木造瓦葺壹棟 梁行壹間 桁行壹間 此坪數壹坪

位置 本屋東端にあり

構造 右小便所共二ヶ處に區分し乗降場及待合の兩角より使用し得(驛員共用)

電話 省用 壹個

電信 大正四年四月一日より公衆電話の取扱開始

旅客携帯品預り 大正五年五月一日より旅客携帯品一時預りの取扱を開始す

當驛も亦以前の驛長其他は不明であるが昭和三年七月現在の驛員は驛長が 他縣人である除けたら他は皆本縣人で次の如くである

驛長	羽生 恭	電信兼出札手	阿部 勝藏
驛務助役	田中 直臣	手	後藤 貞雄
同	工藤 喜藏	同	森田 健一
同	山本 歡次郎	同	三原 邦雄

第五編

三間種別 山瀬湯立間 第三種 湯立川田間 第一種

貨物庫 木造亜鉛葺壹棟 梁行壹間半 桁行參間 坪數拾貳坪
倉庫 右 同 壹間半 同 貳間 坪數九坪

驛燈火設備 種類 電燈 上燭 一三 一〇燭 一二 一六燭 七

待合所 等別なし 坪數四坪

旅客用便所 木造瓦葺壹棟 梁行壹間 桁行壹間 此坪數壹坪
位置 本屋東端にあり

構造 右小便所共二ヶ處に區分し乗降場及待合の兩角より使用し得(驛員共用)

電話 信 大正四年四月一日より公衆電話の取扱開始

旅客携帯品預り 大正五年五月一日より旅客携帯品一時預りの取扱を開始す

當驛も亦以前の驛長其他は不明であるが昭和三年七月現在の驛員は驛長が 他縣人である除けたら他は皆本縣人で次の如くである

驛長	羽生 恭	電信兼出札	阿部 勝藏
驛務助役	田中 直臣	手	後藤 貞雄
同	王藤 喜藏	同	森田 健一
同	山本 敬次郎	同	原 邦雄

第五編

第五編
田 畠 制 度 (下)

明治維新の後となつても田畠制度は以前の如くであつたが明治六年太政官から

太政官布告第百九十四號

田畠石高之稱ヲ廢シ總テ反別ヲ以テ換用候條此旨相達候事

明治六年六月八日

太政大臣 三 條 實 美

といふ布告があつて石高の稱は廢止となつて反別本位に改正せられ同年七月地租改正の條例が發布せられた其時の太政官布告は

布告第二百七十二號

今般地租改正ニ付舊來田畠貢租ノ法悉皆相廢シ更ニ地券調査相濟次第土地ノ代價ニ隨ヒ百分ノ三ヲ以テ地租ト可相定旨被仰出候條改正之旨趣別紙條例之通可相心得且從前官廳並郡村入費等地處ニ課シ取立來候分ハ總テ地價ニ賦課可致尤金高ハ本租金ノ三ヶ一ヨリ超過スベカラズ此旨布告候事

明治六年七月廿八日

太政大臣 三 條 實 美

其後明治九年一月全國一般に前に見えたる地租改正の法を實施せられることになつたが改正實施以前の税地の模様は阿波國郡村誌中麻植郡の分によ山崎瀨詰の兩村分が次の如く見えて居る

山 崎 村

税 地

田 九町五反三畝拾壹步

畠 百八町貳拾壹步

宅地 貳拾貳町壹反三畝拾步
 山林 舊反別 四拾壹町九反五畝貳拾七步
 藪 舊反別 八反四畝步
 總計 百八拾貳町四反七畝九步
 瀨 詰 村

稅地

田 拾貳町貳反五畝拾六步
 畠 百五拾貳町三反八畝貳拾三步
 宅地 貳拾貳町壹反五畝三步
 山林 舊反別 五拾町

總計 貳百三拾六町七反九畝拾貳步

又同上誌中に山崎瀨詰兩村の貢租公稅の模様も亦次の如く見えて居る
 山 瀨 町 昭和三年度未現在

稅地

田 參拾六町貳畝拾八步
 畠 貳百七拾六町四反三畝拾四步
 古地 拾貳萬壹千五百七拾六坪五合九勺
 雜地 山林 反別 百五拾八町八畝四步
 其他

貢租

明治九年一月一日調

山 崎 村

地租

米 貳百七拾四石三斗三升
 麥 三百七拾石貳斗四升三合
 國稅 金貳百貳拾圓
 縣稅 金四拾圓
 山林 稅金八圓七拾五錢貳厘
 藪稅 金壹圓拾七錢八厘
 總計 米麥合六百四拾四石五斗七升三合 金貳百六拾九圓九拾三錢
 瀨 詰 村

貢租 明治九年一月一日調

地租

米 貳百拾四石六斗四升八合
 麥 貳百三拾六石三斗六升貳合
 國稅 金六圓九拾五錢
 縣稅 金百圓
 山林稅金 壹圓拾六錢

總計 米麥合四百五拾壹石壹升 金百八圓拾壹錢

斯くて明治九年二月に名東縣の達しに基き地租改正に着手した此時村々より地租改正惣代を選出して改正事務に従事せしめた此時出でたる舊兩村の惣代は

山 崎 村

戸井磯五郎、重本榮助、石田重平にして結城茂八郎も亦選出されて居つたが辭せられた

瀬 詰 村

長尾勝三郎、佐藤龜三郎、石川光五郎

にして丈量に着手しかけたが名東縣が廢縣となつて阿波國は高知縣に合併せられた故障もあつて長引く内明治十年一月四日太政官布告で前に地價百分の三であつた租率は引下げられて百分の二半と改められた斯うして其月十五日には舊徳島城内西ノ丸にあつた師範學校で地租改正會議を開き其後は大區の區務所へ各小區の總代を寄せて會議を開き他の大區との交渉委員を舉げて交渉せしが縣廳内の第三課とも折衝を重ねたりして實地丈量其他改正事業を追涉せしめ縣より出張して來た官員に丈量濟の地面に就いて不都合ないかの検査を受けて其年米は一段落を附けて以前に六尺五寸の間竿で丈量せられてあつた田畠は六尺間竿で丈量せられ米納本位の年貢は金納本位の地租と換つた其後明治十九年に地押調があつて誤謬を正し且又脱落地山林原野の整理を遂げた其後明治廿三年には特別地價修正の實施があつた後明治卅一年法律第卅二號の發布となり田畠地價修正後の實施となつた
明治四十三年法律第三號で宅地價及び地租條例が改正せられて

宅地は地價の百分二個半、田畠は同上百分の四個半、此他の土地は百分五個半と定められた此時實地の反を改めて坪を以て換算し一級より漸次昇級せしめることゝなつた
大正元年三月には地租率百分の四個七を改めて百分の四個半となし大正四年度から實施せられて居つたが昭和元年度より地價貳百圓未滿の自農者に對して田畠租免許となつて今に至つた

山 瀬 町

貢 租 昭和二年度末現在

地 租	三、九六二、六八〇
國 稅	七、二〇四、八七〇
縣 稅	二二、一〇五、三四〇
村 稅	二三、〇九〇、三二〇

其 外

尙田畠制度に關したものは耕地整理であるが徳島治概の示す處に依ると縣が明治四十年に創めて大正七年三月に至る間に工事を完了せし地區面積内に本町湯立整理の模様は次の如く見えて居る

耕地整理施行地區別調表

組合名又ハ施行地區名	整理前地區目別整理後總面積	整理後地目別面積	整理積地目別面積	整理費用總額
麻植郡山崎村瀬詰村湯立耕地整理組合	整理前地區總面積	整理前地目別面積	整理後地區總面積	內 九、六九二、七六〇 工事費 五、八五五、四六六 事務費其他 一八、三〇四
	內 民有地 二、五三四	田 一六、四三三		
	同 國有地 一、〇〇一	島 四、四〇九		
		其他 〇、〇二七		
		島 二〇、四三三		
		山林 〇、三二六		
		其他 〇、八七五		
		民有地 二〇、九三六		
		國有地 一、四五四		

(付 箋)

「昭和二年十月徳島稅務署ニ於テ土地賃貸價格調査會開會セラレ 本町代表者 富本市郎出席」

物 産 と 民 業

阿波國郡村誌中麻植郡の部に見えたる山崎瀬詰兩村の物産及び製造物と民業が次の如く見えて居る

山 崎 村

物 産

葉藍 麥 粟 芋 甘薯 各質惡カラス出產高多シ

産物 瀬詰村

植物 葉藍 裸麥 大豆 甘薯 里芋 葡萄 各質惡カラス

製造物

藍玉 飛白綿 質惡カラス出來高少カラス

民業

農 三百六拾戸 商 五拾戸 縫職業女 五拾人

民業 全村農ヲ以テ業トス

以上の如き物産、製造物、民業の内今となつては製造物なつたが物産民業等は次の改造して更に

品目	数量	價格
大豆	一五四七石	五八、二二三圓
粟	三二六八石	五六、〇五〇圓
麥	一五五石	三四五圓
米	三六三石	七二六〇圓
小豆	四石	一〇〇圓

品目	数量	價格
黍	一五石	三一五圓
甘藷	一八二、四〇〇貫	一四、五九二圓
其他	七三、六一二貫	三八、九八六二圓
山瀬町農會	昭和三十四年四月一日現在	二三、〇二六圓
民業	農 五六八戸 商 一九〇戸 其他 九二戸	

明治十五年五月農談會ナルモノヲ設立シ村内篤農家ヲ以テ組織シ村長之ヲ管理セリ明治二十三年農談會規則ヲ制定シ同年四月役員ヲ選舉ス明治二十六年米、煙草試作者並ニ獎勵委員ヲ置ク事トナリ一般篤農家ヨリ互選シ試作者及獎勵委員ハ互ニ連絡ヲ執リ米作並ニ煙草作ノ指導獎勵ニ當レリ次デ明治三十三年農商務省發布ノ農會令ニヨリ明治三十三年九月村内農業者ヲ以テ農會ヲ創設シ明治四十三年度ヨリ專任技術員ノ設置ヲ見ルニ當リ米麥園藝藍作其ノ他農作物並ニ蠶業ノ改良増殖ヲ計ル爲栽培方面肥料方面品種ノ改良其他蠶業經營改善等ニ關シ各種施設計畫ヲ行ヒ之ガ實地指導ニ當ラシメル事トシタ大正十一年二十四區ニ分チ總代ノ選舉區ヲ設ケテ總代ヲ選舉シ決議機關トシテ總代會ヲ開キ總會ニ更ニ以來會員ニ對シニハ法ノ定ムル所ノ會費ヲ賦課シ獨立自營ヲナシテ今日ニ至ツタ

會ノ組織 創立當時ニアリテハ村内居住ノ農業者ヲ以テ會員トシタルモ大正十一年度改正農會法ニヨリ村外人並ニ村内人ノ耕地ト處有者ヲモ會員トシタ

農事改良實行組ノ設置 町内二十四ノ農事改良實行組ヲ設ケ之ガ連絡統一ヲ圖リ以テ各般ノ事業遂行ヲ完全ニ行ツタ

會員數、昭和三年四月現在九百參拾五人

役員ノ設置 創立當時ノ會長結城茂八郎ニシテ副會長三谷貞平

其後農會法實施以來評議員七名ヲ選任シ諮問機關トシタ大正十一年發布新農會法ニヨリ二十四區ニ分チ總代ヲ選舉シ以テ決議ノ機關トシタ職員中幹事ハ村勸業主任代々之ニナセリ明治四十三年ヨリ農業技術員ヲ設置シ執行機關トシタ創立以來ノ役職員氏名ハ後表ノ如クデアル事業ノ大要ハ明治二十六年以來米煙草作試作者並ニ獎勵委員ヲ設置シ専ラ米作煙草作ノ指導獎勵ヲ行ハシメタル來明治三十三年農商務省農會令發布ニ因リ同四十三年四月以來農業技術員ヲ設置シ米麥大根ノ原種圃ヲ設置セシメテ品種ノ改良統一ヲ圖リ之ガ實地指導ニ當ラシメ又同年同月以來蠶業技術員ヲ設置シ蠶業ニ關スル指導獎勵ヲ行ハシメ一般農事改良發達ニ至大効果ヲ舉ゲタリト雖耕地ノ擴張ハ無限ニ爲シ得ベキニアラズ依而特ニ大正七年頃ヨリ深耕ノ獎勵ヲ行ヒ深耕犁ノ購入斡旋ヲ爲スト共ニ相當補助金ヲ交付シ今日ニ及ベリ然ルニ時代ノ進歩ハ斯業ヲシテ多事多端ナルニ至ラシメシヲ以テ更ニ農家ノ經濟的施設ニ關シテ特ニ米麥其他農家ノ經濟調査ヲ行ヒ適切ナル指導獎勵ヲ行ヒツ、アリシニ近時勞銀ノ高騰ハ農家經濟ヲ窮境ニ陥ラシメシ時ニ際シ勞力節約ノ爲メ各種改良農具ノ普及ヲ激勵スル傍ラ町農會ニ農用發動機其他關係動力農具ヲ購入使用シ之ガ普及ノ資ニ供スルト共ニ農業勞力節約ニ供シツ、アリ

役員 移動 其一 (明治二十三年四月二十三日選舉當選)

會長結城茂八郎ハ就任明治二十三年四月日不詳退任明治三十三年三月不詳副會長三谷貞平議員白山重吉、結城與三郎、雲宮治三郎、妹尾幾郎、松家永之助、池上又三郎、桑原源吉、青山藤吉、梯伊代太、野崎彌藏、山口熊之丞、花崎五平、戸井磯五郎、桑原惣平、岩戸和藏、宮島庄助、森山兵次、松浦虎平、重本武平、松浦次藤太(選舉會員役員共任期貳ヶ年)

役員 移動 其ノ二 (明治廿五年四月改選)

前任者通り移動ナシ

役員 移動 其ノ三 (明治廿七年四月改選)

會長前任者副會長住友春太郎議員一同前任者通り

村農談會試作者並ニ獎勵委員

(明治二十六年四月選舉任期二ヶ年)

就任年月日	氏名	退任年月日	氏名
明治二十六年四月	獎勵委員(雲宮治三郎住友春太郎)	明治二十八年三月	獎勵委員上 記 同
明治二十六年四月	試作者(尾賀宇平幸元秀吉)	明治二十八年三月	試作者上 記 同

(明治二十八年四月改選)

就任年月日	獎勵委員氏名	就任年月日	試作者氏名
明治廿八年再選	雲宮治三郎	明治廿八年四月	幸元秀吉
明治廿八年再選	住友春太郎	明治廿八年四月	松浦藤吉
退任年月日	同 氏名	退任年月日	同 氏名
明治卅年三月	同 氏	明治三十年三月	同 氏
明治卅年三月	同 氏	明治三十年三月	同 氏

(明治二十九年四月改選)

前任者 再選 役員 移動 其ノ四

前任者 再選 役員 移動 其ノ五

前任者 再選 役員 移動 其ノ六

明治三十一年四月改選

(明治二十三年四月改選)

農會長石川光五郎就任明治三十七年四月退任明治三十七年三月副會長住友春太郎議員前任通リ

役員 移動 其ノ七

(明治三十七年四月改選)任期三ヶ年

農會長石川光五郎就任明治三十七年四月退任明治四十一年三月副會長住友春太郎委員石川光五郎、長瀬貫一、幸元秀吉、阿部嘉十郎、議長平野鍋吉副議長北野虎七、議員長尾德太郎、石川光五郎、住友春太郎、森本貞七、安部秀三郎、住友賀太郎、幸元嘉吉、安友伊助、尾賀正三郎、伊勢長十郎、佐竹米吉、松田伴真、篠塚竹藏、木村爲十郎、松村虎平、麻山重平、三室彌太郎、大栗傳三郎、阿部益太郎

役員 移動 其ノ八

(明治四十一年四月役員改選)農會住友春太郎就任明治四十一年四月退任明治四十四年三月副會長

長松村虎平評議員尾賀正三郎、麻山重平、雲宮治三郎、西坂平三郎、篠塚竹藏、安部秀三郎、松田伴真、議員 幸元嘉吉、池上武平、矢田茂次郎、麻坂米三郎、長尾晴太郎、尾形藤右左門、西坂平三郎、德永武平、松浦歡一、花崎彦平、横田周三郎、梯森太郎、安部萬平、住友嘉太郎、松田伴真、梯利平、宮崎伊平、桑原吉藏、結城茂八郎、白山庄平

村農會代表者 同ジク任期三年

代表者 住友春太郎、副代表者 松村虎平

村農會名譽會員

平野鍋吉、幸元嘉吉、伊勢長十郎、尾賀伴助、結城茂八郎、富本平三郎、森本貞助

役員 移動 其ノ九

(明治四十四年四月改選)

農會長住友春太郎明治四十四年四月就任大正三年三月副會長宮崎伊平評議員長尾清太郎、松田伴真、横田周三郎

安部萬平、松村泰輔 結城茂八郎、池上武平
議員長尾清太郎、松田伴真、横田周三郎、篠塚竹藏、上田總平、松村泰輔、結城茂八郎、三谷丈太郎、安倍萬平
石川光五郎、住友春太郎、花崎彦平、松浦歡一、尾形藤右工門、幸元嘉吉、住友長兵衛、西坂平三郎、上田與平
白山庄平、池上武平

村農會代表者 同ジク任期三ヶ年

正代表者 幸元嘉吉、副代表者 松村泰輔

役員 移動 其ノ一〇

(大正三年四月役員改選)

農會長結城茂八郎、副會長長尾清太郎

右役員家事都合ニ依リ四月末辭任届出アリタルニ付同年六月一日役員改選ス

農會長住友春太郎就任大正三年六月一日退任大正六年三月副會長宮崎伊平、評議員議員前任者再選

郡農會選出代議員

郡農會出席議員 幸元 嘉吉

豫備議員 麻山 重平

役員 移動 其ノ十一

(大正六年四月役員改選)

農會長就任大正六年四月辭職大正九年二月十一日副會長藏本伊平副會長病氣ノ爲メ大正七年三月二日辭職ス大正

七年三月十八日補欠選舉ヲ行ヒ住友惣四郎氏副會長當選ス評議員並ニ議員前任者再選

役員 移動 其ノ十二

(大正九年四月役員改選)

農會長 結城茂八郎就任大正九年四月退職大正十二年三月副會長安部武藏幹事鹽田貞平、住友惣四郎

評議員 幸元嘉吉、大西秀市、重本榮助、石川茂平、安部萬平、雲宮昇三郎、梯和平、
 惣代 幸元嘉吉、上田總平、安部萬平、安部武藏、宮本泰八、住友惣四郎、桐野常一、瀬川孫三郎、梯和平、
 大西秀市、河村瀧藏、鹽田貞平、井上米藏、重本榮助、結城茂八郎、志賀松長兵衛、岡多平、後藤甚八
 雲宮昇三郎 石川茂平

郡農會選出代議員

郡代議員 幸元嘉吉 豫備議員 結城茂八郎

役員 移動 其ノ十三

(大正十二年三月二十一日改選)

農會長 安部武藏就任大正十二年三月二十一日退職大正十五年四月十六日副會長重本榮助幹事鹽田貞平就任大正
 十四年四月一日宮本與一就任大正十四年四月一日退任大正十五年十月一日
 評議員 石川和太右工門、山本芳市大正十四年五月十九日
 死亡失格 石川茂平、岡多平、住友傳吉
 惣代 石川和太右工門、住友新平、山本芳市、新藤文平、宮本泰八、藏本伊平、吉田一也、中野金之助、寒川
 榮藏、石川藤平、岡多平、田中柳助、篤谷元一、池上德平、桑原幸助、結城茂八郎、志賀松長平、井上米造、伊
 丹理三郎、大島久次郎、住友傳吉、山内軍平、三谷安一、石川伊三郎
 郡代議員 同豫備議員

役員 移動 其ノ十四

(昭和貳年參月三十一日滿期改選)

農會長重本榮助就任昭和貳年三月副會長森本淺市評議員梯忠良、中野金之助、西坂治一、吉田一也、徳山文吉、
 田中柳助、結城金方
 村農會出席代議員梯忠良同豫備議員中野金之助幹事會計鹽田貞平幹事書記近藤貞雄幹事徵稅眞田文平、宮本與一

技術員桐野保一就任昭和貳年四月一日退職昭和三年貳月

農業技術員移動

就職年月日	退職年月日	氏名
明治四十三年四月一日	同年七月末日	椿本松三郎
明治四十三年八月十六日	明治四十四年八月廿五日	金子清
明治四十四年十月一日	同年十一月末日	前坂安一
明治四十四年十二月一日	大正二年六月三十日	大西秀市
大正二年七月一日	大正五年六月三十日	三谷豊太郎
大正五年七月一日	大正六年四月三十日	高渡菊太郎
大正六年五月一日	大正八年一月十七日	杉友貞司
大正八年一月廿日	大正十一年一月三十日	桐野保一
大正十一年二月一日	昭和二年三月三十日	河村富雄
昭和二年四月一日	昭和三年二月末日	桐野保一
昭和三年三月十九日	現在	梯忠良

農業ト其ノ副業

本町ノ農業ノ状態ハ耕地三百三十余町歩ヲ有シ内水田三十七町步畑二百七十七町(現在ハ殆ンド桑園)ニシテ農家
 戸數ハ總戸數九百五十中七百五十一戸ニシテ七割九歩ヲ占メ物産トシテハ價格ニ於テ蠶繭ヲ第一位トシテ米麥之
 ニ次ギ其ノ他雜穀類等ニシテ地勢ハ概ネ平坦ニシテ地質ハ第四記新層ノ壤質砂土及砂質壤土ナルヲ以テ概シテ地
 味肥沃ニシテ各種作物良ク繁茂ス往年盛況ヲ極メシ藍作ハ明治四十年以來外藍ノ影響ヲ受ケル事業大ニシテ藍業
 界ニ一大打撃ヲ被リ栽培製造共漸次減少シ現在其ノ名ヲ止メズ加フルニ明治三十年以來米價ノ昂騰ト養蠶業ノ發
 達ニヨリ畑ハ殆ト桑園トナリ今ヤ養蠶業ハ最モ盛ニシテ又桑葉發育頗ル良好ニシテ育蠶ニ適シ良繭ヲ産ス最近非

常ナル發展ヲ見其名全國ニ知ラル稲作ハ從來畑ニ栽培セラレシモ明治三十二年川田村ト相諮リ川俣用水ヲ設ケ次
 デ大正二年湯立耕地整理組合ノ組織ヲ見ルニ至リ尙最近電動力ヲ利用シ水田ノ設備成リ爲メニ稻作ハ逐年亦増減
 ノ傾向ヲ呈スルニ至リ米麥ノ産額モ尠クナイ養畜業ハ未ダ盛ナラズト雖モ牛馬飼養戸數二百七十餘戸ニシテ約三
 百頭ニ達シ又近時基礎牝牛ノ購入スル等アリテ品種改良見ル可キモノアリ又養鶏養兔等ニ於テモ漸次増加ヲ示シ
 ツ、アリテ昭和三年度ニ於テ養鶏飼養戸數三百五十戸ニシテ羽數一万五千余ニ達ス
 又農家戸數ハ大正元年ニハ專業戸數四百五十戸兼業戸數二百六十戸デアリシガ昭和三年ニハ專業四百七十七戸兼
 業戸數二百七十四戸トナツテ年ニ依リ多少ノ増減ハアレド先ヅ向上シツ、アリ左ニ各種狀況ヲ記述ス

明治三十三年度以後耕地反別異動表

年 別	田 畑	桑 園	合 計
明治卅三年度	二二九反	二三五四反	一五〇反
明治四十年度	二二九反	二〇六六反	八〇〇反
大正元年度	二五七反	一七八九反	一一〇〇反
大正五年度	三〇九反	一七三四反	一一五〇反
大正十年度	三四九反	一三二五反	一一二四反
大正十五年度	三六〇反	八二四反	一八五三反
昭和三年度	三七〇反	四五〇反	二二二〇反

一、米 作

米ハ本邦食糧品中最重要ナルモノニシテ古代水稻ハ其ノ耕作反別尤少ク山間或ハ溪川ノ水ヲ利用シテ耕作ヲ行ヒ
 陸稻ハ畑地ニ於テ何レモ栽培シ來リシモノニシテ其ノ來歴蓋シ中古時代ヨリノ初マリシモノ、如シ然シ其耕作方
 法ニ於テハ何等改良ヲ加ヘズ依然舊法ニヨルノ外ナカリシモ明治二十四五年頃ヨリ稍々之レ等ニ意ヲ用ヒ種々研
 究ノ歩ヲ進ムルニ至リ農事試験場ヨリ優良種ノ配付ヲ受ケ明治二十六年試作者ヲ置キ尙獎勵委員等設置シ試作ヲ

行ヒ優良品種ト認ムルモノニ對シテハ之ガ採種ヲ行ヒ當業者ニ配付シツ、アリシモ一般當業者ハ水稻作ニ留意ス
 ルモノ甚ダ少ク点々正條植ヲ爲ス者アリシガ之等ハ一般農家ノ嘲笑ノ的トナリ萎微トシテ振ハザリシガ明治廿九
 年ヨリ郡派遣稻作教師ニ依リ指導獎勵ヲ受ケ正條植ノ如キ其他耕作法モ亦改善セラレ村農會技術員等モ盛ンニ獎
 勵指導ヲ爲セシヲ以テ明治四十年頃ニ至リテハ殆ンド正條植ノ有利ナル事ヲ認メ之ガ實行ヲ爲スニ至レリ而シテ
 其際水稻栽培ニ益々意ヲ用ヒ諸種研究ヲ怠ラズ各種獎勵機關ヲ於テ指導ノ傍ラ稻立毛品評會稻作多收共進會ヲ隔
 年毎ニ行ヒ専ラ改良増殖ヲ圖リ結果其成績著シク舉グルニ至リ元來石余ノ收穫ヲ爲シツ、アリシ稻田モ大正元年
 頃ヨリ深耕ノ普及栽培技術ノ向上ニヨリ著シク進歩ヲ見ルニ至リ今之等ニ關スル狀況ヲ表示ス

稻作付反別及收穫表

年 別	作付反別	收 穫 高	一反歩宛收穫高
明治三十三年	二二九反	二二九、石〇〇二	一、石一一五
明治四十四年	二五七反	四三七、六七一	一、七〇三
大正 八年	三四九反	七一一、七九九	二、〇五一
昭和 三年	三七〇反	八八二、二二〇〇	二、三八七

二、麥 作

本町ノ麥作は裸麥其ノ大部分を占め本町食糧品中重要なるもの、一にして古來より之が栽培行はれ相當栽培反別
 を有し其の産額も亦少からざるものありしが之が種子の移入せし時代を明にし得ざるも米の移入以前より既に栽
 培しつゝありしもの、如し明治卅五年頃に至り之が改良に志すものあり農事試験場より優良種の配布を受け試作
 するものありと雖も明治四十年頃迄は依然として舊習により栽培せるに過ぎず従つて自給自足の外移出麥の量甚
 少かりしも此の際よりして麥の出入を實行せるものあり又△△△に於ても之が増収策として適切なるを感じ専ら
 獎勵するに至り漸く改良麥作の著くを得たり

越へて大正元年頃縣農會は改良麥作には調査研究の結果埼玉縣に専ら行はるゝ土入法の有利なるを確め同年より

縣下に亘り篤農家に其の標準を示し試作を爲さしむる事あり此の事たるや既に本町は郡の指導を受け之が普及に努め大正三年夏埼玉縣改良麥作の元祖たる權田愛藏翁の實地指導を大字瀬詰にて行ひ各關係者の見學を爲さしめ之より權田式麥作法の奨勵を爲すに至る毎年土入鋤鏈の共同購入斡旋を爲し一面改良麥作品評會を開く等麥作増殖に腐心せし結果大正六年頃に至りては殆んど此の式を採用せざるものなきの盛況を呈せり

越へて大正七年縣實行協會主催是香川縣農事試驗場より吉田技師を聘し名東郡に於て同技師の耕作法即ち從來の權田式に改良を加へたる吉田式廣蒔麥作法の講習會を開き或は其他各地に於て講話並に印刷物配付等を以て普及奨勵に努むるに至り漸次改良實行者の數を増すに至れり然るに歐洲戰亂後食糧農産物の下落は延びて麥作の不振を來し不之加本町養蠶業は益進歩發達し之に伴ひ麥作は全く閑却せられ耕作全反別の僅か一割といふ減少を見るに至りたり然りと雖も從來に比し品種の改良と耕作法の改善は一大進歩を呈し現在に於ては縣の奨勵品種たる白珍好九州、香川、徳島白麥八號、同小髯等なり麥作に關する狀況を表示すれば次の如し

年次	麥作	付作	表	反別	收獲	高
大正元年	一八〇三反				二七四三石	
大正五年	一八九七反				一八三三石	
大正十年	一八五六反				二〇四二石	
大正十五年	一六二二反				二一〇九石	
昭和三年	一三四一反				一六〇九石	

三、藍作

藍栽培の起源に就ては年代甚古く説に曰蜂須賀家政公豊臣秀吉公の命により天正年間四國長曾我部元親氏を打ちて殊勳を樹てし功に依り播州より轉じて阿波國主に任せられ以來殖産興業の振作に着眼せられ藍栽培並に鹽製造等を傳へたる胚胎せるものにして元和年間播州より種を移し麻植郡鴨島に試種せしめ阿波國土に通ずるを認め寛

永の頃麻植阿波名東名西板野五郡に蕃殖を爲したりと云ふ要するに藍作に就ては國主蜂須賀公の御威徳により國産の基礎を確立せしものにして全邦染色界を風靡し獨り其の覇權を掌握したもなるや疑ふ余地あらざるなり阿波藩主蜂須賀公は藍の移植以來専ら之が發達を圖るべく保護干渉に努めし結果多數藍玉生産を爲すに至り國産中第一位を占むるに至りたり
要するに藍作の製造の盛なりしは維新以前は勿論明治時代にありては貳拾年より參拾年頃の間にして此の間に於ける價格は最も高値にして栽培製造販賣共に相當の利益を收め自然擴張を圖りつゝありし爲縣内各縣共に競ふて之が栽培を爲すに至り生産過多は價格の一頓挫を來すに至りしは明治三十五年頃なりとす殆んど其の期に於て印度藍△の輸入漸く盛となり外藍の硫化染料の輸入の爲め之が影響を受くる事甚大にして藍業界に一大打撃を被り加ふるに明治四十年以來米價の昂騰と養蠶業の發達は藍田化して米田桑園となり以來衰運に傾き漸次栽培製造共に漸減するに至りたり然るに歐洲戰亂の爲め外國染料の輸入杜絶は我が阿波藍の需用を高め大正七八年は意外に作付反別を増加し相當の利益を爲したるも戰亂終結輸入染料の爲め又々價格低落の止むなきに至り我藍業に影響少しとせず今や其後全く斷ち見る影もなきに至れり

四、甘藷作

甘藷は元熱帯地方の原産にして支那人が明の萬曆年間(日本の天正時代)に呂宋島より携へ來り福州に之を初めし後十三年を経て我慶長年間(今より凡三百年以前)琉球人が栽培し更に百年を経て琉球王が薩州種が島の領主島津久基公に献じたり之實に元祿十一年にして即ち我國に於ける栽培經路なるが甘藷を呼びて「リウッキウ藷」又は「薩摩藷」と云ふも全く前記の由來に依るものなり而して關西地方に現れしは青木昆陽幕府に建白して之が繁殖を絶叫せしに基因せるものなり
是を以て見れば本町の甘藷栽培も蓋し久遠の昔に非らざるべく斯くて其栽培盛んとなるに至れり本町の如きは此の甘藷作をして食糧品中の米麥に次いで重要なるものとなし之が栽培は一般に行はれ其の反別又僅少ならず

此ノ總反別

四八〇反

此ノ産額 二三〇、四〇〇貫

にして本町農家經濟に至大の關係を有するに至れり甘藷の栽培は其の來歴古しと雖も何等之が改良に意を用ゆるものなく唯傳來の栽培により満足し居たりしが是が栽培面積普及の狀況より考ふるも放任し難く縣郡農會等より直接指導を受けるを共に農事試驗場より各種品種の配布を受け農會直營指導地を設置し技術員指導の元に各種試作を爲し一般農家をして見學せしめ尙講習講話を爲し専ら改良作の普及を爲すに至り近年非常なる增收を得るに至れり

五、川俣普通水利組合

元來本組合區域は地味粗惡加ふるに水利の便を欠ぎ夏作物としては殆んど甘藷栽培を唯一の事業となしたりしが斯くては農業經營上不經濟なるを明治廿七年稀有の旱魃に遭遇し水は渴れ力盡き收穫皆無の慘害を蒙り農家の悲慘例ふるに者なかりき此の時に際し時の郡長井内恭太郎有志を始め本町尾賀正三郎、平野鍋吉、幸元嘉吉、北野五三郎、石川光五郎、松田伴眞、三谷丈太郎、梯小三郎氏等同志は川俣別枝東山谷の水量多きを認め之を灌漑水に充て此の悲境を救はんを志し東奔西走漸くにして明治廿九年一月組合の創立を見るに至れり此の區域川田町旗見外の字東町青木外一字反別約壹百町歩に亘る普通水利組合を組織するに至り越えて明治三十一年六月起工し翌三十二年六月竣効を見るに至れり
本郷水路延長四千二百七十四分にして川俣に於て別枝、東山川の全流点に於て灣形長さ廿一間の堰堤を設け水路を山腹に沿ひ隧道三ヶ所百十三間を経て川田村に達する白坂に於て初めて灌漑を爲し尙山腹の水路を経て數字を經本町大字瀬詰字古城に至る其間川田村山神に於て七十尺の水路を設け其他支線を各方面に附設し此の合計延長一万六千二百間三合にして工費實に壹万壹千參百七拾五圓五拾七錢參厘を要せり爾來當地に於て數回の旱魃に遭遇なすも更に旱害を需める地なく荒地變じて良田と化し尙其收穫に於て品質に於て他に遜色無きに至りしは實に水利事業の賜と云ふを得べし現今に於ける之が維持費は壹ヶ年三千圓前後にて壹反歩當り貳圓五拾錢前後の輕課にて最も有利に耕作し得るに至れり

六、湯立耕地整理組合

古來藍作を主体として地區内田畑地大部を占め畑作物の栽培に余念なかりしが藍作の不況は農家經濟をして窮境に陥りしを以つて之が對策として地方有志は水利の計畫を爲すに至れり時恰も米價漸騰の期に際し傍ら養蠶業の普及せるに至りしが耕地整理に關する議纏り大正二年耕地整理組合の組織を見るに至れり灌漑水の計畫は機械揚水となし當時川田水力電氣と交渉を重ね七馬力半の送電契約成り是を以て實施爲したるが契約電力の送電能力なき爲め一ヶ年使用にて解約し十五馬力の瓦斯エンジンを用いて之が揚水を爲すに至れり此の灌漑反割貳拾壹町八反貳畝歩内八町貳百歩は目下桑園と化し現在水田拾三町歩に灌漑するに至れり大正三年五月工事全く完成し同年六月始めて灌漑爲したるものにして水路本線九百三十九間直線延長一千三百七十五間延長合計二千三百十四間此の總工費八千余圓にして當時一ヶ年の維持費二千三百七十九圓八錢反當賦課額十一圓余なるが經費漸次膨脹し大正九年に於ては維持費四千七百七圓八十錢反當賦課額十九圓の多額の負擔を要すべく折柄米價下落に際し之が維持甚だ困難の域に向ひつゝあるを以つて時の幹部は時々集會を催し考究の結果電力を利用し經費削減する事の議纏り大正十四年三重合同電氣會社と特約し十五馬力の動力に變更すに至れり是れが實施に當り非常なる經費の削減を見るに至れり壹ヶ年の維持費一千四百七十二圓反當賦課額六圓前後の輕課となり尙將來は經費漸減の見込なればより以上の輕課にて維持可能なり並に同區域は土質良好水稻作の恰適地にして又地方農民に於ても之が改良作を競ふに因り其の數量と品質に於て郡内優秀の成績を擧ぐるに至れり當組合設立當時より引續き今日に至る迄平野鍋吉氏組合長となり各種事業の進展に努力し今日に至れり尙現在之れが維持進展に貢献しつゝある諸氏左の如し

- 組合長 平野 鍋吉
- 副組合長 住友春太郎(創立者) 樋口 多平(現在)
- 庶務會計 樋口 多平
- 評議員 樋口 邦好 住友 新平 桐野 常一 住友賀太郎

石川和太右工門 西坂 治一 住友 勘平 以上 七名

七、副業

養鶏

農家に於ける副業は大なるものなきも其の主なるものは養鶏にして大要を述記すれば次の如し

古來より各農家は鶏を飼育し來りたるも極僅少にして之を規模的に經營するものなく只一戸四五羽位を普通とし單に報農と愛翫との用に止まり偶穀粒の廢棄を救はんが爲めに飼養する位に過ぎなかつたのである然るに輓近になつては養鶏の有利なるは副業的價値を一般的に認められ農商務省は獎勵施設として全國樞要の地に國立禽場を設置し汎く公衆に種卵種雛の分譲を行ひ尙縣郡を通じて獎勵金を下附等其の筋の獎勵と相待て副業的飼育するもの或は本業化せるもの等年と共に増加しつゝあり最近に於ける本町養鶏は非常なる發展を見るに至れり昭和貳年に於て拾個以上飼育せるものを以つて養鶏組合を設立し之が事業としては共同孵化、共同雛、初生雛共同購入種雛種卵共同購入及配布、飼料の共同購入雞卵廣雜の共同出荷養鶏共進會等其他養鶏の改良發達上各般に亘る施設事業を爲しつゝあり尙ほ且つ爲さんと計畫中にして未だ日淺しと雖も將來に於て相當發展するものと信するものあり

八、農事改良實行組

大正九年十月一日徳島縣告示に依り實行組を設立する事となり本町に於ても之れが方法に就て町内全部に貳拾四組を以て設立を見第一回總會を山瀬町役場に開會する各種農業上の獎勵事項に付て協議し愈實行組活動の第一歩を始め以來町に於て年二回以上實行伍長會を開催し各般の施設事業獎勵に關し打合或は組合議をなし又一面縣部等より關係技術者等の派遣を乞ふ等大に組の活動と農業の改良發達に努めしむ現在組數貳拾四組人員九百參拾五人にして全農業者に及ぶ

山瀬町實行組一覽表

(昭和三年現在)

組名	創立年月	組員數	組長	地			
				田	畑	桑園	計
第一區	大正九年十月	一六	妹尾 圓一	三、〇〇〇	一七、二〇〇	七五、二〇〇	一一四、四〇〇
第二區	同	三三	住友 覺一	五、〇〇〇	二四、八〇〇	一一、八〇〇	一八、六〇〇
第三區	同	三〇	松田市三郎	一九、八〇〇	一九、九〇〇	一一、五〇〇	三三、二〇〇
第四區	同	五	新藤 好一	一四、一〇〇	三七、三〇〇	三五、七〇〇	八七、一〇〇
第五區	同	三	住友 彌一	—	四七、三〇〇	一四六、〇〇〇	一九三、三〇〇
第六區	同	二九	藏本 伊平	—	三四、七〇〇	八八、三〇〇	一二三、〇〇〇
第七區	同	二五	増富 九平	—	四三、二〇〇	一〇一、六〇〇	一四四、八〇〇
第八區	同	二六	寒川 榮藏	—	二〇、二〇〇	二五、〇〇〇	二九五、二〇〇
第九區	同	三三	中野金之助	—	四一、二〇〇	一〇二、八〇〇	一四四、〇〇〇
第一〇區	同	二七	石川 茂平	三、〇〇〇	五五、〇〇〇	一七五、一〇〇	二三三、一〇〇
第一一區	同	二二	横田周三郎	—	二、七〇〇	一四、八〇〇	一六四、五〇〇
第一二區	同	二〇	岡 多平	—	一、〇〇〇	一四、〇〇〇	二四、四〇〇
第一三區	同	二七	田中 柳助	二九、五〇〇	四一、六〇〇	七、七〇〇	一四三、八〇〇
第一四區	同	二六	森山彌三郎	—	二、四〇〇	八五、二〇〇	一〇七、二〇〇
第一五區	同	二七	金谷順太郎	—	三、三〇〇	一〇一、〇〇〇	一三三、三〇〇
第一六區	同	二二	桑原 幸助	二、〇〇〇	一〇、三〇〇	五、六〇〇	六三、九〇〇
第一七區	同	二四	白山 武平	—	四、八〇〇	七、一〇〇	七、九〇〇
第一八區	同	一九	藏本 柳衛	七、〇〇〇	二六、〇〇〇	四五、二〇〇	七二、二〇〇

第一九區	大正九年十月	一九	松田 長平	二二,一〇〇	二四,六〇〇	八二,八〇〇	一一九,五〇〇
第二〇區	同	二五	白山武三郎	一一,三〇〇	二八,八〇〇	一〇,二〇〇	一四一,三〇〇
第二一區	同	三七	北谷 國一	—	九,六〇〇	三一,〇〇〇	四六,〇〇〇
第二二區	同	四〇	三輪 宇平	—	六,二〇〇	三五,八〇〇	四二,〇〇〇
第二三區	同	三六	山内 軍平	三,三〇〇	一〇,八〇〇	五一,九〇〇	六六,〇〇〇
第二四區	同	一五	三谷 安一	六,八〇〇	三,七〇〇	三三,七〇〇	一三七,二〇〇

蠶業組合

本郡養蠶同業組合山瀬支部蠶業經營成績調書に依れば其概況(本文の通り)は

一般地方ニ産業状態及蠶業の關係

本町ニ於ケル農業ノ状態ハ耕地面積三百一町〇四畝廿五步ヲ有シ内田卅六町二反一畝廿八步畑二百十四町八反二畝廿七步ニシテ農家戸數八百二十九戸一戸平均耕作面積ハ三反七畝十五步ニ當レリ而シテ農家ハ本業五百六十六戸副業二百六十三戸ナリ由來本町ハ主モニ藍作物ノ栽培ノミヲ以テ農家ノ經營ヲ計リ一面副業トシテ蠶業ヲ經營シツ、アリシガ爾來阿波藍ハ外藍ノ爲メ其後ヲ絶ツ、ニ至レリ是ニ於テ産業ヲ獎勵シ桑園ノ増殖ヲ圖リタリ

現在桑園ノ面積ハ百五十四町九反步ニシテ畑面積ノ五割六分餘ニ達シ養蠶戸數五百三十八戸掃立數春五千八百七十枚夏秋蠶七千二百九十五枚合計一万〇四百六拾五枚收購額五万六千百一十一貫匁此價格四十五万五千五百十五圓八拾五錢ニシテ本町物産中第一位ヲ占ムルニ至レリ
茲ニ於テ本町ニ於ケル養蠶業ハ一層緊要ナルモノニシテ本業ノ盛衰ハ町ノ經濟ヲ左右スルヲ以テ經營上大ニ改良ヲ加ヘ逐年其成績ヲ向上シ大ニ生産增收ヲ示シツ、アリ

大正三年以來各所ニ部落養蠶組合ヲ設ケ共同一致福利増進ヲ計リツ、アリシガ大正十年四月縣令發布ノ趣旨ニ依リ山瀬町養蠶組合ヲ設置シ組合ノ内容組織ヲ根本的ニ改善シテ町内二十一ノ支部ヲ設ケ從來ノ組長ヲ支部長トシ堅實ナル蠶業經營ノ基礎ヲ立テ一面技術者ヲ設置シテ全般ノ指導獎勵ニ努メタリ
大正十四年七月廿二日養蠶同業組合認可セラレ從來ノ養蠶組合及各支部ヲ山瀬支部及各小組ト改正スルニ至レリ組員ハ大ニ其目的ニ向テ進行シ斯業ノ發達ニ全力ヲ注イタ
支部長欠員副支部長重本榮助幹事宮本與一糸田川榮重郎書記鹽田貞半組合員五百三十八名ニシテ桑園基本調査ノ結果ハ

品種魯桑(一、三二八反二畝)青市(八、三反一畝)改良魯桑(五反七畝)千松(一三反)早撰(九反三畝)十文字(六反七畝)改良鼠返(五反)清十郎(三反七畝)九紋龍(三反五畝)富榮桑(一反二畝)大葉早生(一反二畝)白桑(九畝)其他(二二反六)計一、四七五反一畝テアル樹齡ハ一年乃至三年三三三反一畝四年乃至八年六〇〇反九年乃至十五年四二一反十六年以上一、二一反等級甲種(優良ナルモノ)五三五反三畝乙種(普通ナルモノ)八三七反九畝丙(二三年改植ヲ要スルモノ)九五、六五畝丁(直ニ改植ヲ要スルモノ)六反一畝

桑苗配付ハ本町農業補習學校ニ於テ優良品種ヲ接木シ之ヲ支部ヘ實費納付セシメ更ニ支部ハ各小組ニ實費配付ヲ行フ一面各小組長ヲシテ其組員ニ縣獎勵品種ノ自産ヲ獎勵セリ桑葉ノ需給關係可良ニシテ共同桑園ノ其反別七反三畝步アリ

個所數	組合員數	反	別	品	種	名
七	一三五五人	七反三〇〇	青市、富榮改良鼠返			

指導桑園一反二畝步肥料試驗桑園二畝步ヲ設置アリ夏秋蠶專用桑園ハ總反別百四十七町五反一畝步ニ對シテ四町九反步ニシテ一割餘ニ達セリ次ニ夏秋蠶飼育獎勵、桑樹病虫害豫防驅除ヲセリ養蠶經營トシテ蠶種共同購入、蠶種共同貯藏、蠶種共同催青、蠶室蠶具消毒ノ共同實施、養蠶技術員設置(糸田川榮重郎年給七五六圓)上簇改良繭取引改良(總收購量五万六千九百一十一貫匁ニ對シ共同販賣繭數量五万六千六百六十六貫匁ニ

シテ九割九分六厘ニ達セリ)改良施設(講話實地指導、視察)必需品ノ共同購入、綠肥栽培、共同貯金(千九百四十九圓基本財産(三千七百八十四圓))

現在ノ役員ハ左ノ通り

- 山瀬支部
 - 支部長 重本 榮助
 - 支部幹事 糸田川 榮重郎
 - 囑托收入役 塩田 貞平
 - 副支部長 森本 淺市
 - 近藤 貞雄
- 麻植郡養蠶同業組合
 - 蠶業技手 糸田川 榮重郎
- 山瀬支部駐在
 - ニシテ昭和二年度ハ成績ハ左ノ通り

期	節	組合掃立	上 繭		其 他		計 額		對蠶種一般	
			數量	價格	數量	價格	數量	價格	收繭量	價格
春蠶	五五人	三、〇〇〇枚	二〇、九三〇	一七〇、五二〇	一、六八〇	四、一九七	二二、六一〇	一七四、七〇	七、五三七	五、八三七
夏秋蠶	延一、四八	七、六三〇	四四、〇〇九	二〇五、一六九	六、九九三	九、九八六	三五、一五五	五二、〇〇	六、六八四	二、二〇〇
計	延一、九五	一〇、六三〇	六四、九三九	三七五、六八九	八、六七三	一四、一八三	三六、九八二	七三、六二	六、九三五	三、六三七

表 彰

- 一大正十四年二月徳島縣養蠶組合ヨリ養蠶事蹟壹等賞表彰
- 一大正十五年三月徳島縣養蠶組合聯合會ヨリ優等賞表彰
- 一昭和二年三月右同最優等賞表彰
- 一昭和二年四月養蠶經營優良ニヨリ大日本蠶絲會ヨリ表彰
- 一昭和三年四月養蠶事蹟優良ニヨリ大日本蠶絲會ヨリ表彰
- 外ニ小組団体トシテ麻植郡養蠶同業組合ヨリ事蹟顯著ニヨリ山崎中央小組ヲ表彰サレ自大正十三年至大正十五年引續キ同組ニ於テ優賞旗ヲ受ケ居リタリ
- 昭和二年三月繭品評會優等ニヨリ大字瀬詰日章小組表彰サレタリ

森 林 制 度 (下)

本町内には之に關する資料としては餘りないが今其大体を述べると阿波藩時代に於ては既に述べたる如く森林制度に於て森林の保護繁殖に重きを置き取締も亦周到であつたので林地の多くは書尙暗く生茂つて幾多の美林は各處にあつた又野原の如きも藩守が鷹野の爲に出郷せられた時は田鶴ばん等の多からしめんが爲に鳥見下鳥見を置いて原野に附くべく保護し來つたが、又藩に有用な樹木の如きは帳附木として保護して來たが明治初年徳川將軍大政を奉還し各藩の制度俄かに弛廢し帝國の森林制度は未だ確立せざるに當つて藩有林の搬出不便なるもの又は從前の常受名負其外地味瘠惡にして價値なき林地の如きは社寺除の外の森林其外御藏敷の如きも拂下をした次に掲ぐるものは其一例である

麻植郡山崎村名負敷檢地帳

- △反六畝貳拾步
 - 定請錢 貳貫九百三拾文
 - 上竹代 貳拾貫四百四拾文
 - 敷惣預リ 五拾六貫文

寺内

壹 畝

定請錢 壹百三十拾文
床錢 壹貫四拾文
上竹代 壹貫六百文

西法寺

(中 畧)

畝合七反貳畝貳拾貳步七厘五毛

定請錢合拾貫貳百六拾文

床錢合八拾貳貫八拾文

上竹代合七拾四貫六百文

右之通籤今般永錢上納向後名負ニ仕△遣候條稅錢每歲六月限被立上納可致候也

明治四年辛未三月

少 屬 井 後 文 藏
權 少 屬 安 田 彌 一
史 生 大 山 源 一
准 史 生 加 藤 膳 太 郎

右村 役人 共方 へ

又原野の如きは其儘捨置く處もあつた斯うして整理を附けた後の森林原野の姿は阿波國郡村誌中麻植郡瀬詰村誌の中に次の如くある

瀬 詰 村

森 林

大須賀林 民有ニ屬ス本村乾ノ方ニアリ東西八町南北六町面積詳ナラス榎樹多シ

原 野

北須賀原 民有ニ屬ス本村良ノ方ニアリ吉野川ニ沿フ積ニシテ僅ニ萱ヲ生ス東西貳拾五町南北拾五町
右に見えたる森林は明治の初に拂下げを受て民有に歸したるもの原野は亦其後不用に歸したが爲に荒地の儘に捨置かれたものと思はる

又現在瀬詰村日吉神社の境内には周圍二丈五尺位で高さが十間樹齡が四百年位と認める樺の大木見え三島神社の境内にも周圍二丈一尺高さ十間樹齡三百年内外と見受ける同樹の老木がある柴は帳附木の残つたものであらうと思ふ

以上の如くにして一旦民有林となつたる後は濫材處々に行はれて十數年を出でざる内に林相一變して裸禿の状態をなし又昔日の觀なく旱害水害荐りに至つて縣には保安上經濟上森林經營の忽にせられんことを感じたので林業智識開發營林の奨勵補助森林の保護取締を實行し明治三十五年營林の模範を示し三十六年特に林務行政機關として林業課を置いて林務の作振を期するに至つた保安林の實行杯もあつた又是よりは農林課の保護奨勵を受くることとなつたが如上の期間に於て林業に關する事業の跡文書に見えたる

阿波誌に

棟在山崎村道側。高二丈許。枝幹四出偃地、八九丈往々入地。

棟は「ちち」と讀んで今いふ「せんだん」の木が山崎村の道側にあつて高さが二丈計りもあつて枝朝といつても其枝の四方に出て地偃し八九丈もあつて多くは地中に入つて居る

有限責任山崎信用購買組合

本組合は大正二年一月廿五日に許可あり事務所は本町役場に置く出資一口拾圓であつたが今は一口貳拾圓となる
組合長は宮崎伊平理事は重本榮助、池上徳平、石本昇一、森山彌三郎、幹事は結城茂八郎、伊勢長十郎、白山武三郎で役員任期は二ヶ年とした同四年の改選に組合長は大西秀市となつた同七年には組合長は重本榮助、監事は石本昇一、池上徳平、結城茂八郎、理事は鹽田貞平、池上武平、大西秀一、森山彌三郎で昭和二年二月廿六日の

改選に幹事は白山佐平、河村惣助、大北清三郎、理事は重本榮助、塩田貞平、大西秀郎、岡多平、評定委員は松村泰輔、松永堅太郎、富本市郎である而して組合員数は百七十六名(昭和二年十二月現在)組合口數百九十八口資本金三千九百六十圓積立金壹千三百三十圓貸付金二万一千二百八十一圓利子配當年六歩貯金が五千二百圓聯合出資が九百圓中央金庫五百圓購買組合聯合三百圓其他四千圓組合の貯金二万四千圓である(定款省畧)

川島區裁判所山崎出張所と以前の沿革

郡區役所戸長役場に設置した登記所は明治二十年勅令第二十四號に因り同年十一月一日より治安裁判所出張所設置にて從來登記所に於て取扱し事務を所管の治安裁判所出張所に引繼をして麻植郡内に於ては川島と別枝山に脇町治安裁判所出張所を設置して各登記事務を取扱はれ當時當山瀨町は出張所なり川田村と共に川島出張所に於て三山村は別枝山出張所に於て登記の取扱を受けて當出張所は明治二十一年十一月一日脇町治安裁判所別枝山出張所を麻植郡中枝村大字別枝山字平に設置し川田山登記所(川田山村外二村)別枝山登記所(別枝山村外一村)木屋平登記所(木屋平村外一村)より事務を引繼て登記事務取扱來つた處明治二十三年司法省令第四號に因り治安裁判所を區裁判所と改稱と共に川島區裁判所を新設せられ當所に川島區裁判所山崎出張所を設置し同年十一月一日より脇町治安裁判所別枝山出張所廢止せられ今迄の事務を川島區裁判所山崎出張所へ移し同時に管轄區域を改正せられ山瀨村川田村三山村中枝村木屋平村とした然して同月二十五日別枝山の出張所を山瀨町大字山崎字堤内十七番ノ二地伊勢藤次郎氏の家屋を借上げ使用開應した明治二十九年司法省令第四十六號を以て川島區裁判所別枝山出張所を増設し木屋平村中枝村を別枝山出張所の管轄とし同年十一月十六日開應した爲めに當所管轄區域を現在の山瀨、川田、三山、三ヶ村となつた

明治三十二年二月十二日に現在の場所へ尾賀正二郎氏廳舎新築移轉した

大正二年司法省令に因り川島區裁判所を廢止せられ同時に脇町區裁判所山崎出張所と改稱した大正七年司法省令に因り川島區裁判所復活し同時に川島區裁判所山瀨出張所と改稱した

當出張所設置せられ明治二十三年當時よりの所長は初代より板東耕三氏で別枝山出張所より移應し來つたもので以後左の如くである

自明治二十三年十一月一日設置月日	板東耕三
至同二十四年四月十八日	板東耕三
至二十六年一月	柏木善五郎
至二十六年十月二十七日	森本善五郎
至二十七年一月二十八日	山口就平
至同 年九月二十八日	小畑駒三
至二十九年一月二十六日	渡部米吉
至三十年十二月十五日	橋本種次郎

(一) 校 地

建物敷地 二一七坪
運動場 四〇〇
農業地 一〇〇〇
學 校 園 五〇

兒童一人宛一人宛〇、九一坪

(二) 校 舎

計	一七二七
普通教室	八
特別教室	三
講 堂	一
教 員 室	一

裁縫室
其他

計

一六二一

本校昭和三年三月學期初の就學兒童は次の如くである

尋常小學校	第一學年	男二十二	女三十八	計六十
	第二學年	男二十五	女三十九	計六十九
	第三學年	男三十一	女二十八	計五十九
	第四學年	男二十七	女三十	計五十七
	第五學年	男三十八	女二十五	計六十三
	第六學年	男二十一	女二十六	計四十七
	以上合計	男百五十五	女百八十	計三百三十一
高等小學校	第一學年	男二十七	女二十五	計五十二
	第二學年	男十九	女十七	計三十六
	以上合計	男四十六	女四十二	計八十八

尋常高等通計の人数は男二百一十一人女二百二十八人總計四百三十九人
以上の兒童を尋常六學級高等二學級通じて八學級の編製となつて居る別に補習學校もあるが小學校以外であるか
ら此處には措いて高等併置以來の校長で過去に屬するものゝ移動を表出すると次の如くである

訓導兼校長移動表

任命年月日	退任年月日	同上理由	氏名
明治廿七年三月卅一日	明治廿九年六月十九日	轉	齋藤政一

任命年月日	退任年月日	同上理由	氏名
同 廿九年六月十九日	同 卅年三月三十一日	同	須藤善輔
同 三十年三月卅一日	同 卅一年四月六日	同	須藤房藏
同 卅一年四月六日	同 卅五年七月六日	同	平岡賢太
同 卅五年七月十九日	同 卅八年十月十五日	同	渡部源八郎
同 卅九年一月卅一日	同 四十四年三月卅一日	同	近藤有地
同 四十二年三月卅一日	同 四十四年三月三日	休職	平岡賢太
同 四十四年三月廿日	大正五年三月卅一日	轉任	後藤賢好
大正五年三月卅一日	同 九年三月卅一日	同	河野昇
同 九年三月卅一日	同 十二年三月卅一日	同	富永甚平
同 十二年三月卅一日	昭和二年三月卅一日	同	大塚彰二

同上訓導移動の様は左表の如くである

至三十六年十二月十五日	福島	美宣
至卅九年十二月二十五日	大塚	直樹
至四十二年七月二十日	岡板	喜範
至同 年 九月十五日	岡板	萬一
至大正二年十二月廿九日	板東	利義
至大正五年一月十九日	林東	義
至大正六年一月二十二日	桑村	孝秀
至同 年 八月十六日	岡部	孝吉
至 十一年二月十一日	岡部	也

同 十五年七月八日 和田 五十 佐 美
現 在 有 原 孟 隆

開應當時明治二十三年十一月十二月の二ヶ月の登記事件数は五百九十二件にて税額は百一圓四十六錢五厘翌二十四年度には件數にて二千六百十九件税額五百八十八圓七十錢となり開應以來の件數に於て最高記録を維持し税額に於ては大正十四年の九千九百九圓十一錢を最高とする以下五ヶ年目の件數は

年 度	件 數	税 額
明治二十四年	二千六百十九件	五百八十八圓七十錢
同 二十九年	千七百八十九件	七百八圓五十一錢
別枝山出張所増設の爲め區域減少に因當然の減少		
三十 四年	千九百八件	千七百六圓二十一錢
三十 九年	千八百件	二千二百九十二圓八十八錢
四十 四年	千八百七十一件	二千四百三十四圓九十錢
大正 五年	千六百三十一件	二千八百二十二圓四十六錢
十 年	千三百六十二件	五千五十六圓九十五錢
昭和 元年	千五百七十七件	五千七百二十一圓九十二錢

然して税額に於て大正七年度より漸次高額に昇つたものである

郷 學 校

明治四年正月川島町長樂寺内に置かれてあつた西民政所主事權參事岸有意藩命を奉じて阿波麻植二郡の有志に諭して郷學校を創立せしめた當時本郡内では飯尾村持福寺に東郷學校我が山崎村勝金寺内に西郷學校の設置を見るに至つた當校の學制及び講延の手續等は岸有氏の定めたものに基づき教授科目は讀書、習字、典禮、算術（洋算珠算）体操等であつたが△學を主として教へた其教科用書は三字經、大統化、小學句讀四書、五經、十八史略、

文明史略、國史略の類にして其他の科目にあつては別に一定の教科書としてはなかつた出校は朝四ツ時（今の午前八時）退出は晝は八ツ時（今の午後二時）で藩命に依つて差向け教授は徳島小學校の教師の内より差向けられ助教は地方の者を採用した次に其教授助教と擔當科目を掲げると次の如くである

漢 文	原 玄 吉
漢 文 習 字	伊 藤 助 市（聴秋）
同 上	大 山 廉 次
算 術（洋算、珠算）	江 崎 周 謙

其後生徒であつた兒島村の阿部富三郎が助教を申付けられた辭令は次の如くである
(學島小學校所藏)

兒 島 村 阿 部 富 三 郎

麻植郡郷校讀書助教申出勤日三人扶持指遣候也

西 出 張 所 阿 部 富 三 郎

辛 未 十 二 月

麻植郡郷校讀書助役勤申士族之扱申付候事

西 出 張 所 阿 部 富 三 郎

辛 未 十 二 月

又同人が當校の爲に寄附した模様は次の如くである

(學島小學校所藏)
阿 部 富 三 郎

今般郷校開創入費トシテ三ヶ年ニ米壹石差出候段全億兆ヲ教育シ正道ニ歸嚮セシムルノ
朝旨ヲ奉體シ郷民誘導ノ義學別而奇特之事ニ候依之厚褒置候也

辛未十一月

西出張所

又同人の作詩もだん／＼あるが仕舞に掲げることとして學科擔當教師の外に司計、司計補杯もあつたが省略して
本校は明治四年七月阿波藩廢止と共に廢校なつた以上の時代に於て瀬詰村の大里長阿部豊三郎本校の取締役とな
り其子同村里長省三郎山崎村の里長田中康太郎を始として近邊の里長組頭杯は大抵肝煎役となつて居つたが一々
詮議の限りでない又當時にあつては金勝寺を詩筵として竜萃會いふ漢詩の會があつたので教授原玄吉、同伊藤助
市(聽秋)杯の漢學者が詠じた漢詩もあつたであらうが今は當地に残つて居らんが前に述べて置いたが如く助教阿
部富三郎は稚洲と號して漢詩を嗜んだ其遺詠の内、で恰合なものを選んで掲げると次の如くである

惜春 其一

池塘春草 茫茫。

亂鶯聲裏已夕陽。

一路溪風棟花雨。

波翻紫雪稚△香

溪村半日霏々雨。

洗却殘勞淨絕埃。

嬌態鄰△春如錦。

飛爲水畔幾重苔

壬申竜萃會後一日關於全勝香刹中△山野△介

春盡宿藥師寺

池塘夢亂五更風。欲餞東君事已空。打聲聲々即初夏。滿擔新綠雨濛々

郊外有感

尖風鑿月麥寒天。老圃上夫亦可憐。昨日黃雲堆裏路。今朝草盡碧藍田。

壬申端陽關於山崎寓勿介

某園觀菊

芳姿幽艷儘高情。霜後園林吐古香。不似寒山老楓樹。斜陽影裏着紅粧。

菊

斂蹤幽谷中。只恐時人識。國查不待風。凡草蔽維得。

壬申復月中七日關於對嶮

稚洲簡拜

初冬

聽秋樵介夫

風颺殘葉打窻紗。

閑夢覺來霜氣加。

尙有溪民猶未寢。寒春聲在竹間家。

雪夜讀者

風吹快雪曙光明。

一路朔令鉄似清。樵檐添來早梅朶。寒聲城裏賣春聲

阿部臨簡伏乞

壬申六月初九關於對嶮寓樓

聽秋生

又郷學校に關しては

明治廿五年四月廿八日黑崎精二出版の阿波國教育沿革史に次の如く見へて居る

又郷學校に關しては

明治廿五年四月廿八日黑崎精二出版の阿波國教育沿革史に次の如く見へて居る

麻植郡西郷學校

校舎所在地名麻植郡山崎村にありて移轉等の事なし

沿革要略

明治四年辛未十一月創立義米醸出を以て開設す其他諸事阿波郡教英校と同じ當時大里長安倍省

三郎始め郷吏等の誘掖に依り學事漸々進歩す

教則

教英校に同じ

(注教英校)

教科用書は三字經、太統歌、孝經、四書小學句讀、十八史略、元明史畧、國史畧、等にして授業の

方法順序は先づ學級を初級一級二級三級の四階とし初めて學に入る者を初級生とし試験の上順次昇級せ

しむ然して初級生に三字經、孝經、大統歌を科し一級生に四書を科し二級生に小學五級を科し三級生に三史畧を科し毎日授業時間五時間とす

學科學規試驗法及諸則 前項に同じ

(注) 學科は漢學珠算筆算習字劍術体操等にして郷學生徒は十五歳以下を郷學生徒とし十五歳以上を員外生徒とす。必ず文武兩道を兼修せしめたり文學武術の程度比例等は今詳ならず又員外生徒は各人の望に依り一科專修を許せし事もあり學習期限と之が區域を設けず春秋試験は本校教員各自學科を分擔し之を執行す其法即今小學校試驗法と大同小異のみ而して試目中一の欠点なき者は賞品を附與せし生徒訓條罰則は別に記載すべき者なし只罰則は訓誡留置捧滿默座放遂の四條ありて輕き者は訓誡留置の處置に處し重き者は捧滿默座及放遂に處す且又入學許可を得し生徒師範家へ廻禮する等の制は之を設けず

職名及俸給 前項に同じ

(注) 教授助教副助世話等あり教授は扶持米は藩主之を支給す而其額詳ならず助教は釀出米を以て毎日

三人扶持副助教は二人持世話掛は一日金五錢にて助教は勤中士族の取扱に副助教以下無格とす

職員概數 教授三人助教四人副助教拾人世話掛貳拾人取締一人肝煎四人司計二人司計補六人其他不詳

生徒概數 通學生概百七拾人なり

東脩謝儀 本項の制を設けず

學校經費 一周年の學費は概米四拾と定む明治五年八月より戸掛り日課錢を以てす

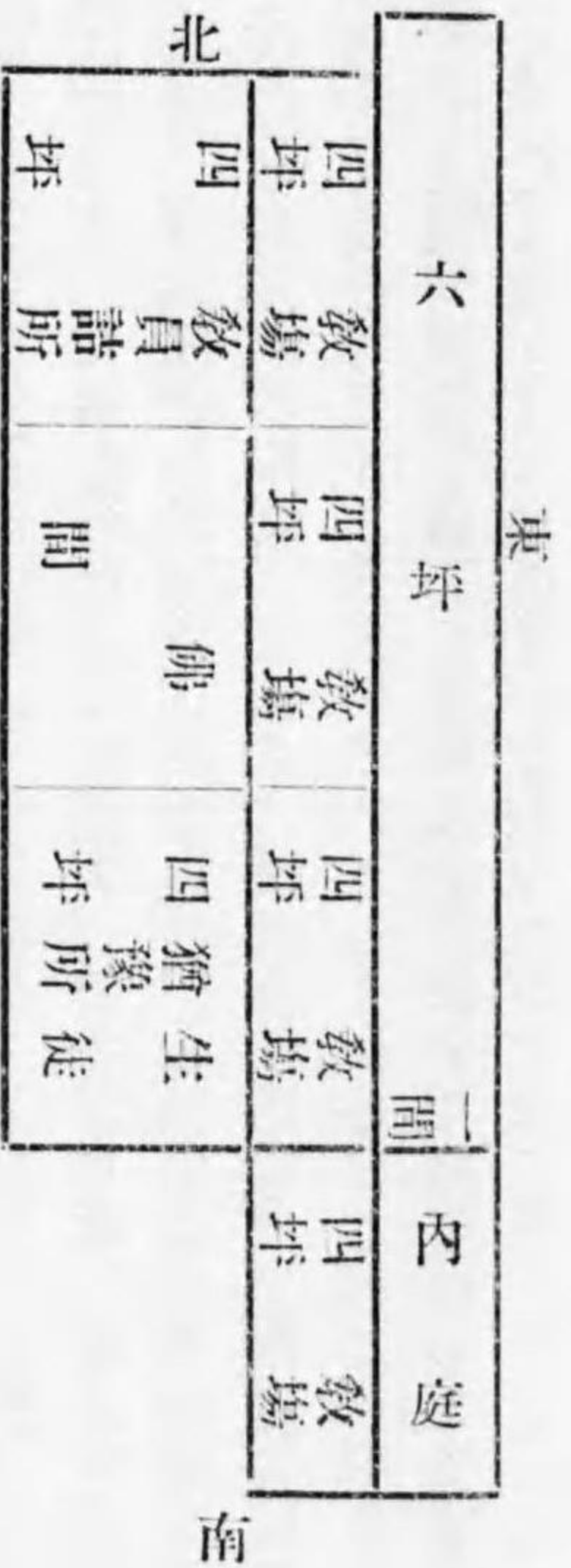
藩主臨校等の事なし

祭 儀 之を舉行す

學校構造及建物圖 面別紙之通

藏書の種類 四書書經詩經十八史畧國史畧文明史畧小學句讀各六部大統歌孝經三字經各十部玉篇壹部

麻植郡西郷學校之圖 麻植郡山崎村金勝寺借上



小學校沿革

明治維新の後となつても阿波藩時代の餘習を受けて子弟の教育は寺子屋師匠に任せて居つたが明治四年七月徳島藩が廢止となり徳島縣が置かれた時に太政官布告第三百六十一號で文部省が置かれた布告があつて全國教育施設も當ることとなり其翌明治五年八月太政官第二十四號で學制が頒布せられた其時の上諭を見るに「人々其身ヲ立テ其産ヲ始メ其業ヲ昌ニシ以テ其生ヲ遂グル所以ハ其身ヲ修メ知ヲ開キ才藝ヲ長ズルハ學ニアラザレハ能ハズ是レ學校ノ設アル所以ニシテ即チ學問ハ身ヲ立ツルノ財本ト云フベシ云々今般學制ヲ定メ今ヨリ以後一般ノ人民必ズ邑ニ不學ノ戸ナク家ニ不學ノ人ナカラシムルヲ期ス人ノ父兄タルモノ宜シク此意ヲ體認シ其愛育ノ情ヲ厚クシ其子弟ヲシテ必ズ從事セシメザルベカラザルナリ」とある此學制にては全國を八大學區に別る一大學區を三十二中學區とし一 中學區を更に二十小區に區劃し各小學區には必ず小學校を設けて男女六歳に至れば必ず此處に入學せしめることとしたさうして大中小の學區學區に學區取締局地方學務吏員等を置き其等取締吏員及び教員等に通ずる條目を定められた當時麻植郡は第三大學區第卅七中學區に屬して更に小學區に小分せられた仕組であつた學校設置の早きものは其習明治六年にして此年區内の學資に充つるが爲に地方有志の義金を募つた此時瀨詰村の安部省三郎は本郡内の大株特志者十六名の一に交つて献金したので時の名東縣權令から木盃壹個を下賜せられ

た事は名東縣揭示の内に次の如く見えて居る

揭示

第五百六拾三號

麻 植 郡

(他村三名上畧)

安 部 省 三 郎

一金三拾圓

(他村拾二名中畧)

右 木 孟 壹 個 宛 下 賜

右今般學校設置ニ付書面之通致献納區内學費ニ充テ候段奇特之事ニ候依之爲其賞書面之通木孟下賜候事

明治六年十一月

名東縣權令 久 保 斷 三

右の如くにして献納せしめた金員は同小學區内で早く出來たる學校から順次に配當して其學校の學費の幾分に充當せしめ學校では又日課錢を各戸に議し授業料をも徴收し夫に特志者の献納金の配當を合せて支辨すること、其出納方には學校世話役あつて之に當つた斯うして此近邊で始めて設立せられた嚆矢の小学校は山崎小学校にして之に次いで瀨詰小学校が設立せられた其沿革は後に廻して學制に基く編制課程は小学校を上等下等に分ちて之は六歳より九歳迄上等は十歳より十三歳迄上下合せて在學八年とし又上等下等の課程を分ちて各八級とし毎級六ヶ月の修業とした▲教科は下等が綴方、習字、單語、讀方、洋法算術修身口授、單語講誦、會話讀方、單語書取讀本讀方、會話讀本讀方、養生口授、會話書取讀本讀方、文法(欠)地理學講誦、究理學講誦、書牘、各科溫習▲上等の教科は讀本輪講、文法(欠)地理學講誦、究理學講誦、書牘、作文、史學輪講、細字速寫、算術幾何博物、化學生理で上下等共頗る六ヶしく試験は春秋二回縣より監督官來つて執行し下等上等共に各級の試験に合格した上溫習試験と稱して各級に於て修めた處を纏めて受験せしめ之に合格せざれば各等全課の卒業を認められなんだは餘りに無理の仕方であつたから殊に掲げた

明治十一年三月改正あつて普通の小学校を尋常小学校とし之を下等六級上等六級に別つて毎級六ヶ月の修業で下等上等各三ヶ年通じて六ヶ年の卒業で試験は以前の如くであつた是より以下は教科の改正杯も時々あつたが學制中の改正と見られたい

明治十二年一月阿波麻植郡役所が置かれた時より試験の種類が小試験大試験との二種に別れて試験は各級の進路を定める爲めの試験で春秋二回郡役所の執行とし監督書記と兩郡小学校教員より選抜して郡長が命じたる試験係と共に巡廻して執行した▲大試験は各級に於て執行せられた最上級合格者に對して其等科に於て學んだ處を總括して試験せられた其等科の卒業を認める爲のもの試験即ち上等下等の溫習試験で縣官來つて監督試験擔當の教師は師範學校の教員來つて執行した

明治十二年九月學制を廢して教育令を發布せられ學區取締を廢して學務委員を置き小学校の區域學費教科等は唯其綱領を示して其施設上の詳細は之を町村に一任せられた

此時の改正にては小學區を廢して毎町村或は毎町村聯合して公立小学校を設置し得る事となり▲學科は讀方、習字、算術、地理、歴史、修身等として土地の状況に隨ひ算術、唱歌、体操等を加へ又物理、博物、等の大意を加へ殊に女子の爲には裁縫を加ふることゝなつた試験其他は以前の如くであつたが小学校の實用は町村費より支辨せしめ文部省之を補助することゝなつた

明治十三年十一月更に教育令の改正あつて小学校の等科を分つて初等、中學校高等の三等とし其修業年限は初等中等、は各三ヶ年別つて六級毎六ヶ月の修業とし高等は二ヶ年別つて四級毎級六ヶ月の修業とした其學科は▲初等科は修身讀書、習字、算術、の初歩及び唱歌、体操▲中學校は初等科の續きに地理、歴史、圖畫、博物、物理の初歩を加へ女子の爲には裁縫を加へ▲高等科は中等科の修身、讀書、習字、算術、地理、歴史、圖畫、博物の初歩及唱歌、体操、裁縫の續きに化學生理、幾何、經濟の初歩を加へ殊に女子の爲に經濟に代ふるに家政經濟の大意を以てした

是より先無資格の教員には試験の學力保認狀を與へて一時を防いであつたが右の改正より師範卒業證書を有せず

して教員となるには右試験を受けて免許状を受くるを要することゝなつたが卒業証書は七ヶ年免許状は五ヶ年の有効で期限が切れたら再び試験を受けて免許状を受くるを要することゝなつた此時の卒業生には初等、中等、高等、の三種の三種があつたが如くに免許状にも三種の區別があつて勞力保証状は中等科教員相當のものとし有効期限は五ヶ年とせられた

明治十八年八月森有禮文部大臣の時教員令改正あつて學務委員を廢し戸長をして其事に當らしめ從來の半年なりし學期を一年に改められたが先づ學務委員を廢したのみで其他は暫く其儘あつた當町の學務委員は村役所内に學務委員役所を設けて村の教育事務上戸長より加つた學務委員と協議して教育費に關すること教員進退具申に關すること兒童就學獎勵其他學事に關する諸帳簿整理の事務の如きを執つて居つた

右時代に於ける學務委員は瀬詰が石川久市、上田貞四郎山崎村が伊勢藤次郎であつた此學務委員は明治十八年七月廢止となつた
是迄記述して來た間の小學校が沿革記述に及ぶと下に述ぶるが如くである
明治五年頒布の學生に基き始めて置かれた小學校は山崎學校にして同校は縣廳保管の阿波國郡村誌中麻植郡山崎村誌に

山崎村

學校 明治九年一月一日調

一ヶ所 本村西ノ方字西麓ニアリ人民共立生徒 男八拾人 女拾七人

とある同校此近邊で最も早くに開校せられたことは既に述べたる如くにして此時瀬詰には未だ學校が置かれてなかつた夫れで阿波國郡村誌中瀬詰村には學校がない其事は後に別るとして明治七年一月山下には飯尾村山上には山崎村に始めて學校が置かれたとき文部省の達に基き山下に一人の學區取締、山下には一人の學區取締補が置かれて學校の監督に従事せしめた此時山上に置かれた取締は兒島の阿部富三郎にして其辭令は存して次の如くである (學島小學校所藏)

阿部富三郎

第三十六區中學區麻植郡學區取締補申付候事

明治七年五月十日

名 東 縣

次には公立山崎小學校の記述に及ぶ

公立山崎小學校

本校は金勝寺に西郷學校があつた結果で明治七年一月同寺で開校せられたが其後伊勢屋中川虎之丈方杯に移つて教へて居つた最初の教師は不明であるが人に知られた教員では五等訓導猪部銀太郎、五等訓導鈴江宗三郎の如きは最も久しく居つた教師にして同校最終の教育は明治十九年度山崎村支出豫算が三百八十七圓六十五錢貳厘と見えて居る内次の如くに見えて居る

一金貳百拾壹圓貳拾五錢

内 譯

一金九拾六圓

一金六拾圓

一金壹圓五拾錢

一金貳圓

一金四拾貳圓

内

金七圓

金參圓

金貳拾圓

訓導一人月俸八圓拾貳ヶ月分

教員補助二人平均月俸一人五圓拾貳ヶ月

小使雇上日當七錢一ヶ年中拾五五分

生徒賞與一ヶ年中無缺席者一人四錢見積五拾人分

需用費

書籍費

器械費

器具費

金五 圓
金七 圓
金七圓五拾錢

薪炭 油費
其他 消耗費
雜費 借地料

右の豫算を見ると訓導一人月俸八圓とは五等訓導給にして當時白米壹斗五拾錢酒壹升拾五錢牛肉百目貳錢五厘といふのと昭和三年の今日白米壹斗參圓五拾錢酒壹升壹圓貳拾錢牛肉百目六拾錢といふのと比べて算用したら八圓の訓導は高給取の先生で壹人平均五圓といへば平均以下で三圓若くは貳圓の教員補助も居つたと見るよし貳圓の月俸としても白米四斗が買へた位である其他も皆現在の物價に比して拾五倍以上の金位を保つて居つたと見なければならぬが當校は設立以來區制時代の山崎戸長役場を経て明治十二年一月郡區改政以降の山崎村役所に屬して居つたものである

公立瀨詰小學校

本校は明治九年八月一日瀨詰村で舊寺子屋をして居た寺内克五郎(通常は勝太郎といつて居る)が自分の内で乘袋小學校と稱して開校したのが濫觴で自分は算術が不得手であつたから同科擔當を主として其他の科目も教へる吉田作吉と共に教へて居つたものらしい同校は明治十年三月五日同地石田周平方へ移轉して瀨詰小學校と改稱した當時の教師西麻植村の神職松本榮で同人の履歴を見ると明治十一年五月十六日西麻植小學校から四等授業生を拜命して當瀨詰小學校に轉任し同十二年五月廿一日辭令で西麻植小學校一等授業生を拜命して歸つて居る同人は此時代に於ける教師としては相應しく洋算(今の算術)其も出來てゐたのは吞鯨昔の知人として能く知つて居るが早くに故人となつて居る

次に同校は明治十三年八月五日和田利三太方へ移轉した當時の教師は坂本眞榮(まさか)の後任として四宮端一が來て居る同人は師範卒業生ではないが學力保証狀を有した有名な教師で後に徳島中學校の教師となつた位で漢學者の系統で小學校教師としては何でも出來た確か同人は本校時代は五等助訓であつたと思ふ之亦吞鯨の能く知りたる人物である

次に同校は明治十五年七月八日安部伊平方へ移動した時の教師は和田嘉衡、仲田彌平が見える仲田は知らぬが和田嘉衡は西麻植の人物で此時には助訓時代は過ぎて五等訓導になつて居つたと思ふ同人は當時小學校の試験が郡長執行であつたので春秋二季の小學試験の時には郡長蜂須賀昭邦に選拔せられた阿波麻植兩郡内の試験係となり巡つて居つたは吾人の能く知る處であるが其感ずる處があつて本校を辭職した上上京した其後任は仲井和平が來て居つた同人の話は後に述べるとして右の瀨詰小學校は設置以來瀨詰戸長役場を経て瀨詰小學校に屬して居つたものである然るに明治十九年改正小學校令が發布せられて從來の小學制度を一變せられた其要点を擧ぐると下の如くである

▲小學校の種類を別つて尋常高等の二種とし其修業年限は各四ヶ年として學級制を廢して學年制として一學年以上四學年に至るの學制となし尋常小學校の修業年限を了らざる間は就學の義務あるものとせられた教科目は尋常小學校は修身、讀方、作文、習字、算術、体操とし高等小學校では此外地理、歴史、理科、圖畫、唱歌、殊に女子には裁縫を課し土地の状況によりては尋常小學校へ圖畫、唱歌の一科を加ふることを得しめ高等小學校では英語、農業、手工、商業の一科若くは數科を加ふることを得しめ唱歌は適宜缺くことを得しむといふので此校令が實施せられることとなつたのは明治十九年十月一日となつたので是迄あつた以前の小學校は實施の前日限りで廢校なつた此山崎小學校が廢止と共に山崎村には學校がなくなつたが瀨詰村には廢校なつた瀨詰小學校の跡に新小學校令に基づく尋常小學校が更に設立せられて山崎村をも通學區域として教授し始めたことは次に述べるが如くである

公立瀨詰尋常小學校

本校は以前の瀨詰小學校の跡に明治十九年十月一日學區學校改正で山崎瀨詰の兩村を通學區域として縣知事の指定に依つて置かれたもので十月一日よりは一郡一學區となり郡長の管轄の下に屬した此時の首席教員は四等訓導仲井和平と安部峯三とであつた是亦吾人の能く知る處にして同人は師範學校中等科の卒業で高等小學校教員の試験にも合格した當時日出の教師であつた斯くて同校は明治二十年三月五日同地阿部省三郎所有の酒倉に移轉した

之が後の瀬詰尋常高等小學校の前身で同年八月一日訓導の等級は廢止となつた其後明治廿一年月日は不明であるが仲井訓導は轉任して後任は訓導猪部敏三郎が赴任して明治廿五年迄勤続した以上述べたる處で今の瀬詰尋常高等小學校は以前の瀬詰小學校には關係なくして明治十九年十月一日に開校せられた此公立瀬詰尋常小學校の發展したるものにして或處の記録に此時代の小學校を郡立杯と書かれてあつたが之はいかん矢張公立と稱して居つたものである次に瀬詰尋常小學校の沿革誌中に

- 一、明治廿一年四月一日同校に郡立麻植郡高等小學校西分校を設く

一、明治廿一年四月佐坂謹吾麻植高等小學西分校訓導に任せらる
とある之は今の瀬詰尋常高等小學校とは別物で唯同校の教室一部を以て麻植高等小學校西分校が開設せられてあつたと云ふ迄で全く學校の系統上には無關係である所で明治十九年十月一日學區學校改革の際には本郡内を通學區域として川島に唯一校麻植高等小學校が置かれたばかりで他は皆尋常小學校若くは僻陬地には修業限三ヶ年の小學校簡易科(其後簡易小學校と改稱なつたもの)を置かれたばかりで尋常小學校卒業生の就學難を來して居つたが明治廿一年四月に東は今の森山村の一部となつて居る山路尋常小學校に麻植高等小學校の東分校が置かれたのが同時に瀬詰尋常小學校の教室幾部を仮用して同上西分校が置かれたもので佐坂謹吾は三月卅一日附で任命せられて赴任し來つて首席訓導の資格で校長の事務迄執つて居つたが其翌廿二年七月佐坂謹吾と更代の首席訓導齋藤政一に松浦次郎藏裁縫科擔當の爲坂東キサが赴任した確かに知んが坂東キサは訓導であつたであらうと思ふ
明治廿四年七月十六日訓導安友松太郎が來任して居る安友は後に三宅と稱した人物である同年十月訓導齋藤政一轉任して訓導坂東寛太郎來任し廿五年六月訓導坂東寛太郎去つて訓導齋藤政一來り廿五年八月雇近藤國藏去つて同上佐藤治助來り同年七月十六日訓導長尾賢太郎着任した以上の間に訓導高田歡太郎が來て居つたといふが來去の時は不明である

同校は明治廿七年三月卅一日限りで廢校なつた夫れで瀬詰尋常小學校に高等小學校を併置して山瀬村立瀬詰尋常高等小學校を形成してから今の山瀬町立瀬詰尋常高等小學校に順致したものにして同校は古い瀬詰小學校とは明

治十九年十月一日郡長直轄となつた時から中斷した次に町立として同校の記述に及ぶ

山瀬町立瀬詰尋常高等小學校

本校が明治十九年十月一日創設せられた瀬詰尋常小學校から續いたものであるとは既に述べたる處であるが本校は義務教育も本旨とした尋常小學校を本体として高等小學校は夫に附加へた迄のことであるから教師も亦資格次第で尋常時代のものも尋常高等時代のものに其輕重の差があらう筈がない處で同校の右革誌中に尋常單獨時代の教師の交迭が前に述べたる處に續いて

- 一、明治廿二年九月幸元教員轉任に付梯馬司雄後任たり

とある梯馬司雄は吾人の知つたる人物で尋常本科正教員で尋常小學校にあつては無論訓導であるから之と交代する幸元嘉吉も亦同様の訓導であつたと見る次に復た同人同志の交代が

一、明治廿三年七月梯馬司雄に付幸元嘉吉後任たり今本校に奉置してある教育勅語謄本は幸元嘉吉が首席訓導時代の明治二十三年十二月に(日は別らんが)に郡内の校長又は首席訓導を郡役所へ召集して郡長から交附せられたものである

- 一、明治廿五年十月湯立に分教場を設置せられて教員は森本博知就任となる

森本博知は職名の記載がないので何んな資格の者であつたかは不明である次には高等小學校西分校と瀬詰尋常小學校とが同一のものと思ふ後人の書かれた處で一才別り悪いやうではあるが本校に關せんものは扱として

- 一、明治廿七年四月一日麻植高等小學校西分校が町村制實施後暫く存續して居つたのが期限が切れて廢校な

つたが爲に瀬詰尋常小學校に高等小學校を併したので山瀬村立瀬詰尋常高等小學校と公稱した次には併置以來に起つた主要な事實を摘述すると概次の如くである

一、眼腐赤目が何やら過して來たのに明治三十一年頃となつて始めて之はトラホームの作用で恐るべきものであるといふのを知つた明治三十二年七月廿二日に本校始めてのトラホーム調査を執行せられたので未だ校醫といふては置かれてないので時の村醫者寺内美馬八が出張せられ檢眼せられた之が本校兒童に

對する同患者調査の始原である

- 一、明治三十三年度内に於ても職員は僅かに五名にして高等尋常合せて四等級に編製した兒童を教へて居つたが之を今の模様に対比して推想したら教育進歩の今に於ては如何なる感想が浮ふであらうか
- 一、明治卅五年九月に本校長渡部源八は山崎校長大坪民八と謀議して教育氣脈を通する爲に山瀬職員會を設けて毎月一回相互の圓滿を企圖する爲に集會して山瀬一圓の學年の向上をも圖る事とした之が當町職員會の濫觴である
- 一、明治三十六年度に於ては村會で當校新築工費を置かれて早速工事に取懸り五月二十三日落成して郡立開校式と上棟式と舉行した此建築惣坪貳百三拾六坪で工費五千八百圓を要した
- 一、同年十二月本校は通學區域の學齡兒童にして就學及び出席の歩合が佳良であつたといふので縣は就學奨勵の爲明治三十四年縣令第四十號に依り縮緬地で赤染坂の一等就學旗を授與せられることになつたので渡部校長は幸元村長及び大坪山崎校長と共に縣に出た上拜受し歸つて卅七年一月一日の祝賀式に兼ねて其拜受式を舉行した
- 一、明治三十七八年は有名な日露交戰當時であつたので三十八年七月軍人留宅慰問の爲職員一同訪問して戰病死者の肖像を募集し紀念として繪はがきの募集に勉めたことがあつたが其結果は不明である
- 一、卅八年九月本校生徒は卅七八年戰役中従事したる軍人家族扶助の爲參圓八拾壹錢海軍恤兵費中、壹圓六拾五錢を寄附したので本縣知事から褒狀を下賜せられた
- 一、明治三十九年二月廿八日近藤有地藏校長の時東北三縣小學校兒童救濟義捐金七圓四拾貳錢を職員生徒一同より送付した
- 一、大正二年三月安樂寺尋常小學校を廢して本校に併合した
- 一、大正四年十月二十六日大正天皇御眞影下賜
- 一、大正五年十一月三日瀬詰八幡境内で立太子奉祝式舉行會するもの村役場員瀬詰山崎兩校職員生徒村内有

志登記所員駐在巡查等にして式後兩校聯合運動會舉行參觀人殆んど二千人境内立錐の餘地がなかつたといふ

- 一、是より先に學校醫は見え居らなんだが此年の學事關係者中に學校醫寺内美馬八と見えて居る
 - 一、大正六年二月三日皇后(今の皇太后)陛下の御眞影を下賜された
 - 一、同年七月六日郡長松浦並雄來校し且山崎校も參列して郡の表彰式舉行があつた
 - 一、大正七年四月四日元瀬詰小學校首席訓導として知られた和田嘉衡は妻女を同伴し來つて兒童に一場の訓話をなした上本校へ理科器械及び体操用具購入費として金壹千圓を寄附せられ又職員に壹百圓兒童に鉛筆一ダース宛寄贈せられた因に和田嘉衡は本郡西尾村西麻植の出身で瀬詰小學校辭職の後上京して種々の苦辛を嘗めたる後貿易上にはなくて叶はん計器十五種を發明して益々專賣特許を得たので明治廿九年には獨立で計器製作を致して居つたが後には三ツ井三菱等と協力で出世して今では東京計器製作所日本光學工業株式會社東洋酸素株式會社東洋鑛業株式會社八洲商會財團法人帝國工藝會社等を營み三井三菱等とは關係を有して居る其他知つたことは澤山あるも本町史中に於ては餘地がないので多くは己むなく省略して曩に徳島高等工業學校建築費に金壹萬圓を寄附してあつたが爲に昭和二年八月廿八日公益義奮の廉に依り賞勳局から紺綬褒章を下賜せられた紳商で昭和三年の今では其年六十七歳かくしやくとして前途に望を囑して居る之が昔の瀬詰小學校の先生であつたといふは大いに今昔の感があるの
- で此處に記述して置く
- 一、大正八年十月二十八日より十一月十日迄二週間流行性感冒の爲本校閉鎖す最も猖獗を極めた際には患者數百名以上に及び罹病者總數三百五十二名健康者僅かに壹百〇壹名實に空前の感冒流行の時であつた
 - 一、大正八年七月一日歐州戰乱講和祝賀式舉行式後國旗行列をした
 - 一、大正九年度より尋常高等通じて九學級の編制となつた
 - 一、大正九年三月十日時の紀念日に相當す因て本校は講和をなし社會奉仕の爲差問のない限りは年々正十二

時に於て正午を報することゝした

- 一、同十月一日第一回國勢調査に付本校は講話をなしたる後唱歌を歌つて通學區域内を旗行列で廻つた
- 一、大正十年一月十三日旅順開城記念日式後職員兒童一同山崎大神宮方面に兎狩を催したが兎は一頭も獲られなだに兒童は大いに元氣を得た
- 一、同年三月三日皇太子殿下(今上陛下)御渡歐に付東京を御出ましになるので兒童一同に講話をなし殿下の無事御歸朝になるのを祈り奉つた
- 一、大正十年九月三日皇太子殿下御歸朝に付奉祝の爲晝は職員兒童一同國旗行列をなし夜は青年團と聯合して提灯行列をした
- 一、同年十二月廿四日去月和田先生來校の際兒童一同に土産品を贈られしを分配す

價格參百圓(全兒童に對し)

一人に對し左品を分配す

曲尺壹本に白紙壹束に鉛筆一ダース外に四本

- 一、大正十一年二月九日山縣公爵には國葬執行依つて當日は同公爵の講話をなし後休業した
 - 一、大正十一年四月十七日より身体検査を施行したが本年度より山崎尋常小學校に高等小學校を並置したるが爲に本校の高等兒童は半減した
 - 一、同年十月三十日本年は學制頒布五十年に相當するので日本全國一齊に本日記念式を舉行することゝなつたので本校も午前十時より其式を擧げ式後同校旗行列をなし大いに教育第一を宣傳した尙此日此紀念として教育記念建設の旨をも發表した
 - 一、同十一月廿八日攝政宮殿下即ち今上陛下は香川、愛媛、高知を御遊覽遊ばされ本日徳島へ御行啓遊されるので校長富永甚平出市した
- 又本日御上覽の運動會には本校兒童數名參加の幸榮を得たる外御上覽の成績品中も本校より數点出品の

幸榮を得た

- 一、同十一月廿九日此日殿下には三好郡池田町に行啓遊ばされるので鐵道沿線の國民は小旗を携へて奉迎送をなし本校も亦山瀬驛にて殿下の奉迎送をなし奉つた
 - 一、大正十二年一月十三日攝政宮殿下行啓紀念の瀬詰少年團組織成す
 - 一、同年二月四日本校父兄會創立し二月廿七日總會を開催した
 - 一、同年二月十一日校長富永甚平教育功勞者として千秋閣に呼ばれて知事川越壯介より「多年教育に従事した其功績顯著なりとす依て金參拾圓を賞與す」といふ辭令の下に表彰せられた
 - 一、同二月十四日伏見宮國葬の當日に付追悼の意を表する爲當校一日休業した
 - 一、同三月廿九日豫て學制發布記念式上で發表してあつた教育記念館建設地の地神祭をなし三月卅一日より地盤固めの地突を始めた
- 右の記念館設立の事に就いては校長富永甚平が數月前から計畫し先づ村長に謀つて賛成を得次に二三の有志及び區會議員に相談した上悉く了解を得て完全の經費全部五千參百圓を瀬詰區費から支出することゝなり同館落成の上は教員自宅、圖書館、家事室、補習教育及び教育等に充當する目的である
- 同大正十二年五月十日より町制が施行せられて山瀬村は山瀬町となつた隨て本校も山瀬町立瀬詰尋常高等小學校となり他の附設學校杯も皆瀬詰町立となつた譯である此日本校は兒童の旗行列を以て祝福した
- 一、同月三十一日には特命檢閲使たる梨本宮殿下が山瀬驛をは經過遊ばしたので本校職員生徒は同驛に到つて奉迎して敬意を表した
 - 一、同年六月八日故北白川宮殿下の御葬儀であつたので學校は休業した
 - 一、同年九月五日此月一日午前十一時半頃東京を中心として大強震大火災の大慘害があつたので其救助の九牛の一毛もとて本校兒童から募集したる義捐金拾圓を都役所に托して送つた
 - 一、同年十一月十日國民精神振作の大詔が煥發して恐懼に堪えず直ちに今後に於ける國民の覺悟について講

堂修身をなし本校児童は一層勤勉力行して校規校訓を厳守し實行すべきことを訓誨した

一、大正十三年一月十三日此日より旅順開城記念日の式を毎年陸海軍記念日同様に取扱ふことゝなつた

一、同年同月廿六日攝政宮殿下の御慶事日で本校は午前十時より奉祝式を舉行した

又山瀬町は町教育會設立並に結婚費節約の申合等を記念事業とし本校にては御慶事を永久に記念すべく曩に設けた児童文庫を擴張し學級文庫を増設することに決した

一、同三月十五日教育記念館落成式を午前十時より舉行し清稜餅投(貳石)を終へた後祝宴會を開いたが會するもの百五十人同館は徳島工業學校教諭福永顯久の設計に依つて建築せられたものにして經費總額七千圓祝賀會費の如きは區會の寄附出會人の會費を以て支辨した

一、同三月十九日曩に決議しあつた山瀬町教育會設立惣會を正午十二時より山瀬町役場で開催した

一、大正十四年二月十一日東宮殿下海外御巡遊日誌御下賜になつた

一、同上二月十五日處女會婦人會主催の敬老會を開催す出席するもの百餘名

一、同八月三十一日瀬詰橋開通式に參列寄贈せられた人形を校長大塚彰二が空前の事であるから書いて置く

一、大正十五年十二月十六日聖上御不例に付本日より御平癒祈禱をなす

一、同十二月二十五日天皇崩御遊ばされたので遙拜式を行ふて御追悼申し奉つたが此日より昭和と改元なつ

た

一、昭和二年二月七日大正天皇御大葬に付遙拜式を舉行した

同年三月廿三日大塚校長アメリカから日本へ寄贈せられた人形の配布を受けた本縣廳へ出頭して割當の者の配布を受けて來た之も珍しく又空前の事であるから掲げて置く

一、同年十一月二日明治節定の由來と國民の心得に就いて校長早雲義夫講堂修身をなし三日の明治節は意義多き第一回なれば諒闇中につき御遠慮

町尙武會主催の武道大會開かれ男職員全部出席

一、昭和三年三月十日陸軍紀念日につき學校長早雲義夫より講話をなし引續き町招魂祭に參列した
本校現在の位置は瀬詰の中央にあつて校地校舎の模様次の如くである

訓導移動表

任命年月日	退任年月日	同上理由	氏名
明治二十三年七月	明治二十九年十二月十日	轉任	長尾賢太郎
明治二十六年七月十六日	明治二十八年七月廿二日	辭職	幸元嘉吉
同 二十八年十二月三日	同 二十九年六月廿七日	轉任	眞島尉太郎
同 二十九年四月十八日	同 三十年六月十八日	同	伊勢フミオ
明治二十九年十二月十日	明治三十年十一月十三日	休職	三浦六三郎
同年月日不明復職命令	同 三十二年十月日不明	轉任	吉倉才資
明治三十一年三月卅一日	同 三十一年九月七日	同	平野官平
同 三十一年九月十三日	同 卅二年六月二十九日	退職	川人律郎
同 三十一年十月九日	同 三十四年四月一日	轉任	寒川民八
同 三十二年八月三日	同 三十五年六月五日	同	河野彌一
同 三十三年二月五日	同 三十三年七月十四日	轉任	益田ツネ
同 三十三年三月卅一日	同 三十六年九月	同	平野官平
同 三十三年七月日不明	同 三十四年七月七日	同	林野官平
同 三十四年四月一日	同 三十四年三月卅一日	同	福本任策
同 三十四年四月一日	同 三十五年四月一日	轉任	平島忠吉
同 三十四年三月卅一日			

大正十一年二月二十八日 初代用後訓導共 年月日不明	大正十二年十二月廿四日	病氣退職	專訓 明石マキヲ(後寺井)
大正十二年三月三十一日	大正十三年九月二十日	退職	重清クヲ
大正十三年三月三十一日	大正十五年三月三十一日	同	尾形茂
同 十四年三月三十一日	大正十五年三月三十一日	同	森本恭
同 十四年三月三十一日	昭和二年三月三十一日	轉任	三谷直平
同 十五年三月三十一日	同 三年三月三十一日	同	吉田重雄
同 十五年三月三十一日	昭和三年三月三十一日	同	原田善一
同 十五年三月三十一日	昭和二年三月三十一日	同	明石熊一
同 十五年三月三十一日	同 二年三月三十一日	同	後藤田光男
昭和二年三月三十一日	同 三年三月三十一日	同	早雲貞子
同 二年三月三十一日	同 三年三月三十一日	同	妹尾廣吉
同 二年三月三十一日	同 三年三月三十一日	同	河野阜月

以上の表中白欄なるは同校沿革誌に記入なきもの又前表中には見ないもので同上沿革誌中に赴任の時の記入がなくして轉任のみの記入のあるのは大正四年三月三十一日訓導森本泰轉任大正三年五月廿九日原田訓導(氏名不明)病氣休職と見えたものゝ如きで此等は一々詮議の限りでない
尚又以上の時代に於ては准訓導や代用教員扱もだん／＼見えるが省略して昭和三年町史編纂資料採訪中に居られた現任職員は殊に順序正しく列記すると次の如くである

昭和二年三月三十一日任命

訓導兼校長 早雲義夫

昭和三年三月三十一日任命	訓導	吉田道雄
大正九年三月三十一日任命	妹尾ユイ	
昭和三年三月三十一日任命	梶原敬	
同 三年三月三十一日任命	河原富雄	
同 三年三月三十一日任命	横田公男	
大正十五年三月廿一日任命	池上眞一	
昭和三年三月二十一日任命	明石マサエ	
同 元年三月卅一日任命	(裁縫科専科) 重清クヲ	
昭和元年三月卅一日命令	代用教員 住友虎右門	

大正十三年一月日不明任命

補習學校助教諭 伊勢タケヲ

山瀬村立山崎尋常小學校

明治十九年十月一日學區學校の改正で其前日限りで元の山崎小學校が廢校なつて山崎村の學齡兒童は其時改め設立せられた瀬詰尋常小學校に收容せられたが其後明治廿二年十月一日町村制が實施せられて山瀬村が生れた時より一郡一學區の制を廢して是迄郡長が之を轄して居た小學校設置廢止は町村の自由に放任せられることゝなつたので明治廿四年度に於て瀬詰尋常小學校の分教場が山崎に置かれることゝなつた其時の校舎は民家を借つて居つたが明治廿五年に至つて獨立して山瀬村立山崎尋常小學校が設置せられることゝなり其年十一月廿二日に開校式を擧げられた之が後の山崎尋常高等小學校である其校其後の模様を述べる

山瀬町立山崎尋常高等小學校

山崎尋常小學校時代の同校は民家を借つて校舎に代用して居たが明治廿八年大字山崎村の中央なる八幡に位置を

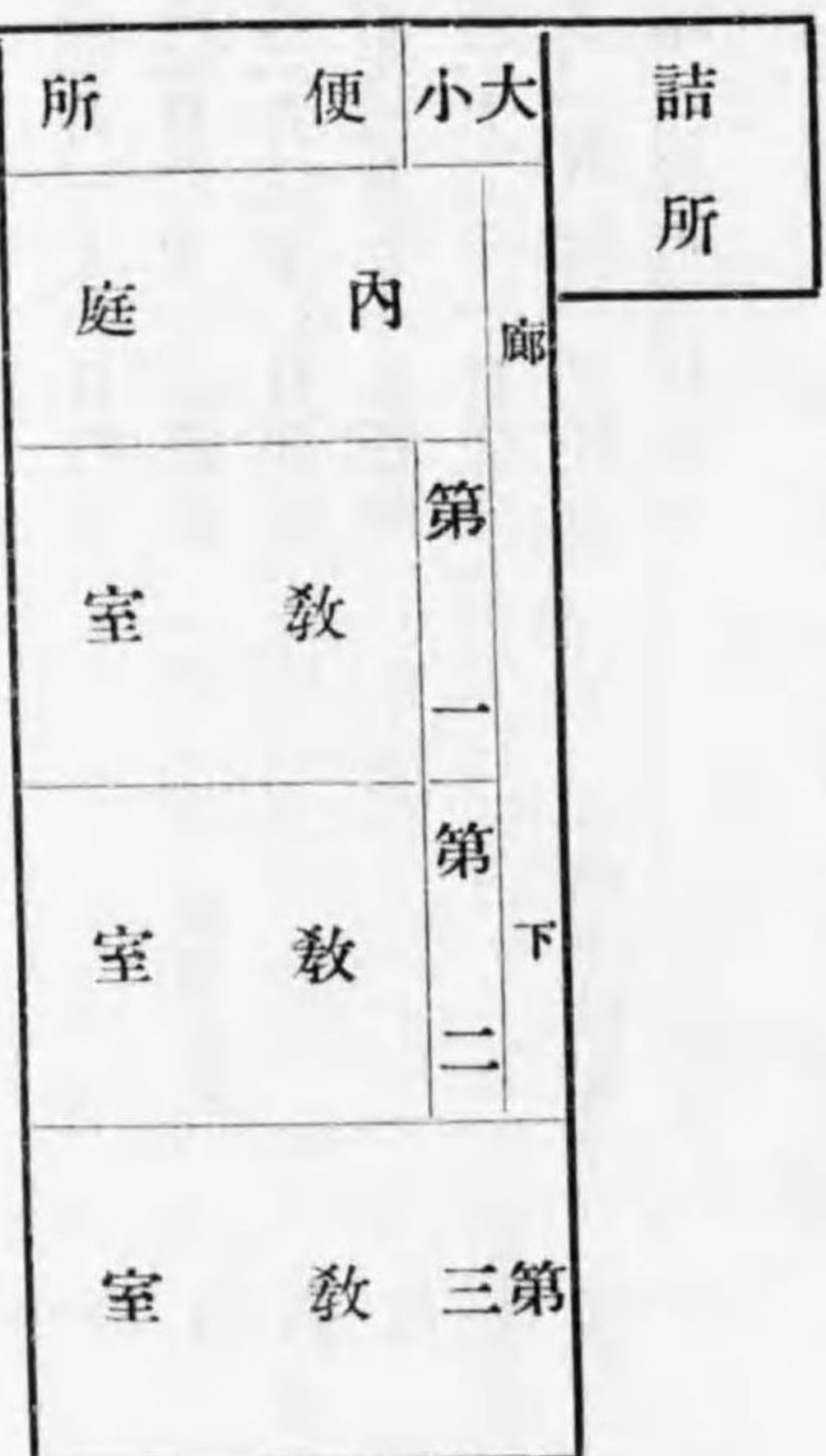
選定して同年工を起して翌廿九年に落成した當時の校地建物は次の如くである

校地 南北拾六間半 東西四間

此坪數六拾六坪

- 第壹教室 拾六坪
- 第二教室 拾六坪
- 第三教室 拾六坪
- 内庭 拾四坪
- 詰所 東西南北各四間
- 此坪數 拾六坪

右の時代に於ける校舎の模様を平面圖に描いて示すと次の如くである



當時未だ教員詰所と小便詰所の設けはなかつたが明治三十一年之が詰所として山瀬村役場であつた一家を修繕し

校舎に接して設置した之が昭和三年現在の詰所である

本校奉置の教育勅語謄本は明治二十三年十二月拜戴したもにして

明治天皇御影は明治三十年十一月拜戴したもにして此外本校に關する必要と思ふ事實を略記すると次の如くである

- 一、明治三十五年十月唱歌及び裁縫の兩科を加設し同年十一月始めて學藝獎勵會と成績品展覽會を開催し此後は毎年第三學期に於て該會を開催することゝ定めて今に至つた
- 一、最初單級組織であつた本校も明治三十六年四月一日よりは學級編制を改めて四學級とするに至つた
- 一、同年九月大北岩藏より運動器械備付及び雨具の寄附があつた
- 一、此年民間よりは大北岩藏、吉尾五三郎學校教員よりは本校々長大坪民八の三名山瀬村學務委員となつた之が今ある學務委員の始めである
- 一、明治三十五年十二月本縣知事亀井英三郎より壹等就學旗(縮緬赤染綾)を授與せられた
- 一、明治三十七八年は有名な日露交戦の際であつたが爲に明治三十七年四月廿二日出征軍人の觀送式を行ふて其前途を祝福した
- 一、同年五月出征軍人慰問會を本校内に設置し同年十月一日より翌年三月に至る六ヶ月間夜學會及び溫習會を開設した
- 一、明治三十八年六月家庭訪問規定を定めて教員手別けで就學兒童の家庭を訪問することゝした
- 一、同年八月工を起して校舎増築をなす此工費三百五拾圓を要した
- 一、同年八月青年會を開設して毎年一回開催することゝした
- 一、明治三十九年四月松永賢太郎本校校醫を囑託せられて今に至つた
- 一、同年十一月松村虎平、糸田川榮十郎、伊勢林平、尾賀半助、伊勢滿亮、松永賢太郎の五人より寄贈せられて學校紀念桑園壹反五畝歩を設置した

- 一、明治四十一年四月十五日大正天皇が未だ東宮であらせられた砌に徳島へ行啓あらせられたので奉迎の爲職員一同児童を引卒して徳島市へ出張して奉迎し奉つた
- 一、明治四十一年十一月 日成申詔書謄本を下賜せられた
- 一、同四十二年三月廿五日より本校父兄會は成申詔書の御主意普及と家庭教育勸業獎勵貯金獎勵として前後九回巡廻講話を行ふた
- 一、同年三月起工して同年八月落成して九月六日に落成式を舉行した増築校舎は其費額何程を要したかは不明であるが此増築は是迄尋常小學校の修業年限は四ヶ年であつたのを義務教育延長で六ヶ年となつたが爲に同年四月二日より五學年が増加して五學級となつたが爲である
- 一、同四十三年度より一學級増加し六學級の編制となつて居つたが明治四十三年度よりは七學級編制となつた
- 一、大正二年四月一日より學用品共同購入を實施した
- 一、大正六年十月廿五日村長伊勢林平及び本校々長大坪民八徳島公園千秋閣に出張して大正天皇及び時の皇后今の皇太后陛下の御眞影を拜戴して歸つた
- 一、同年十一月廿一日には校長大坪民八助役藤本伊平同行本縣廳に出頭して御眞影復寫を奉還した
- 一、大正十一年三月 日修業年限二ヶ年の高等小學校併置の件を知事より認可せられたので自然と山瀬村立山崎尋常高等小學校と公稱さるやうになつたが之を改稱杯といつてはならん其の尋常小學校が本体であるのに高等小學校を附加へたので重味は尋常小學校の方にあると考へなければならん夫れで校長も併置以前のものと其格式は少しも變らない
- 以上の外本校通學區域内の父兄で式日杯に參列するもの二百名内外の多きに至るは喜ぶべき現象で社會事業の中樞には山崎父兄會が毎年春秋兩季に巡廻講演をなすあれば山崎特志青年團、山崎青年團、山崎處女會等の機關がある

- 一、大正十四年二月十一日の紀元節を以て今上陛下が東宮殿下であらせられた御時大正十一年三月三日御渡歐の日誌御下賜になつたので校長吉田直一の名を以て御禮狀を發送した
 - 一、大正十一年十一月二十八日今上陛下東宮殿下にまします時御來縣徳島師範學校にお成りありて御手蒔の松がありしが同校にて苗にて仕立てた
 - 一、大正十二年九月十日豫て時田新八郎の周旋ありし東京藤澤態太郎より金百圓其翌十三年四月三十日豫て池上徳平の扱ありし徳島松本嘉八郎より金五拾圓の各寄贈があつたので之を基礎とし其他は就學兒童一人平均拾錢宛を義捐せしめて兒童文庫を設置した
 - 一、大正十二年五月在大阪下楠博馬より「オルガン」壹台代として金百五拾圓の寄贈があつたので之を受理して大正十五年度に於て購入した
 - 一、昭和二年度より手工科が高等兒童の必須科となつたので其教室を特設し用具机杯を新調した
 - 一、昭和三年度より九學級に編制一教室を南側東西の棟に増築す
- 次に本校あつて以來の重なる教師の移動を示す最初は准訓導を用ひて居つた去れども中には師範學校卒業生にして當時の規則上から壹ヶ年間准訓導其上にて成績の如何に依り訓導に上進せしめらるゝ定めであつたので准訓導でも他の准訓導と違つて随分有力なものが居る最初に見えたる正木伊達の如きはそれであるさうして四人目に見える吉田幸平の如きは首席訓導で校長が普通の學校に置かれん時代の事として校長の事務をも取つて居つたものである又訓導ではなくとも正木伊達の如きは首席教員として校長の事務をも執り部下の教師を統御して居つた去れば校長のなかつた時代の教師で訓導吉田幸平前後のものは其儘出して當時に於ける教員配置の實際を示すとする

草創時代の教員配置の實際

就職年月日	退職年月日	職名	氏名
明治廿五年十月一日	明治廿六年五月廿日	准訓導	正木伊達

明治三十二年十月一日月俸四圓五拾錢支給
其後明治三十五年五月二十三日獨立して尋常小學校となつた其後學校の新築も出來たらしいが二段として次に其
他の模様を述べる

瀬詰村立安樂寺尋常小學校

教師は矢張加藤丹次郎が勤めて居つたが此前は單級學校には校長を要しなかつたが本校が設立せられた明治二十
五年五月二十三日となつては單級學校にも校長を置かねばならんこととなつて居つたので明治五年八月瀬詰尋常
高等小學校長渡部源八が本校訓導兼校長に兼任せられた其後明治三十七年十一月渡部源八本校の兼任を解かれて
居つたが明治四十年十一月二十二日瀬詰尋常高等小學校雇員河原虎太郎本校の訓導兼校長に任ぜられて居つた
が大正二年三月三十一日廢校なつて瀬詰尋常高等小學校に併合なつた

農業補習學校

此種の學校は大正四年十二月一日山崎尋常高等小學校と瀬詰尋常高等小學校との兩校に創設せられたもので先づ
男子部が設置せられた▲修業年限は前後期各二年にして更に學習しようとする者の爲には研究科を設けて二ヶ年
間を學せしめることとした▲學年は十二月一日に始まり翌年二月末日に終る▲教授は夜間午後七時より十時迄三時
間▲每週教授時數は十八時間▲入學資格は前期にあつては尋常小學校卒業者又は之に準すべきもの後期にあつて
は前期を卒へたる者高等小學校卒業者又は之に準すべきもの、研究科にあつては後期の卒業者にして學科日課程
は左表の學くである

農業補習學校學科日課程表

學科別	前期		後期	
	年	時數	年	時數
	一、二年		一、二年	

修身	三〇教育ニ關スル勸語道德ノ直接作法	四〇公民ノ心得
國語	五〇講讀、作文、習字	六〇法政經濟上
理科	二〇博物理科ノ大意	四〇同上學科ノ稍専門的知識、枝農
農業	四〇農業ノ大意及實習	同上
体操	二〇体操 武道	同上
算學	二〇筆算 珠算	實業數學

以上の規定と科目に依つて大正四年十二月一日設立以來教師は孰れも附設せられた小學校の校長教員の内から任
命せられた其後の模様は次の如くである

山瀬村立瀬詰農業補習學校

大正四年十二月一日創立當時の校長は後藤田好吉にして訓導兼校長に任せられ其他の教師も瀬詰尋常高等小學校
訓導の内から任命せられたが省略して大正五年三月三十一日訓導兼校長二十一代で阿部昇平來任し此勤中大正八
年十一月より將來女子部を設ける準備として卒業生を募集し講堂で晝間裁縫講習會を開催し大正九年十月一日よ
り女子補習學校を併置し翌年三月末日に至る六ヶ月間晝間教授を行ひ専任教員一名を増員し教室は瀬詰乾燥場を
充當した大正九年三月三十一日訓導兼校長更代あつて阿部昇平來任し大正九年三月三十一日訓導兼校長更代あつ
て富永甚平阿野校長で訓導兼校長となつたが同人は同曆十二年三月轉した之を本校最初の訓導兼校長とする

山瀬村立山崎農業補習學校

創立當時の訓導兼校長は大坪民八にして其別段改正もなく大正十二年三月三十一日轉任したが其間の訓導等は省
略して本校の校長は大坪民八一人で始終した

以上兩校は大正九年九月一日文部省令改正の結果で大正十四年度から實業補習學校が置かれることとなつたので
大正十四年四月六日認可で瀬詰山崎兩校内へ實業補習學校を設置せられたが校長以下職員には兼務のものもあれ

ば専務のものもあつて校長は助教兼校長其他は助教諭と文部省令に基き改稱なつたが認可の翌月一日町制が實施せられて町立となつて昭和三年の今に至つた模様は次の如くである

山瀬町立山崎實業補習學校

大正十二年五月三十日兼任辭令に接した校長以下の職員は次の如くである

助教諭兼校長	吉田直一
助教諭	河村文平
同	割石幸一

昭和三年三月卅一日助教諭河村文平轉任した

昭和三年度に於ける職員組織は次の如くである

勤 績	助教諭兼校長	吉田直一
新任	助教諭	横田弘
勤 績	同	割石幸一

山瀬町立瀨詰實業補習學校

大正十二年五月三十一日本校設置當時の職員は次の如くである

助教諭兼校長	富永甚平
助教諭	伊勢タケオ
同	妹尾廣吉

翌十三年三月卅一日校長富永甚平助教諭妹尾廣吉轉任し同年八月卅一日森本泰助助教諭に兼任の辭令に接し同日

助教諭妹尾廣吉兼任を解かれた

又同年三月十五日大塚彰二助教諭兼校長に兼任の辭令に接した

大正十五年三月廿五日助教諭森本泰輔任し其後任は不明である

昭和二年三月卅一日助教諭兼校長大津彰二轉して其後任には早雲義夫が其後任命せられた筈で助教諭伊勢タケオも勤績して共に昭和三年度に居るのは瀨詰尋常高等小學校の所を見て知られたい

以上の諸學校は縣視學監督を受けて來たのは云ふ迄もないが明治廿五年九月に縣視學と共に郡視學が置かれて以來昭和元年(大正十五年)七月郡役所廢止の時后直接の監督は郡視學にあつた其間に於ける郡視學移動の様子は次の如くである

最初の郡視學竹内兼太郎(明治廿五年以降大正六年前)次に川人直夫(大正六年以降同七年以前)次に吉田永太郎(大正七年以降同十年以前)次に後藤田好吉(大正十年以降十一年五月三十一日)次に前田鶴吉(大正十一年度中)次に尾形宇吉(大正十二年度中)次に下野次に伊藤嘉平(大正十六年中)次に後藤銀太郎は後嘉平の後を受けて昭和元年七月郡役所廢止の時に至つた其後は縣視學の監督を受けるやうになり昭和三年の今日では最初より直接の監督を受けて來た縣視學東倉正衛同副井筒理太郎といふ姿となつて居る

山瀬青年訓練所

當村は大正十五年度の町會決議で本町内に一ヶ所と定められたので山崎尋常小學校の内に置くこととなり其訓練は兩大字青年の便宜を考慮し山崎瀨詰兩尋常高等小學校交互に爲すこととなり大正十五年七月一日創立入所式を舉行した其時の職員は次の如くである

指導員	主事	吉田直一
教練	豫備役陸軍歩兵少尉	三谷豊太郎
同	國民兵役陸軍歩兵軍曹	
同	豫備役騎兵少尉	吉田重雄
普通科	國語、算術	河村文平

同 地理、歴史 明石熊一
 職業科 後藤田光男
 以上の指導員中河村文平を除くの外は昭和二年三月卅一日附辭令で囑託を解かれ同年同月同日辭令で次の三名指導員に囑託せられた

教 練 後備陸軍歩兵曹長 蕪鉄本善太郎
 普通學科 瀨詰校訓導 明石熊一
 同 同 妹尾廣吉
 以上の如くにして昭和二年度の職員組織は次の如くになった

主 事 吉田直一
 教練指導員 蕪鉄本善太郎
 普通學科指導員 河村文平
 同 同 明石熊一
 職業科 妹尾廣吉

以上の如くにして昭和二年十二月廿八日第一回修業者に猪井武雄、岡田高夫、楢村松太郎の三名を出したが孰れも昭和三年一月入營して無難に勤務して居る

昭和三年三月卅一日附で指導員河村文平、明石熊一、妹尾廣吉三名の囑託を解き同年同月同日附で山崎校訓導横田弘、瀨詰校訓導河村富雄、池上眞一の三名に指導員を囑託した次に昭和三年年度の職員組織の模様を示す

昭和三年度職員組織
 小學校長 主事兼公民科指導員 吉田直一
 後備陸軍歩兵曹長指導員教練 蕪鉄本善太郎
 山崎校訓導 同 普通科 横田弘

瀨詰校訓導 同 同
 瀨詰校訓導 同 職業科 池上眞一
 山崎父兄會 同 同 河村富雄

本會は明治四十一年十二月七日山崎尋常高等小學校内を會場として創立したものに於て其事業とする處は風俗改良巡回講演、善行者表彰、貧困兒童保護桑圃手入等にして巡回講演は明治四十二年三月二十八日第一回を松村虎平方で開會した以來大正十三年迄に第廿七回の講演を開いた其度数は百三十八度にして會て善行者敷地儀一、石崎タケノ兩名に對して表彰したることがある同會の基本財産は次の如くである

面積種目	地番ト本地	一ヶ年加地子	耕作者氏名
桑園壹反貳畝三步	四十一番ノ二原野	八圓八拾錢	住友傳吉
同上 六畝拾三步	百五番ノ五川敷成原野	三圓九拾錢	森山廉左工門
借入 期間	明治四十二年十月ヨリ 同 五十二年十月迄	本財産大正十四年九月計算	

其 一 郡 表 彰 (本會の功績としては郡及び縣より次の如く表彰せられた處に依て知る事を得る)

山崎校父兄會
 創立日尙淺キモ協同一致克ク諸種ノ事業ヲ遂行シ教育上其効果見ルベキモノアリ將來尙一層ノ發達ヲ期スベシ茲ニ明治四十一年制定麻植郡教育獎勵規定ニヨリ金貳拾圓ヲ給ス
 明治四十三年三月廿八日 德島縣麻植郡長從六位勳五等 祖 川 豊

其 二 縣 表 彰 山崎校父兄會

學齡兒童就學獎勵資金トシテ金五拾圓ヲ授與ス

大正四年二月十一日

徳島縣

本會は大坪校長時代に創立せられたもので目下の吉田校長迄勤務の模様は次の如くである

會長勤務狀況

明治四十一年十二月七日創立以來大正十五年三月卅一日迄大坪民八、大正十二年四月一日ヨリ昭和三年中尙勤續吉田直一

山崎婦人會と處女の分離

山崎婦人會は明治四十二年校長大坪民八會長となり設立せられて以來社會教育方面に盡して居つた當時は會員中に處女も籠つて居つたが時勢の進歩と共に處女の獨立を要望して來たので大正十年三月處女は婦人部から離れて獨立して處女會を設立することゝなつた其後大正十五年三月に校長大坪民八轉任した後は後任校長吉田直一が婦人會の會長を繼承して昭和三年の今に至つて居る其間の會長移動は次の如くである

大正十年三月設立以來大正十二年三月末日迄 大坪民八

大正十二年四月以來繼承して昭和三年の現今に至る 吉田直一

山瀬町教育會

本會は大正十三年一月廿六日攝政宮殿下即ち今上陛下の御慶事日を示し紀念すべき目的で設立することゝなり同年三月十九日設立總會を正午十二時より町役場で開催して其日直ちに設立したるものにして設立當時の會員は二百三十拾名にして講演會、講習會、視察、施行等を事として昭和三年三月の今に至つた

角力取 (下)

湊石伊助 大阪に登つて幕の内に居つたといふが明治九年八月廿一日六十七歳で死亡してから昭和三年今日になつて古老に聞いても知る人がない

漢詩家と生花家

漢詩家としては明治の初に山崎金勝寺に西郷學校があつた時代に講師漢文家原玄吉、同上伊藤聽秋等と親炙して居た醫家に川地の霞村があつた其時作には

中 秋

萬里眺望萬見晴。西風徐送桂香清。天高月大明如晝。仰感中秋今古評。

富 岳

孤峯遙聳太空邊。勢壓萬山自泰然。近仰彌高遠悠秀。八方壯觀海東天。

といふやうなものがある霞村は今尙かく鑠として長生せられ昭和三年十一月十日今天上午陛下即位式養老の思召を以て天杯御肴料とを下賜せられた松永祥平其人である

生花家としては醫師伊月高齋にして高齋は通稱を精一郎と云ひ醫業の傍插花の道を學村の醫師外山三太夫を師として千家古流の法を受け許狀を花號資壯を得て能く其道に達して生前常に之を樂んで居つたが明治廿七年二月廿二日永眠した其許狀は現今戸主伊月増平保存して居る三太夫は一夜亭反知と號して高齋に渡されたる許狀は次の如くである

許 狀

千家流生花多歲熱心依出精今般濟事明白隨而△△勿論△△△批判無指據可被申出候以上
且他流諷謗之義ハ決而有之間敷候仍而如件

千家流生花外山派宗之 八十二翁 一夜亭反知 ▷△花押

明治十六年九月良日

伊月高齋殿

又花號の資壯は次の如くである

御花號

一占亭盈△
右之通御座候也

一夜亭反知△△花押

明治十七年九月△日

同人は書を南書家大島梅仙に學んで南書を描き三味線をも能く弾ひたといふ其子錦司亦其道を傳へて居つたといふは昭和三年七月同人未亡人の直話であつた

傳 説

△利 裏 の 燈 籠

山利の裏の土手より北に二丁計りの所に老柳があつた昔は此邊より人道須賀を通過して川北の阿波郡へ渡つたものである入道須賀はお見掛け通りの坦々たる砂洲で墓地在澤山にあつた本町内の岩戸市は一寸盛である爲めに阿波郡市場町邊から市師が段々來た其來る時は朝が早くも隊を組んだやうつゞいて來るから何んの心配もないが歸る時は別々である入道須賀は狸の巢であつたが市師が賣残を積んだ車を引いて此須賀へ差し掛ると狸めは市師に一寸失敬して此廣い砂地をクル／＼と夜がな夜通し引きまはされる旭が上りてまでも矢張り同じ車を繰り返し汗水流して遣つて居る渡場の船頭が之れを見付けて呼びさますと始めて本氣に立ちもどるといふ事が度々あつた本町邊より北地へ通行する人は多いそれで道を取違へ狸の弄物にならないやう北地より深夜歸る時の目標に山利の裏に此燈籠を設けたといふ(綠波氏報)

阿 七 と 螢 橋

昔螢橋邊は吉野川の水流急であつてそれに川田川の水がおす爲めに彼邊は大きい淵であつて斯ることあれば昔のことゝて橋などあるべき筈はない又此邊には民家もない狐狸の住家によかつた或時深夜一人の魚賣が河中に立つた儘に往生して居つたことを夜明けて見付けた何様變にこはい所であつた近頃になつてもなかくこはい又此少

し河下に阿七殿といふのがある一説には阿七といふ女が投身したやうにもいふ今も青年でも夜分は此邊を通行するがこはいといふ他地では云はぬがハタ、の一種を阿七と云ふ此虫の阿七の足先を持ちピン／＼するを阿七様織れといふ或は昔阿七といふ女の投身したといふ話より其靈魂が虫になつて云ひ出したものではあるまいか昔は此邊は變な所であつたものと見える(渭水、章之助兩氏報)

夜 行 さ ん

律院といへば戒律の正しい高德僧が集籠るものである四辻は惡魅の通路といふ依て庚申塚や石地藏がある或夜一村人が何か用あつて律院へ行つたのである果して變化が首切馬に乗つて居る其村人もこわくてたまらず十分之れを見留めることも出來ぬ位で大走りに走つて律院へかけ込んだ院僧は之れを聽いてフンといつた儘筆をとつて紙片に何事か書いてそうして曰く今後變化に出合へば之れを出せよと此村人又律院に行つた時も變化が現はれた依て件の紙片をつき出すと變化は之れを見て直ちに姿が煙りのやうに消えて失せた此村人は其後變化に決して出合はなかつた(章之助、渭水兩氏談)

岩 戸 さ ん の 切 水

岩戸神社の境内に社名の示す如き岩石が多い其澤山ある中の一巨石の上に一の窪みがある其中に清水が常に満たされて居る如何なる旱天の折りでも少しも水量は増減がない實に不思議である下碑に此水脈が岩津の淵に連絡して居るといふこれこそ靈水で又其所在地が靈域の間であれば自然と信仰する人も出來て村人は御靈水として之れをいたゞき歸るといふ或病には儘に功顯がある(一星氏報)

醫

師 (下)

明治維新の當初に於て開業して居た漢法醫阿波藩時代の末より續いて來たものにして瀬詰村には富本謙左が謙作となつて瀬詰村には明治五壬申瀬詰村戸籍の中に家族と共に

瀬詰村百二十五番屋敷居住

醫生

父謙徳亡	富	本	謙	作	壬申年五十一
長男	幸	平	郎	平	二十二
次男	堅	十	郎	郎	二十
長女	ト	ク	イ	ク	十八
次女	ケ	イ	イ	イ	十五

現戸主

と見えて居る同人は明治十二年卯六月十一日六十一歳で死亡して其墓青木大師庵東淵墓地にある其後同家の醫系は絶えたが家の跡目は上の戸籍に見えたる同人次女ケイが戸主となつて昭和三年の今日では山崎で學校の片間を借り小間物屋で渡世をして居る

山崎村には松永三代の醫師祥平が昭和三年の今に長生せられて居る松永祥平は明治三年山崎村戸籍の内に次の如くある

麻植郡山崎村郷醫生

明治三年

三拾歳	女子	松	永	祥	平
五歳	同	つ	ぶ	ね	ん
三歳	同	つ	ぶ	ね	ん

三ツ島村蓮光寺旦那

又同村明治五年戸籍の内には次の如く見えて居る

山崎村貳百六十一番屋敷居住

醫生

父文哉亡	松	永	祥	平	壬申年三十二
長女	ぶ	ん	ん	ん	七
次女	つ	ね	ん	ん	四
三女	や	す	ね	ん	三

又明治八乙亥年山崎村戸籍の内には

山崎村二百六十二番屋敷居住

醫生

父文哉亡	松	永	祥	平	乙亥年三十五
長女	ぶ	ん	ん	ん	十
次女	ツ	ネ	ン	ン	七
三女	ヤ	ス	ネ	ン	六
四女	キ	ヨ	ヨ	ヨ	九年六月廿一日生

とある今は隠居の身分となりては居るが從來開業醫の免状は其効力を失つては居らん

四代現戸主賢太郎は美馬郡穴吹村國見勘平二男が入つて祥平六女キクと配遇し醫術開業して居る話は又別に述べることとし伊月家二代の醫師繼承者精一郎は明治五年壬申年山崎村戸籍の内に次の如く見えて居る

山崎村貳拾二番屋敷居住

當縣士族

父順策亡	伊	月	精	一	郎	壬申年四十
長男	錦	司	年	十	四	

右には醫師とは見えて居らんが明治八年乙亥同村戸籍の内に父が醫師であつたといふのを表し次の如く見えて居る

山崎村八十七番屋敷居住

當縣士族

父醫順策亡	伊	月	精	一	郎	乙亥年四十三
長男	錦	司	年	十	七	

右の精一郎は其後高齋と改名して開業して居つたが明治廿七年二月廿二日他界して上に見えたる長男錦司が其後を繼いで従前開業醫の免状で開業して居つたが大正五年七月九日五拾八歳で死亡した尙町役場備付の醫師藥劑師女産婦名簿の中には「故伊月錦司は大字山崎百八番地に開業して居つた從來開業醫で大正五年七月九日死亡の止

が見えて居る錦司現戸主伊月増平の養父である
以上の如くにして従来開業の漢法醫が休業し或は死亡した後には當世流の洋醫ばかりと化した今其模様を町役場
備付の醫師藥劑師助産婦名簿の内から醫師丈抄出すると次の如くである

松永賢太郎は大字山崎字雪宮十番地に於て醫師明治三十六年五月十四日開業明治三十五年六月廿四日試験及第
免許番號一五七八である寺内美馬八は大字瀬詰九十五番屋敷にて醫師開業明治二十四年六月十九日試験及第免
許番號五七四四番である

平野武夫は大字瀬詰村で醫師開業

井上義夫は大字山崎で醫師開業

大字山崎字宮島拾五番地ニテ明治四十一年開業セル重本清一ト云フ醫師アリシガ明治四十二年死亡セリ

右清一ハ重本町長ノ弟ナリ

齒科 醫

町役場備付醫師藥劑師助産婦名簿の内に齒科醫が次の如く見えて居る

岡本正一郎は大字山崎で藥劑師開業金澤大學附屬卒業で大正十三年八月廿七日免狀下附其番號一五三二一番で
ある

三栖彌太郎は大字山崎で藥劑師開業

産婆

町役場備付の醫師齒科醫藥劑師助産婦名簿が見えたる産婆は次の如くである

大北 秀子 大字山崎ニテ開業

林 マサエ 大字瀬詰字湯立ニテ開業

社 (下)

明治維新前にあつて大権現大明神、天神宮、牛頭天王等を以て神社として居つたは寺僧が多少神社に關係して居
つた印で皆佛語を以て神社の稱として居つたが明治元年四月(慶應四年戊辰四月)維新の初に太政官代から出され
た達書に少々註を加へて示せば

一 中古以來某權現(註天竺の佛が權りに日本の神となつて現れたといふこと)牛頭天王(註天竺祇園精舎の守護佛
牛頭天を祭つたもの)之類其分佛譯を以て神號に相稱候神社不少何れも其社の由緒委細い書附早々可申出候
一 佛僧を以て神体と紛し候神社とも已來相改可申事本地杯と唱へ佛像社前に掛鐙口梵鐘佛具等之類といふので
あつたから神社方役場から右の字を

各郡與頭庄屋へ廻して組村寺院神主を始め修驗山伏に至る迄神社受持居る者等へ洩れなく觸れよ」と嚴命した其
も度々神取別の嚴命があつたが慶應四年戊辰九月に明治と改元あつて同曆三年庚申八月民政局から「神社方役場
之儀相廢止民政局へ内屬申付候事といふ達しがあつたと共に

神佛混淆取分之儀ハ是迄從

朝廷御布令有之候通斷然御取分ニ相成候儀ニ付僧侶ニ而社務兼帶候者ハ決而不相成候條復飾等致度者ハ來ル廿
日迄ニ當局へ可申出候也

但修驗之儀も同斷

といふ嚴命が下つて神佛取分は斷行せられたが當時寺僧や山伏即ち修驗者で復飾神勤即ち髪を貯へて太夫となつ
たものはなかつたが同年十月總べての神社を何々村社と一様に改稱せられて今に至つた其後の次第を記述すると
縣廳保管の阿波國郡村誌中麻植郡山崎村誌に

山崎村

社 忌部神社 國幣中社 社地東西五拾貳間南北五拾壹間面積貳千六百六拾五坪本村東南ノ方字忌部山ニアリ
テ鎮座ス日鷲命ヲ祭ル祭日九月廿三日延喜ノ時名神大社タリシニ中古衰廢シ明治四年辛未五月十四日國幣中社ニ
列セラルト雖モ在地分明ナラサルニ依テ同七年殊ニ使ヲ遣シテ實檢セルニ本村ニ鎮座天日鷲神社即チ忌部神社ナ

ルコヲ確定セリ依テ同七年殊ニ使ヲ遣シテ十二月廿二日社號ヲ舊ニ復シ祭典ヲ行ハル
右の忌部神社が奉祀の初と西端山へ移轉前後の様子は特に次の見出しを設けて記述する

●國幣社忌部神社山崎に決定前後の様

明治四年神社改の時に當つて忌部神社を國幣社に列する旨の達しがあつた其時候補に擬すべき神社は本郡に川田
種穂神社、宮島村八幡宮、西麻植村中内明神、上浦村齋明神(西名上浦)牛島村大宮等の如きもあつたが時の權少
屬小杉榎村建言して他は皆之を排して我が山崎村の忌部社は今王子社と稱して居るが本殿二つで天日鷲命と王子
權現と並立して居る且日鷲命社が忌部山の上にあつたが應永とか寶永とかの頃地震に土砂崩れ今の所へ移したと
いふより説立と四至立石御供田其址古器もあるが夫れは信じ難く覺えたが眞實なる舊地のないに紛らはしもの
を取るより此社を取るのが相應しいといふ見地からして此處に極めるに努力した夫れには三木山の三木貞太郎が
藏する正慶(光嚴院即位元年)十一月氏人十三人契約狀を引証して此契約狀を所持する三木家は忌部氏の子孫の
残れるものにして御即位の大嘗祭に古くより荒妙を織進した跡を見るべきものは龜山院天皇正元年間領所充行ふ
處の文書より起つて氏長者御殿人等の補狀大嘗祭荒妙御衣織進せしむる官符辨官符より起れることは無論である
云々と説き山崎の忌部神社と深い因縁があることを説いて本郡山崎村に忌部市と唱へて毎年二月九月廿三日に市
立あり今猶古事として忌部社小口もあり此市立の日三木氏代々三木山より凡距離山越しの嶮路五里程餘なるを必
參詣するといふ是所謂御衣御殿人契約會合の△△なること疑ふべからず此事△△本社の明徴とするに足る徳島藩
知の際本社所在探索のをり此文書を實檢に及ばせねばならんだのを村吏の輩は三木家の文書が唯同家の先祖に
のみ關して忌部神社に關係ないものとし時の官吏も亦其言を信じて敢て開かなんたのは思慮の足らざる處であつ
た三木山は徳島より十數里距る山間であるから三木家に重寶無比として秘藏して居る大切な古文書は尋常人は知
るものが稀である今此文書がなかつたらば本社は湮没しやうとする處であつたが六年八月榎村長官の命を以て
阿波麻植兩郡間僻民説諭の爲に巡回し此山村に至つて三木家を訪ひ請して親しく閲覽したが果して此明証を得た
云々と述べ次に舊藩人故野日年長が此神社考証數種あるが皆明徴を得て居ないので的實の御舊蹟と指して居らな

だが三木家の古文書に山崎とあるのを以て照會すれば山崎の口碑傳説田地の學皆明徴とするに足る其詳かなること
は實に一紙の盡すべき處でないから實踐の檢査を仰がうと思つて教部省へ右の次第を認めた書面を携へ出頭し
て社寺課長に應接の上書面は直に郷輔付屬書記へ廻し夫れから考証課に於て其所在明徴等の議論をなし萬事は大
録小中村清矩に委ねて置いた

右の建言で小杉は屢考証課小中村又は九等出仕栗田寛などと討論して居る内豫て打合置いたることゝて縣廳から
証據書類として三木家古文書其他が到着したので本書全篇大小輔大丞等に見せた處が實に明徴と決定し考証課社
寺課等の見込も確乎たる様子であるので引取り歸つた
其後縣に達した指令を小杉に口達した模様は次の如くである

忌部神社所在之儀正院ヨリ御指令ニ付小杉榎村へ左之口達可致哉

朱書 建言之趣尤ニ相聞候旁今般爲檢査當省官員出張候條此旨申聞置

(朱書)七年五月九日 小杉榎村へ口達ス 中山

尋いで實地檢査の爲教部省から官員出張の達書が縣に着いたる模様は次の如くである

名 東 縣

其縣管内忌部神社所在之儀ニ付實地檢査之爲權大録大澤清臣權少録清水重華差向候條爲心得此旨相達候事

明治七年五月十日

教部大輔 宍

戸

璣

其御縣權中屬兼大講義小杉榎村義忌部神社所在之儀及達言候ニ付今般當省官員差向實地檢査爲致候就而ハ同
人在京中ニ候得共本務差支無之候ハ、歸縣立會致候様御申付有之度此段申入候也

明治七年五月十日

教 部 大 丞

名東縣令參事御中

斯くて教部省から大録大澤清臣權少録清水重華の兩名出張せられて實地檢査を終へた後縣に達した指令は次の如
くである

國幣中社阿波國忌部神社之儀所在不分明ニ付是迄祭典モ不被行候處麻植郡山崎村鎮座天日鷲神社ハ忌部神社タルヲ實檢候ニ付自今該社ヲ忌部神社ト稱シ祭典被行候條此旨相達候事

明治七年十二月廿二日

太政大臣 三 條 實 美

斯うして極つた山崎村の國幣中社忌部神社の宮司は蜂須賀隆芳同權宮司は加茂百十と定め最初の祭典に地方官が參向せられた模様は次の如くである

名東縣參事 西 野 友 保

忌部神社御祭典ニ付參向被仰付候事

太 政 官

式部寮ヨリ御祭典式

御 祭 文

祝詞ノ草

幣 帛 料

神饌料

到着但祭書左之通

こあつて祭書は記入がないので不明である此時參向使者の讀まれた祭文は次の如くである

天皇乃大命爾座ニ掛卷母忍支

忌部神社乃大前仁名東縣參事從六位西野友保乎使止使^久白給波^久止御社波明治四年乃夏國幣中社止定奉^{禮留昔由々支}事爾維良世給比志與利今爾至留万豆御座所母定爾波知良受成奴止聞食豆甚世忍美思保志間爾國人我最母勤志支心爾舊記乎以互其蹟乎尋爾此御座所乎素得豆其由乎告奉禮留爾官人乎差遣波志豆又委曲爾檢倍定米志米給比支是以今度御使差豆御幣帛奉出志齋祭良世給布故今與利後忘留無久祭給波斗事乎聞食豆天皇乃朝乎始豆仕奉留百官人等四方國乃公民爾至留万豆爾伊賀志夜具波延乃如久立榮志米給倍止白給布
天皇乃大命乎聞食世止忍美忍母白須

明治八年二月十三日

又此時宮司蜂須賀隆芳の上げたる祝詞(のりこ)の寫は亦次の如くである

掛卷母忍支

忌部神社乃大前爾宮司蜂須賀隆芳忍美忍母白左久御社波明治四年乃夏國幣中社止定奉利給倍留乎昔禍事爾權利給比志與利御座所母定加奈良受坐万志伎是以今度官人爾命世豆檢倍定米志米給比名東縣參事從六位西野友保乎御使止爲豆齋祭良世給布故大前乎慎敬比御食波和稻荒稻爾御酒被甕上高知甕腹滿並豆鱒乃廣物鱒乃狹物與津藻菜邊津藻菜甘菜辛菜々至留万豆爾置足波志豆仕奉良志米給布事乎平良氣久安良氣久聞食世止忍美忍母白須

明治八年二月十三日

其後明治十年十一月社殿が大破に及んだので宮司蜂須賀隆芳、權宮司加茂百十の兩人から營繕願を出したのを縣から取次内務省へ伺出でたる模様を示すと次に掲げる通りである

一ノ第三一九號

忌部神社御造營之儀伺

管下阿波國々幣中社麻植郡山崎村忌部神社御造營之儀ハ國費多端之際ニ付當分難能御詮儀旨明治九年十七日社地擴充御許可候哉御達次第ニ候處兼テ舊名東縣ヨリ情實上申ニ及候通社殿矮陋ニテ御祭典ヲ始平常神務中務兼御社格ニ對シ候而モ不体裁ニ有之且年久シク修繕ヲ不加ヲ以漸次破毀ニ及ビ既ニ本殿幣殿ノ屋根朽腐シ降雨之際殆ンド神体ヲ汚浴スル場合ニ立至リ本年七月至急營繕之儀神官ヨリ申立直ニ官員出張實查爲致不取敢本殿へ仮リニ雨覆ヒ取設至急營繕ノ積ニ候處根元假建之社殿ニ付用木渾テ輕易之品ナルヲ以テ手厚キ修繕ハ却テ難耐去リ逆仮修繕相加ヘ置候テハ又々不日破損シ徒ニ冗費ヲ嵩ムノミニ有之將社務處ハ該村ノ民家ヲ代用シ月々之謝金若干且社殿ト拾町程モ懸隔不取締ニ付豫テ仮社務所建設之儀神官屢申立候ヘ共社殿以下御造營可相成ニ付假ノ建物ハ是亦冗費ニ候旁彼是參考即今先ツ本殿拜等殿御制限御造營相成社務所並ニ神所等ハ現今ノ拜殿ヲ修理シ相用ヒ候ハ、社殿之体裁ハ勿論御祭典ヲ始取締モ相整隨テ冗費御省減ノ基ト被存此見据ヲ以右御造營概入費取調情實開申ノ要心得ニ候處豈圖ンヤ客月十一日暴風雨ノ爲社殿大破殆ト顛覆ニ可及ノ景况ニテ別紙第一號ノ如ク臨時營繕ノ儀申出尙又實檢爲致候處事實相違無之忽チ顛覆ノ勢ニ付△柱等ヲ以テ臨時取繕置候次第實ニ

目下難關至急御造營不相成ヲ得ザルノ場合ニ有之候最モ國費御多端幾重ニモ恐察候得共國幣中社之社格ニシテ其社殿村社ニモ相劣リ殊ニ大破ニ及ビ神体汚浴ノ場合ニモ立至ルベキ實況地方ニ於テ親視候テハ不可忍而已ナラズ一般敬神教導ノ事業ニ關シ彼是不都合ニモ有之候條上文見据之通御造營相成候様致度前顯陳述ノ情態篤ク御詮儀ノ上速ニ御許容相成度別紙第二號御造營費概畧積書相添此段特ニ相伺候也
追而別紙第一號神官申立ノ如ク大破ノ社殿ニテハ忽チ神務差支且新嘗祭執行之際ニ有之候目下難關ケ所ハ修繕之儀取計追而入費明細書進達可致候間此段併而上申候也
明治十年十一月卅日 權令小池國武代理 高知縣大書記官 伊集院兼善

內務卿大久保利通殿

第一號

一本殿拜殿大破ニ付臨時御營繕願
該社本殿拜殿共兼テ御造營奉願有之候通近々大破ニ相及候處先月十一日暴風雨之節處々破壞ニ相及既ニ其段御屆ニ相及候掛差當リ左書様々臨時御營繕ニ相成不申候而ハ正殿始雨漏相増奉祀ニ差支候廉々不少候ニ付何卒御營繕費ヲ以至急御營繕ニ相成度此段奉伺候也
明治十一年十一月 國幣中社總部神社權宮司 加茂百十 宮司 蜂須賀隆芳

高知縣權令小池國武殿

別紙

一金八圓三拾六錢 正殿雨覆板圍出來諸費 此株兼テ出來ト飯雨覆大破雨漏ニ相成候ニ付臨時御營繕竹木釘其他費用
一同五圓八拾錢 幣殿 繕 此株屋根廻リ大破ニ付瓦下取繕ヲ始前同段

一同四圓拾錢 飯神 飭處 繕 此株大破雨漏ニ相成前同段
一同九圓七拾七錢壹厘 拜殿新廻リ庇共繕 此株瓦下取繕軒廻庇出來前同段
一同九圓三拾貳錢 拜殿屋根葺替共 此株處々雨漏出來候ニ付葺替諸費
一同八圓貳拾六錢 拜殿壁出來 此株地盤ノ板葺大破追々寒風ニ相向神勤差支候ニ付白壁出來ニ相成候諸費

六株 合計四拾五圓六拾壹錢壹厘
第二號

表紙

阿波國々幣社

總部神社本殿拜殿神飭處新築修繕大綱見積帳 社務所共

表紙 高知縣

(內部)

上等建物 一本 社 壹棟 但御制限通ニ新築 此費金貳千七百五拾圓程見印(立石)
中等建物 一拜 殿 壹棟 但御制限通新築 此費金貳千七百八拾圓程 (立石)
中等建物 一飯神饌處社務所共 壹棟 但在來ノ幣殿拜殿共修繕 此費金三百五拾圓程 (立石)
合計金五千八百八拾圓程 皆官費
右之卸大綱見積ニ候也

明治十年十月

高知縣權令小池國武代理 高知縣大書記官 伊集院兼善

(備考)上に見えたる總部神社新築費見積合計金五千八百八拾圓程とあるのは今の金目に直したら殆んど貳拾

倍壹万壹千七百六拾圓程となる當時高知縣では斯んな見積りで新築する勢であつた
是より以下は高知縣より其筋へ差出した忌部神社造營の催促上申の模様である

三百八十五 前號記入

社第一八二號

社第九
寺十六
局六

忌部神社御造營之儀ニ付再應上申

管下阿波國忌部神社本殿以下御造營並修繕等之儀客年十一月三十日付ヲ以テ上申ニ及候處未ダ何等之御指令
無之右ハ上文上申ノ節實際之景况縷々具陳候通從來破境ニ及候社殿客年兩度之暴風ニ遭シ殆ド顛覆之勢ニ立
至リ一時爲凌修理相加ヘ置候得共爾來風雨ノ爲毀損彌増且該社神官ヨリ別紙之通追願有之實ニ國費御多端ハ
萬々恐察候ヘ共抑國幣中社ニシテ御体裁整肅不致候而ハ一般ノ敬神ニ關シ不得止具申候間特別之御詮議ヲ以
テ速ニ御許容相成度此段再應上申候也

明治十一年四月十二日

權令小池國武代理

高知縣大書記官 伊 集 院 兼 善

內務卿大久保利通殿

本殿御造營追願

該社本殿文化年間火災後極テ矮陋之小祠出來成居候處軒口雨漏相見追々内陳ヘモ押及神体ヲ汚候様相運可申
哉之旨ヲ以テ御造營昨年奉願候處檢査被下其後何之御指令モ無之先達而モ奉願候通り御社格ヘ被對御不都合
之小社ニ有之衆庶敬神之通ニ至兼苦慮焦心致候旁何分ニモ至急御造營ニ相成度經費御多端之際ヲモ不憚敢而
奉願候間右之衷情御洞察其筋ヘ御進達被下度伏而懇願仕候也

明治十一年三月廿六日

國幣中社	主典	森	權	三	郎
忌部神社	主典	浦	上	利	延
同	主典	早	雲	真	澄
同	主典	竹	内	元	寬
同	主典	宜	須	賀	隆
同	主典	宮	須	賀	芳

高知縣權令小池國池殿

以上の如くに催促しても指令が來るので禰宜竹内元寬を上京せしめて左談判に及ぼした段取は次に追々別つて來
る御造營之儀ニ付願

本社本殿始御造營之儀上願ニ及候處御配慮之上度々其筋ヘ御進達被下候段重々難有奉存候然ルニ今以而指令
無之候處今般該社禰宜竹内元寬儀教議筋之儀ニ付出京之件上願ニ相成候右之願之通許可可相成候ニ於テハ早
々出京之上其筋ヘ該社實地之景況上申仕度候間右情實御洞察御應ヨリ其筋ヘ御添翰被下度奉懇願候也

明治十一年六月廿四日

國幣中社忌部神社宮司

蜂 須 賀 隆 芳

高知縣權令小池國武殿

忌部神社禰宜出頭之儀ニ付上申

管下阿波國忌部神社禰宜竹内元寬教義筋之儀ニ付神道事務局ヘ出頭伺濟ニ候處出京之上ハ該社御造營之儀實
地景況上申トシテ御省ヘ出頭仕度旨別紙之通申立候條出頭之上上申之次第御聞取ニ相成度此段上申候也

明治十一年七月廿四日

高知縣權令

小 池 國 武

內務卿伊藤博文殿

右二通書面合封ニシテ竹内元寬出頭之節進達ニ相成其後左之通大綱之主意書事務局長ヘ熟談御造營至急ヲ要

ス云々申立候

(朱書) 八月六日局長ヨリ下付(小中村)

忘部神社數年御造營無之不堪恐愕實地景況上申之大意

本社之儀明治七年十二月官祭御確定同八年一月神官夫々拜命其以來御造營且境内擴充奉願候處同九年十月擴充御許可ニ相成難有奉存候抑本社本殿ハ矮陋ノ小祠僅三尺四方許拜殿ハ二間ニ四間許其間壹間半ニ貳間許ノ幣殿有之イツレモ年久敷極廉假造ノ建物ニシテ普通ノ通ノ村社ニ相劣候實景先年教部省檢使等モ能ク視察居候昨年風雨之爲顛倒破損現場其儘ニ難指置一時假成ノ修繕指加有之而已ニシテ右御確定後于今御造營無之ヨリ國中衆庶ノ疑惑不少神官ニ於テ目下ノ御体裁默止スルニ忍ビズ第一敬神ノ御闕典ト憂慮仕先年來本縣應ヘ度々照會御造營一條願出候ニ付該應ヨリ其都度上申ニ相成候趣ニ候ヘ共數年何分之御指令無之不堪恐愕候元寬儀今般教義筋ニ付出京仕候廉ヲ以テ該縣應ヨリ右御造營云々上申之儀添翰持參本月一日進呈仕置候仰冀クハ右情實御洞察至急御造營御着手ニ相成度實以神官元寬等曠日御許可ノ致ルヲ待罷在候テハ素餐之責彌重ク面目ノ世間ニ對スル無之候間別而奉恐入候得共此節御許可御指令相伺度出頭仕候事

明治十年八月五日

忘部神社 禰 宜 竹 内 元 寬 印

高知縣の跡書には残つて居るが此後造營の指令のあつたのは少しも見えず明治十一年十月十日以降は内務省内地理局地誌課より貞光に關する卿名其他の事件に就いての尋問ばかりにして山崎忘部神社の事は全く見えなかつたが當地の忘部神社を廢して西端山に忘部神社を國幣中社として鎮座の本地と定められたは西端山貞光村の反動といふ題下の處で述べるとして明治八年一月定められたる山崎國幣中社の神官は上に見えて居れども改めて別り易く掲げること次の如くである

山崎村國幣中社忘部神社神官

宮 司 蜂 須 賀 隆 芳
權 宮 司 加 茂 百 十

禰 宜 竹 内 元 寬
主 典 早 雲 眞 澄
主 典 浦 上 利 延
主 典 森 權 三 郎
主 典 麻 生 秀 俊

忘部神社 主典 麻 生 秀 俊

明治八年三月七日

名 東 縣

阿波國麻植郡三ツ島村字學村諸神社奉祀兼務申付候事
今般神道部分被致候ニ付三部所管可被屬云々趣承諾致候條事務上之儀者從前之通相心得猶一層神道興隆之實功ヲ奏候様盡力之程希望候也

神道第三部引受

明治九年十月十六日

大教正 稻 葉 正 邦

次に又下のやうな辭令書を受けて居る
中奉書四ツ切

任阿波國忘部神社主典兼補權訓導

教部省六等出仕鈴木魯奉

明治七年十二月廿七日

印ハ教部省の朱印である

阿波國麻植郡三ツ島村住吉神社祠掌申付候事

忘部神社主典

明治八年三月廿七日

名 東 縣

●西端山貞光村の反動と小杉の努力

上に述べたる如くで忌部神社が山崎村と定める以前は黙つて居つた美馬郡貞光村西端山の反對運動が見えたること明治八年一月田村神社權宮司細矢庸雄は其肩をもつて忌部神社鎮座考及び正蹟といふ書三冊を上進して該社の正蹟は美馬郡貞光村なることを論じたので此時教部權中録となつてゐた小杉榎村も亦鎮座考辨妄一冊を進呈して之を辨駁した

其後明治九年三月前編の旨廉漏なるにより更に改正せし趣を以て庸雄出京更に正蹟補考一冊を上進したので榎村亦再び正蹟補考辨一冊を進呈尙庸雄に對面して討論に及んだが庸雄答辨すること能はずで退省したことがあつた其後に於ける榎村が山崎村に對する努力如何は庸雄が上京後模様と共に重ねて述べるとして其後明治十年貞光村村雲之儀直西端山谷幾三郎及び貞光村出身で當時東京府下神田五軒屋町に住居して居た静岡縣士族折目榮が連名した忌部神社本宮再建願を縣より取次ぎ出願人を上京せしめた模様は此の如くである

忌部神社取調願之儀ニ付上申

管下阿波國美馬郡西端山人民惣代谷幾三郎外二名ヨリ同國麻植郡忌部神社所在地再御調査之儀別紙之通直ニ御省へ出願仕度旨申立候然ルニ該社所在ハ去ル明治七年十二月廿二日同郡山崎村ニ確定被仰出爾來御祭典執行之所即今彼是申上候段不都合之儀ニ候へ共情願抑制モ致兼候ニ付即チ出願爲仕候條此段上申候也

明治十年五月廿二日

高知縣令 小 池 國 武

内務卿大久保利通殿代

内務少輔 前島密殿

當時西端山貞光村から差出した再建願は次の如きものであつた

忌部神社本宮再建御願

式内忌部神社之儀往古ヨリ阿波國舊麻植郡貞光之庄内山御鎮座ノ所天正年間長曾我部元親ノ爲兵燹ニ罹リ程

ナク蜂須賀入國ニ相成候ニ付舊神官ヨリ再建願出候所若シ再建爲致候而ハ忌部卿一團神領ニ復スベキニヨリ終ニ許可無之其後舊幕府ヨリモ忌部ノ處在取調可申旨屢蜂須賀家へ達シ有之候得共唯曖昧ノ答ノミニテ打過候折柄寶曆四年忌部神社主村雲左近重テ忌部神社本宮タル確証ト可相成神寶ヲ以テ再建及出願候所窃ニ信仰可致旨蜂須賀家ヨリ被申渡候依而貞光ノ庄へ本社ヲ營造シ鳥居ニ大同年中沙門空海執筆ノ額ヲ掛ケ候處近國ハ素ヨリ遠國迄モ尊敬一方ナラズ參詣人夥敷入込候ニ付蜂須賀家ヨリ村雲並ニ伴伊織忽チ捕縛シ兼テ窃ニ可致信仰旨申聞候處神寶ヲ飾リ又ハ空海執筆ノ額ヲ鳥居ニ掛ケ判然ト忌部ノ名義ヲ顯シ候條不屈之段被申渡入獄之上阿波兩國構父子共追放被申渡其節忌部之神寶並ニ確証ト可相成品々引揚ゲニ相成又鳥居ニ掛ケ候額ニ付吉野川へ持出シ鳥居共ニ打碎キ焚檢ス義ニ御座候其後吉良名貞光庄兩所ハ素ヨリ忌部郷ノ里庄等へ京都又ハ江戸等ノ者入込ミ忌部ノ義相尋候共判然ト明白ニ相答候テハ其方共ノ爲筋ニ不相成旨被申渡候斯ク封建ノ御神社係ノ役所モ無之自然疎漏之至リ實以テ言語ニ絶シ候事ニ御座候爾來空ク相過シ候處明治七年中教部省官吏大澤清臣殿小杉榎村殿川田村へ御出張ニテ忌部神社舊記等可指出旨御達ニ付舊忌部神官村雲義直西端山村長谷庄内兩人ヨリ忌部舊蹟書綴リ指上候へ共何等之御取糺モ無之如何之故ニ哉其山崎村へ御再建之義御宣下相成忌部郷ノ人民學テ疑惑ヲ生ジ遺憾難堪憤歎罷在候然而ハ忌部郷有志中總代トシテ私共上京仕御省へ奉歎願候間何卒持參仕候確証夫々上覽被下是又繪圖面之記載有之候舊跡之儀ハ實地明細ニ御糺之上内山定光ノ庄吉良御所平へ如從前忌部本宮再建被仰付候様奉願候以上

高知縣下阿波國第六大區五小區
貞光村忌部郷人民惣代同村

村 雲 義 直仰

明治十年
右 同

西端山 谷 淺 三 郎仰

右 同

東京府下第五大區四小區
外神田五軒三番地居住靜岡縣士族

折 目

榮印

内務郷大久保利通殿

前之通上願ニ付奥書仕候也

高知縣阿波國第六大區五小區

一等戶長	折	目	義	太	郎	印		
二等戶長	谷		庄	内	郎	印		
一等副戶長	谷		仲	太	郎	印		
同區	右	同	和	田	仲	藏	印	
同區	右	同	武	田	浦	三	郎	印
同區	右	同	南		長	芳	郎	印
同區	右	同	大	西	與	市	印	

明治十年

右の願書が高知縣令小池國武の上申と共に進達せられた後谷淺三郎外二名の總代は上京して内務省に出頭し色々事實を開陳したが小杉は頑として動かす折目榮等の願意は立たぬものとし内務省にて痛論したる委しい處は附録に譲つて小杉が内務省地誌課へ提出したる答辨書は次の如くである

阿波國ニ據リ麻植郡古郷名ヲ考フルニ忌部郷ハ山崎村學村、種野山、以南ノ地ニシテ射立郷今射立山其西ニアリ瀬詰村皆是ナリ美馬郡四郷ニシテ茶原大島二郷吉野川ノ北ニアルコ分明ナレバ川南ノ地ハ必三次、大村ノ二郷ナリ友内山ハ美馬郡川南ノ地中央ヨリ西ニアリ若シ古麻植郡ニ屬セシトセバ美馬郡ハ只川北ノ地ノミニテ四郷ヲ置クベキノ理ナシ且忌部ハ射立一郷ヲ隔タレバ此友内山忌部郷ニ屬スベキノナシ因テ今斷ジテ二郡ノ界ハ大概古ヨリ變ゼザルモノトス

(朱書) 十一年七月

地理課

右麻植郡界沿革ノ有無云々局長ノ命ヲ以テ地誌課長塚本氏へ質問セル答辭書ナリ七月廿五日同課小島尙綱持參セシヲ以テ本紙ハ直ニ局長へ持出ス 小中村

(朱書) 榎村附箋及ビ演說ノ旨趣アリシ故ヲ以テ前稿ヲ節略改正ナトシテコノ伺書出來ス(以上朱書)
明治十一年九月十八日

御用掛 小 中 村 清 矩 小中村

郷

輔

大書記官

社寺局長

忌部神社之義ニ付阿波國美馬郡貞光村人民惣代折目榮外貳名出願之件

高 知 縣

忌部神社之義ハ明治四年御改正之砌國幣中社ニ社列シタレトモ中古以來其所在ヲ失シ該社ト稱スモノ六七ヶ村ニ有之容易ニ決定シ難キニヨリ數年奉幣ヲ立テラレザリシニ七年二月名東縣權中屬小杉榎村古文書ヲ証トシテ確乎山崎村ノ鎮座天日鷲神社ヲ以テ該社ト決スヘキ旨別紙甲印ノ如ク舊教部省へ建言セシニヨリ乙印ノ如ク正院へ伺ノ上實地檢査トシテ權大錄大澤清臣權小錄清水重美ノ兩名ヲ派遣ニ及ビシニ同年七月歸京丙印ノ如ク檢注二冊ヲ上進シ確據明徴ニテ掩フベカラザル旨ヲ述ベタリシニ付同十月丁ノ印ノ如ク所在確定ノ公達アリテ山崎村ニ國幣社ト定マリタリ然ルニ八年一月田村神社權宮司細矢庸雄忌部神社正跡ト云フ書三冊ヲ上進シ該社ノ正跡ハ美馬郡貞光村ナルコトヲ論ジタルニヨリ小杉榎村(時ニ教部權中錄タリ)モ鎮座考辨妄一冊ヲ進呈シテ之ヲ辨駁セリ爾後九年三月前編ノ旨廉漏ナルニヨリ更ニ改正セシ趣ヲ以テ庸雄出京更ニ正跡補一冊ヲ上進セシカバ榎村亦再ビ正跡補考辨一冊ヲ進呈ナホ庸雄ニ對面シテ討論ニ及ヒシニ庸雄答辨スルコト能ハ

ズ退省セシコアリキ然ルニ今般本縣添書ヲ以テ折目榮等ガ出願ニ及ビタルハ舊徳島藩以來貞光村吉良名ノ地
舊跡ト定メントテヲ以テ忌部本宮ノ山崎村ノ神官ト爭論ニ及ビタリシ該村神官及ビ人民等ノ素志ヲ遂ゲント
スルモノナリ依テ願書ト添書類ト檢閱シ前年教部省官吏ノ檢注及ビ小杉細矢兩氏ノ書ヲ考ヘ地形ト事情トヲ
擧量シテ陳スルコト左ノ如シ

とて山崎の是にして貞光の非なるを立証したる末には

現今國幣社タル山崎村ノ社ト今般願出タル貞光村ノ社トノ實跡ヲ考ヘ双方ノ徵証ヲ比較スレバ

山崎村ノ徵証

延喜式ニミエタル麻植郡ニ鎮座

式内社ニシテ本社祭神ニ所縁アル舊社該村中ノ近隣ニ數々アリ

正慶中忌部氏人契約古文書

貞光村ノ徵証

只永録ノ棟札ヲ其社ノ物也ト云フノミ

此他今般上進セル麻植氏系圖三好康長願文其外ノ古文書類ミナ確証トスルニ足ラズ其他ノ字ニ靈
跡ヲ表シ及ビ忌部市トイフコト山崎村ニモ所々ニアレバ論スル限ニアラズ

依テ折目榮等ガ願難立ト存候條願書ハ建白ト見做シ左右ノ御指令無之方可然哉ト相考候也

とあつて別紙に山崎村に忌部神社も定められ當時の始末書が見えて居るが既に述べたる如くであり又附録に委し
くあるので此處には省略して其後折目榮は府下に住して居るので内務省へ屢々出頭して運動して居たことは附録
に掲げた如くである

東京裁判所内の小杉豫審調

小杉榎村は山崎に忌部神社を安めた爲に西端山貞光村の反動を受け東京裁判所内に於て檢事の豫審調を受けた模
様の要点は大略次の如くである

小杉榎村は明治十三年四月十五日東京裁判所檢事局から指紙で「明十六日午前九時出頭せよ」と達せられて翌
十六日午前九時に出頭すると第三號室へ廻され檢事補何某口達で「其方名東縣在勤中阿波國國幣中社忌部神
社取扱の事件に付訊問の筋有之に依り向後公私旅行中こと有之時は前以て當局へ申立て何分の指揮を請け
よ」といはれたので承知の旨請書を出すと「其方履歴入用に付一通り申渡すべし」といはれたので「阿波國
の産にして舊徳島藩士又藩廳に從事し廢藩置縣後徳島縣名東縣に勤続し明治七年七月教部省に轉任した旨」
を述べると「其間の履歴書明日使を以て拙者迄指出すやうに」といはれて「承知の旨」返答すると其日は退出を
命せられ翌十七日履歴の字を阿部源吉をして持たせて遣ると同檢事補から請取つた由を傳へて來た同七月四
日糾問掛から「訊問の儀があるから明五日午前八時出頭すべし代人不相成事」と指紙があつたので翌五日出
頭すると見座(けんざ)といふ被仕の者に導かれて第五室に入ると糾問判事補加藤恒手掛にて「先達て檢事局
より達し置いたる如く名東縣阿波國麻植郡忌部神社取扱一條に付巨細糾問せんが先づ同國出生にて名東縣に
て奉職せしや又如何なる点より右神社に關係せしや具に申述ぶべし」とあつたので「既に此日履歴書を進呈
せし如く阿波國出生なり又維新前迄は舊士族中老市なる西尾數馬(一時志摩と唱ふ)又者であつたが拔擢せら
れて徳島藩の學校に附屬さへれた又忌部神社に關涉したのは藩廳に從事した頃は社事に關する事務が主任の
一つであつたのご置縣後在官の時にもさうであり拔擢せられん前には藩廳神社奉行の附屬小吏に雇はれて式
社等の取調に關係して居たやうな關係から幼少の時より國籍古典を研究して阿波國の地誌を編纂しやうとい
ふ願念があつたので國內學に従事して居人には質問をなし又野年長といふ古老の説を信じて朝夕餘暇ある
毎に口授を受け又主用にて上京抔した時には三都の同學先生の門を叩きなどして阿波國內の典故には少しく
見る處も出來て古今を討論し延いて神社の事にも及んだからである」と對へると「一通分明したが七年一月
同社を所在の事に付徵據とは擧げて教部省へ建言の末同年十二月山崎村に御決定の一卷は内務省より送附の
書類の内に見えて居るが其建言に及んだ迄の概略は如何」と問はれて小杉「事長ければ一言に盡し難し同く
は概畧書取を以て陳白せん」といつたら「如何にも尤もである然らば來る八日迄に其書取指出すべし云々」と

にて其日は退出した

八日午前十時概畧書を携へ出頭して例の如く加藤判事補に渡すと「先づ預つて置くいづれ熟覽して質問すべし」と口達あつて直ちに退出したが此時提出したるは阿波國式社麻植郡忌部神社所在古今の顛末及び取扱概畧書といふのであるが中々浩翰なもので本史の上には一々轉載する譯には行かんが少しく必要な点のみ抄出するご次の如くである

第一條

阿波國麻植郡忌部神社ハ祭神天日鷲命ニシテ神典正史ニ散見スルヲ燦然トシテ枚舉ニ遑アラズ尋テ延喜神名式ニモ忌部神社(名神月次新嘗或號麻植郡或號天日鷲神)ト記載シテ上古而下官祭念ラサリシ大社ナリ云々トイフニ筆ヲ起シテ説クコト頗ル緻密デアルガ上略シテ爾後今ノ山崎村忌部山ノ尾筋ニ轉座アリキトイフ(諸註省略)應永年間ニ至ツテ地震ノ災ニ罹リ其社境崩壊シ即今ノ社地ニ移轉ス其震災以前ノ社境(上ニ忌部山ノ尾筋トイヒシコト)舊址ハ即今社頭ヨリ直立一町許山上ニイマ猶保存セリ(中略)

享保十三年幕府令ヲ以テ阿波淡路兩國ノ神社調査ノ舉アルニ乗ジ該社ノ本宮ナリト主張セシ者麻植郡中三所(イハユル山崎村天日鷲神社、川田村高越權現、宮ノ島八幡ナリト云フ)美馬郡ニ一所貞光村アリ就中山崎貞光其角ヲ募ル者四五ヶ年加フルニ麻植郡川田村棚保神社祠官中川式部ト云モノ神祇伯家白川殿ニ出入スル因ニアレバ自家ノ忌部氏人ナルヲ以テ日鷲神ニ緣故ナキ棚保社(祭神伊弉諾伊弉册命)ヲ忌部本宮ナリト云ヒ争ヒ以上三祠官終ニ阿波國應(蜂須賀氏所)ニ其本位タルヲ上告シ裁決ヲ仰クニ至ル然レモ貞光村一社ノ祠官宮内左近上告スル處ノ者ハ郡違トイヒ徵証トスベキ者更ニアラザル故ヲ以テ破毀サル、ノミナラズ輕忽ニ國務ヲ煩セシ罪科ニ處セラレ居住郡内ヲ放逐サル又山崎村日鷲神社ノ祠官村雲莊太夫ハ右事件吟味中隨意ニ上京セシ罪科ヲ以テ是亦海部郡へ放逐サレ特リ中川式部ハカノ忌部氏人上古荒妙ヲ織進スル故事ヲ擬シ元文三年櫻町院天皇大嘗祭ヲ行ハル、キ白川家迄麻穀ヲ偏進セシ賞典ニ預リテ奉祀スル處ノ棚保社ヲ以テ姑ク忌部本宮ト見做サレ多那保忌部神社ト復稱シ剩サヘ村雲ガ奉祀セシ日鷲神社ヲ始メ山崎村ノ數社殘ル處

ナク配祀スベキ云々ノ命アリテ是裁吏終了セシハ實ニ元文六年也元文六年ハ寛保元年ニシテ之ヲ公平ト云フベカラズ當時執政國老某郡奉行某々等大ニ私謁ノ風評アリシト云フ「故老ノ口ニ傳ヘテ私語スル話柄トナリ當時其事件ノ左右ヲ非議シ或ハ之ヲ道路ニ説イテイハユル連座ノ多イ波及スル者ノタトヘニ忌部公事ナリト名目スルニ至ルヲ以テモ其處決裁斷ノ不理ヨリシテ其御所在ヲ得失スルモノナリ云々ト見エタル處デアリ又寛保三年神社御帳ニ始メテ東川田村種穂忌部神社ト注進セシ以來寛政九年ノ改ニモ同シク本言ノ如ク記上シテ故障ナク明治三年ニ至ル却説山崎村氏子等彼ノ忌部公事處分後村雲ノ男某へ奉祀復舊ノ哀願スルヲ數十年國應之ヲ許可セズ村民等又配祀中川ノ不体裁事件ヲ出訴スルヲ再三度ニ及ビテ寛政十三年村雲ノ孫某ニ奉祀シ復舊許可アリト雖モ既ニ忌部ノ稱號ハ種穂社復稱ナカラモ所有トナレル後ナレバ單ニ天日鷲神社又皇子神社ト號シテ明治三年ニ至ル

又美馬郡貞光村ノ一社ハ公事所分後寶曆四年カノ左近ガ男兵庫ト云フモノ種々ノ計策ヲ以テ忌部ノ神寶ト云フ物及ヒ天日鷲命四國一言云々永祿四年辛酉十一月廿四日トアル棟札出現ト披露シ皆彼一社ノ物ナリトテ再興ノ催シアリレケレドモ是亦本宮ハ姑ク種穂社ニ決セシガ如クナル勢ナレバ終ニ其策ヲ施シ得ズ漸クニ廢祀ス其証白ハ寛政五年君命ヲ以テ阿波國ノ儒臣佐野少進ガ阿波志編輯ノ料ヲ各郡村ニ蒐集セシ時美馬郡端山ノ書上ケテ「忌部大神宮ノ社床ト傳フ古社跡」ト記載セシヲ見ルベシ然ルニ近時又イツホドニカ其社床ト云フ處ニ三尺四方バカリノ小祀ヲ仮造シテ明治三年ニ至ル

と見え又山崎村の忌部山を忌部本宮のあつた處として次の如くに書かれてある
寛政五年君命ヲ奉ジ修選精覆漸ク文化十二年ニ成功セシ佐野少進藤原之憲ガ阿波志第七卷麻植郡ノ部ニ該社ヲ山崎村忌部山ニ鎮座セル由斷決シテ之ヲ書ケリ當時ノ勢忌部公事ヲ去ルヲ未ダ遠カラザルノミナラズ然モ寛保元年來幕府へ注進カノ神社帳ニモ種野社ニ姑リ裁決シテ朝野他ヲ問ハザル頃ヒ況シ君側ニ侍座シテ公選セルト云フモノナルヲ聊カ憚ル所ナキハ如何

と述べ更に阿府志を引いて

既ニ明和、安永ノ間ニ書ケル藩士赤堀良亮ガ私選ノ阿府志ニモ云ヘル如ク兒島、三ツ島、山崎ヨリ種野山ニ入り別枝中村、三木、木屋平ノ邊山中一圓ニシテ山下ハ狭ク山上ハ奥深キ廣キ位置ナリカシナルベシ就中種野ハ當郷ノ中位トイヒ□□ノ種野ニアリシト正平、觀應、應安ノ古文書ニ燦然タリ云々

とて忌部郷の範圍を示し三木家も忌部神社の古き關係あるを述べては

先輩野口年長モ此山崎ニ憾ヲ遺シテ歸泉セシガ其天保ノ頃カキシ雜録中ニ三ツ木山三木家ノ戸主山崎ノ神社ニ參拜スル故事アリト聞ク能ク尋ヌベシトアルハ見檢ヲ難ク居常思ヒテ深テ其明徴ヲ求ムト論說セリキ

第二條

明治四年五月太政官公達シテ管内忌部神社國幣中社列之祭典被仰出云々ト然レモ德島藩ニ於テ該社第一條ノ如キ形勢ノミナラズ其舊蹟或ハ傳説ト云フモノ只口碑ノ説ノミニシテ之ヲ採用スルニ足ラズ於是彼ノ阿波誌ノ説ヲ主議スルモノアリ或ハ永祿ノ棟札ニ據リテ貞光村ヲ主議スルモノアレドモ到底阿波誌ノ斷決ハ第一條ニ云フガ如ク今ニシテ其適証判然タラズ又永祿四年ノ棟札果シテ貞光一社ノ物ニアラサル証ハ既ニ彼ノ忌部公事ノ時未ダ棟札ヲ上告セズ寶曆ニ至リテ他ヨリ求メ得シ物タルコカノ寶曆四年自家ノ書取ニテ判然タルノミナラズ異本阿波誌ニモ東山十二社棟札アリ貞光村郷鐵砲村田信藏預リト明文アルハ取ルニ足ラズ況ンヤ彼ノ地方ヘ主張セル麻植美馬境往古混淆セント云フモノハ古書ニ據ルベキ証ナク無稽ノ臆説ナレバイヨク破毀ニ斷決シ云々

とて榎村自身が西民政所の權少屬であつた時代に國幣中社忌部神社を山崎村に置くを定めた本意を詳説して三木の山の三木貞太郎（今の宗次郎方）と山崎の忌部神社は離るべからざる理由を詳説した上附録の欄と設けて參考書類も示した中には

山崎村祠官村雲氏へ奉仕復舊云々、村民ヨリ連署哀願及ビ中川神職ノ不体裁ヲ上告スル箱訴等ノ手控書九通右麻植郡山崎村麻生秀俊所藏

とある外多くの參考証文を掲げた末には

右概略書取添書

忌部神社古今ノ顛末及取扱ノ義ニ付建言以前概略別紙ニ綴指届候也

明治十三年七月八日

德島縣士族

小

杉

榎

村

東京裁判所糾問掛御中

と書いてある

舊九月三日糾問掛より明四日呼出あり榎村例刻に出頭すると折目榮も呼出されて糾問掛第三號室内へ呼入れられて糾問掛事補加藤恒は折目と呼んで「此程の書面を」といふ榮進みつゝ答へて「彼の贖物の方なるや」と問ふ「加藤唯々」と命するまゝに榮は折りたる一紙を指す加藤請取り小杉と呼ぶ小杉進出づれば「其方過日書面で申出でたる如く山崎の徵證とするには彼の山崎の市といふ文ある十三人の連署文書が第一の證憑か」と問ふ榎村答へて「他にも據あることは先日申出でたる如くなれども山崎の明文ありかたゞ十三人の契約狀頗る精神なり」といふ加藤「然らば其古文書は之か」と示ある小杉能々調べて相違ござらぬ」といつて返すと加藤又榮に命じて「守住の手紙を出せ」といふ榮其手紙を指すと加藤判事補小杉に向つて守住貫魚との關係其他の事實を分解的に問はれたが其問はれた處に小杉が一々答へた處を約めて述べる

「守住貫魚は舊藩の繪師にして倭畫家住吉の門下なれば吾好む所の學事に關係屢々あり殊に同人は故實上にも心得顔なれば毎度互ひに其功を取換へて相樂むこと今も變ることなく至極懇意で本年七十二歳になり德島縣名東郡富田浦町宇掃除町に住して番號は知らぬが今は隱居の身分で郷社富田八幡宮の祠官をして居る戸主は同人長男勇魚である

と答へたら加藤は其由一々筆記した上「其名は三木の文書に關係ありや」と尋ねたので「決して御座らん因より先年來學事邊の用向で文通の取交せはして居るが三木の古文書杯には關係した事なし」と云ふと加藤は「詞を改めて兼て其方に訊問する本旨といふのは三木貞太郎自首書を縣廳に指出し其書面を内務省へ進達せるより内務司法に照會あつて當裁判所の手掛となるに起るなり其自首書の主意覺えあらん」といふに小杉は「去

れば案外至極其本旨とは如何なる主意か伺ひたし」と問へば加藤答へて「かの山崎の第一に引用したる先刻の書面は主意贋造して貞太郎古來傳襲するものなりと取做したる主意なり」といふに榎村襟を正して唯恐愕の外詞なし其自首書御示し下されたし」と願へば加藤能く聞くべし」とて折目も共に床下に立たせて讀上ぐるを聞いて小杉は切齒扼腕に堪へなだが一々自首書面の次第を答辨した末に「三木家の古文書は明治五六年に際して偽造したるものなりといはるゝも故あつて同家の親戚名東郡佐古村生島繁高借り置き持つを聞いて借り來りたるものにして近頃贋造にあらざる乎近年の贋造にあらざる」と主張するが加藤判事補「然らば其文書が近年贋造にあらざる証憑として三木家累綿記指出す次第添書して指出すべし」と命ぜられたるまゝに小杉は左の添書を以て連綿記を指出した

三木氏累祖連綿記指出添書の略に

徳島縣下阿波國麻植郡三ツ木山三木貞太郎所藏古文書之儀ニ付彼者自首書面ヲ以テ御糾問之條々承知仕候該家古文書之儀ハ舊來秘藏ノモノナルコト同國ニ於テ新舊地誌類ヲ始メ雜錄ニモ陸續發見ノ次第就中累祖連綿記ハ貞太郎祖父恒太自筆ヲ以テ文政年中取調置候處(中略)親類ノ問柄ヲ以テ同國名東郡佐古村北島繁高借用罷在候由曾テ聞込居候ニ付忌部神社關涉之徵証一端ニ付昨年十月懸合之上繁高ヨリ手許へ借請有之候處幸ニ貞太郎自首書面ニ背馳シ該家ニ於テ右古文書舊守スル處之者ニ無異論爲証表本日供御檢閱候也

明治十三年九月四日
東京裁判所糾問掛御中

小 杉 榎 村

先本日は引取るべき旨命令に付正午十二時退廳した

十月六日指紙で小杉に明七日に出頭云々の達しがあつたので例の如く出頭第五室に呼入れられ加藤判事補は「此自首書暫時下附候條即下に答辨書を作すべし」とて下渡すを覺るに三ツ木山平民三木貞太郎より提出した自首書にして其文書の内には「明治六年元教部省官員小杉榎村が山崎村忌部神社御造營の儀申立てたが山

崎村では一切確証がないので之を當家に持傳へた古文書であるといつて呉れとて偽書を持參し頼まれたが偽書の儀は斷然斷つたが頻りに頼んで止まないので承知はしたが彼の時の申立は皆間違ひで最近眞實は西端山貞光村に親密な關係あるものにて此度西端山貞光から申立てたる上申書の如くである」と願文中に見えて居るので小杉は室内で答辨書を作成して指出した其内容は長々しいから措いて小杉が右の書面を指出すと先に指出し置いたる累祖連綿は還付せられて「本日は之で仕舞へ」と云ひければ退衛した

同拾二日例の如く呼出され出頭すると加藤判事補より「先日指出した答辨書の主意口供に異見なくば調印致すべし」申渡され熟談するに適意なれば調印して指戻申候「本日は先引取るやう」と云つたので正午十二時退取つた

□月廿五日例の如く呼出され出頭すると次の如く宣告せられた

豫 審 言 渡 書

東京麴町區富士見町二丁目卅七番地寄留

徳島縣士族 小 杉 榎 村

其方義正慶元年十一月付古文書一件遂糾問處犯罪ノ証憑無之ニ付釋放ス

明治十三年十月廿五日

東京 裁判 所 糾 問 掛 印

以上の如くにして小杉は無罪となつたが忌部神社は西端山で國幣中社として奉祀せられることゝなつた尙委しい處は附録に掲げた丈夫心事青天白日の處を讀んで知られたい
是迄述べたる如くにして不道理極る判決で折角小杉博士や當時區長であつた瀬詰の阿部省三郎其他の盡力で山崎村と極つて居つた國幣中社忌部神社は明治十四年二月次の達書に依つて西端山へ移轉せられることゝなつた

(朱書) 庶部第二一六號

其神社移轉ノ義ニ付別紙達書到度條及御送致候也

明治十四年二月十日
國幣中社忌部神社宮司御中

(別紙)
今般其神社所在地決定之儀ニ付別紙之通御達相成候條此旨相達候事
明治十四年二月二日
内務卿 松方正義

國幣中社阿波國忌部神社ノ儀山崎村天日鷲神社ニ就キ祭典被爲行候處自今更ニ同國美馬郡西端村吉良名御所
平ヲ以テ社地ト被定候條此旨相達候事
但社殿落成迄祭典奉祀等ハ御所平杉尾神社ニ於テ假ニ執行候儀ト心得ベシ
明治十四年一月七日
太政大臣 三條實美

右の如くなつて來たので山崎村でも黙つて居られず戸井榮作、松村虎平を惣代として郡役所を経て内務省へ追願
を出したる時郡役所から差戻された跡は下に掲ぐる如くである

(朱書) 子第五三五號
其村戸井榮作外一名惣代名義ヲ以テ國幣中社忌部神社移轉事件ニ付追願差出候ニ付縣廳ニ相運候處右ハ曩ニ
相達候次第ニ付返付相成候條願人へ可差戻此旨相達候也
明治十四年三月廿二日
德島縣阿波國麻植郡長 曾我部道夫 官章

第一〇四七號 甲第二三一號
十四年三月八日 十四年三月五日
消印

第二號
十四年三月八日受付
印ハ消印

(朱書) 郡長代 國本

國幣中社忌部神社地御改正之儀ニ付追願送達御願
別紙之通り内務省へ追願仕度候間御送達被成下度此段奉願候也

甲第三七二號
十四年十一月收受
辰

明治十四年三月四日
德島縣令酒井明殿

前書之通御採用相成度候也
十四年三月五日
右 戶長 伊勢五平 印

國幣中社忌部神社地御改定之儀ニ付追願
阿波國麻植郡山崎村ニ御鎮座被爲在候忌部神社今般同國美馬郡西端山村吉良名御所平ニ御改定相成候拜承仕
一般ノ人民奉恐愕嚮ニ御實檢有テ山崎村御所在地ト御確定相成明治七年十二月廿二日辱クモ
天皇詔リ被爲有御祭典被爲有
太政大臣勤而御布告相成候者乍恐萬世不朽之御儀ト奉拜考候強テ奉仰願儀者永々山崎村ニ御鎮座被爲有度此
段奉追願候也

明治十四年三月四日

德島縣阿波國麻植郡山崎村百事惣代 戶井榮作 印
同縣同國同郡同村同惣代 松村虎平 印

内務卿松方正義殿
前書上願之趣御採用相成度候也

右村戸長伊勢五平代理
用掛西岡増次印

右の姿で差戻されたので其後も追願したが最後の願と指令は下の如くでは亦差戻された

三月七日

一一一號
十四年三月廿四日差立

第三八號
十四年三月廿三日受付

國幣中社忌部御轉移ニ付歎願

國幣中社御轉移夙ニ奉傳承夫レ忌部ノ神ハ麻植ノ神ニテ諸々ニモ記スル所ナリ既ニ確証乎山崎村如汗綸
言難有奉戴社村中人民高枕仕候處古往近來豈計ランヤ由緒ノ麻植ヲ去テ美馬郡ノ神トハ意外ノ御儀ト奉
想像候者則國幣中社美馬郡ニ御轉移ノ由緣村中愚昧ノ人民厚ク御教示被成降度奉希望候一層願候由緣モ
有之當村永御鎮座有之度村中伏而奉懇願候也

明治十四年三月十八日

德島縣麻植郡山崎村惣理惣代

戸井榮作印
松村虎平印

德島縣令酒井明殿

庶第二六五號

(指令朱書)
願之趣難及詮議候事

明治十四年三月廿五日

御降

德島縣知事 酒井 明章

是迄記述して來た順序に依て明治十四年國幣中社忌部神社は山崎村より西端山へ移し祀られたが阿波藩時代の處
で述べたる如く西端山吉良名で古い忌部神社の跡と唱へ忌部公事を起して神主は追放せられた位である其神社が
國幣中社忌部神社に適當すると東京裁判所の與へられたる判決は今日の歴史眼より見るときは大いに缺點ある處
にして和名抄に見えたる忌部郷は高越山より西には及んで居らん夫れに西端山が忌部郷と云はれたる間違ひで同
地は忌部郷には含んで居らず其後に置かれた高越莊の範圍に這入つて居る處であるされば彼地を不當の地として
明治十九年に西端山から德島勢見山金比羅神社の西部で清淨な地を選んで移し祀られたのは寧ろ妥當な事と思は
れる
以上の如くにして忌部神社が社格を失つた後の模様は當町役場備付大正十三年調神社明細帳に次の如く見えて居
る

山瀬村大字山崎字忌部山拾四番地

天日鷲神社

一祭神 天日鷲命

一由緒 嘉祥二年四月乙酉奉授阿波國天日鷲神從五位下貞觀元年正月廿七日奉授忌部天日鷲神從五位上元慶二
年四月十四日阿波國從五位天日鷲神正五位下同七年十二月廿八日正五位上天日鷲神從四位下舊事紀云復令粟
忌部祖天日鷲神造木綿古語拾遺云令天日鷲神以津昨見神穀木種殖之以作白幣是木綿也姓氏錄云高魂命孫天日
鷲翔矢命又天毘和可氣流夜命云按天太王命之子姪乎古語拾遺云太王命所率神命曰天日鷲命注阿波國忌部祖也
又云天富命所率天日鷲命之孫求肥饒之地遺阿波國殖麻種其裔今在彼國富大嘗會之年貢木綿布及種々物所以
郡名爲麻殖之緣也仲契五記建久五年六月拾貳日辛丑阿波國忌部久家還補民長者角凝魂之緩也和名抄云忌部伊
無信富國神社帳麻植郡山崎村ニアリ

大正七年十一月七日明細帳へ編入ノ件願出大正八年十二月十三日德島縣指令學第四〇三九號ノ一六ヲ以テ許可

- 一本 殿 縦壹間横壹間
- 一拜 殿 縦貳間半横四間
- 一境 内 四百六拾五坪
- 一氏 子 四百八十戸
- 一距德島縣廳 七里貳拾八町
- 一幣 殿 縦貳間横貳間
- 一祝詞殿 縦壹間横貳間
- 官有地第一種
- 一境 内 神社ナシ

此他の山崎村鎮座の諸神社は初に阿波國郡村誌中に見えたる處を掲げ夫に添へて大正三年十月調で本役場の明細帳にある處を記すこととするから其積で見られたい

天村雲神社無格本村南ノ方字雲宮ニ鎮座ス天村雲命伊志波夜媛命ヲ祀ル

(明細帳)

山瀬村大字山崎村流

國幣中社忌部神社末社 天村雲神社

一祭 神 天村雲命 伊自波夜媛命

一由 緒 明治十年三月廿一日攝社ニ定マル

一、本 殿 縦五尺横四尺五寸

一、幣 殿 縦四尺横壹間

一、拜 殿 縦貳間横三間

一、境 内 百貳拾四坪

一、氏 子 四百七戸

一、距德島縣廳 七里貳拾町

大山祇神社 無格 本村南ノ方忌部山ニ鎮座ス大山祇命ヲ祭ル

(明細帳)

山瀬村大字山崎村字忌部山

國幣中社忌部神社末社 山神社

一祭 神 大山祇命

一由 緒 不詳

一社 殿 方三尺

一境 内 貳拾貳坪

山崎村共有地

一氏 子 四百七戸

一距德島縣廳 八里

玖奴師神社 無格 本村南ノ方忌部山ニ鎮座ス大國主命ヲ祭ル

(明細帳)

山瀬村大字山崎村字忌部山

國幣中社忌部神社攝社取扱 玖奴師神社

一祭 神 大國主命

一由 緒 明治十一年二月廿二日攝社取扱ニ定マル

一社 殿 方貳尺五寸

一境 内 貳百參拾坪

官有地第一種

一氏 子 四百七戸

一距德島縣廳 七里廿六町

稚宮神社 無格 本村南ノ方忌部山ニ鎮座ス白羽命思兼命ヲ祭ル

(明細帳)

山瀬村大字山崎村字東麓

國幣中社忌部神社攝社 若宮神社

一祭 神 長白羽命 里兼命

一由 緒 明治十一年三月廿一日攝社ニ定メラル

一本 殿 方三尺

一幣 殿 縦四尺 横五尺

一拜 殿 縦壹間横壹間半 横五尺

官有地第一種

一氏 子 四百七戸

一距德島縣廳 七里三拾町

白山比賣神社 無格 本村南ノ方忌部山ニ鎮座ス伊佐那美命ヲ祭ル

(明細帳)

山瀬村大字山崎村字忌部山

國幣中社忌部神社攝社取扱 白比賣神社

一祭神 伊佐那美尊

一由緒 明治十一年二月廿二日 攝社取扱ニ定マル

一本殿 縱四尺橫三尺 一幣殿 縱四尺橫五尺

一拜殿 縱壹間橫壹間半 一境內 貳百拾七坪 官有地第一種

一氏子 四百七戸 一距德島縣廳 七里廿五町

交合石神社 無格 本村西ノ方字祇園ニ鎮座ス天照皇太神宮豊受大神ヲ祭ル

(明細帳)

山瀬村大字山崎村字西麓

國幣中社忌部神社末社 交合石神社

一祭神 天照皇大神 豊受大神

一由緒 不詳

一本殿 方二尺五寸 一幣殿 縱壹間橫四尺

一拜殿 縱壹間半橫二間 一境內 九百十四坪 山瀬村大字山崎村共有地

一境內 一社 御嶽神社

祭神 國常立尊 大己貴命 少名彥命

由緒 不詳 方壹間取 次縱 壹間半 橫貳間 拜殿 縱貳間半橫四間

一本殿 方壹間取 次縱 壹間半 橫貳間 拜殿 縱貳間半橫四間

一距德島縣廳 八里

天岩戸神社 無格 本村巽ノ方字岩戸ニ鎮座ス
天岩戸別命 天太玉命ヲ祭ル

(明細帳)

山瀬村大字山崎村字船戸

國幣中社忌部神社攝社 岩戸神社

一祭神 天石門別命 天太玉命

一由緒 明治十年三月廿一日攝社ニ定メラル

一本殿 方四尺 一幣殿 方壹間

一拜殿 縱貳間橫三間 一繪馬殿 縱二間半橫貳間

一境內 六百七拾壹坪 內 百四拾五坪官有地第一種 五百二十六坪山瀬村大字山崎村共有地

一境內 一社 建美神社

祭神 天津彦彦瓊々杵尊 天底立尊 建御名方尊

由緒 明治十一年二月廿二日忌部神社攝社取扱ニ定ラル

社殿 縱五尺橫六尺(以下脱漏)

於騰夜末神社無格本村西ノ方字祇園ニ鎮座ス素佐之男命ヲ祭ル

(明細帳)

山瀬村大字山崎字祇園

國幣中社忌部神社攝社取扱 游騰山神社

一祭神 速須佐之男命

一由緒 明治十一年二月廿二日攝社取扱ニ定ラル

一本殿 方四尺 一幣殿 縱壹間半橫壹間

一拜殿 縱貳間 橫四間 一境內 七百九拾五坪 官有地第一種

一氏子 四百七戸 一距德島縣廳 八里 八幡神社無格本村中央字宮島ニ鎮座ス養田別命伊加々色雄命媛大神ニ祭ル

(明細帳)

山瀬村大字山崎村字宮島 國幣中社忌部神社攝社取扱 村社 八幡神社

一祭神 品陀別命 伊香我色雄命 比女大神 一由緒 明治十一年二月廿二日攝社取扱ニ定ラル

一本殿 縱二間 橫貳間 一幣殿 縱壹間 橫貳間

一祝詞殿 方貳間 一拜殿 縱貳間半 橫六間

一神輿庫 方貳間 一境內 三百九拾八坪 官有地第一種

一境內 一社 惠美須神社 祭神 事代主命

由緒 不詳 本殿 方三尺 幣殿 方壹間 拜殿 縱貳間橫三間 一氏子 四百七戸 一距德島縣廳 七里三拾町

建美神社 無格 本村中央字宮島ニ鎮座ス瓊々杵尊ヲ祭ル又健御名方命ヲ祭ル

(明細帳) (以下脱漏)

天神社 無格 本村東ノ方字天神ニ鎮座ス高皇彥靈神菅原道真ヲ祭ル

(明細帳)

山瀬村大字山崎村字天神 國幣中社忌部神社末社 天神社

一祭神 高皇彥靈神 菅原道真公

一由緒 不詳

一本殿 縱五尺 橫壹間 一幣殿 方壹間

一拜殿 方貳間 一境內 百貳拾五坪 官有地第一種

一氏子 四百七戸 一距德島縣廳 七里貳拾六町

瀬詰村

社

八幡神社 村社 社地東西貳拾四間南北三拾壹間面積七百四拾四坪本村中央字八幡ニ鎮座ス譽田別尊大坪ヲ祭ル祝祭年月詳ナラス祭日八月十五日

(明細帳)

山瀬村大字瀬詰村字八幡

一祭神 譽田別尊 姫大神

一由緒 不詳 一本殿 縱壹間半 橫壹間 一幣殿 縱三間 橫貳間

一拜殿 縱六間 橫三間 一境內 七百四拾四坪 官有地第一種

一境內 一社 惠美須神社 祭神 事代主命 大國主命

由緒 不詳 社殿 縱三尺 橫貳尺 一氏子 四百七戸

一距德島縣廳 八里八町

若宮神社 無格 本村坤ノ方字湯立ニ鎮座ス炎出見命ヲ祭ル

(明細帳)

山瀬村大字瀬詰村字湯立名

若宮神社

一祭神 炎出見命

一由緒 不詳

境内四坪 官有地堤塘

一社殿 方一尺 一距德島縣廳 八里拾五町

一氏子 六拾戸 日吉神社 無格 本村坤ノ方字湯立ニ鎮座ス大己貴命伊□冊尊瓊々杵尊ヲ祭ル

(明細帳)

山瀬村大字瀬詰村字湯立

日吉神社

一祭神 大己貴尊 伊□冊尊 瓊々杵尊

一由緒 不詳

一本殿 縱壹間 横五尺 一幣殿 方壹間半

一拜殿 縱三間 横貳間 一境内 三百壹坪 官有地第一種

一氏子 六拾戸 一距德島縣廳 八里拾五町

龍神社 無格 本村坤ノ方字湯立ニ鎮座ス豊玉姫神ヲ祭ル

(明細帳)

龍王神社

一祭神 豊玉姫命

一由緒 不詳

一社殿 方壹尺 一境内 拾四坪 總代名受人 安倍彌太郎

一氏子 六拾戸 一距德島縣廳 八里貳拾町

猿田彦神社 無格 本村東ノ方字若宮ニ鎮座ス猿田彦命ヲ祭ル

(明細帳)

山瀬村大字瀬詰村字若宮

猿田彦神社

一祭神 猿田彦命

一由緒 不詳

一社殿 方壹尺 一境内 四坪 總代名受人 安倍彌太郎

一氏子 三拾戸 一距德島縣廳 八里拾貳町

野神社 無格 本村巽ノ方字安樂寺ニ鎮座ス野槌神ヲ祭ル

(明細帳)

山瀬村大字瀬詰村字安樂寺

野神社

一祭神 野槌命

一由緒 不詳

一社殿 方壹尺 一境内 拾六坪 安倍彌太郎持地

一氏子 五戸 一距德島縣廳 八里拾町

城主神社 無格 本村南ノ方字古城ニ鎮座ス市原市正ヲ祭ル

(明細帳)

城主神社

山瀬村大字瀬詰村字古城

一祭神 市原城主靈

一由緒 不詳

一社殿 方壹尺 一境内 六坪 安倍彌太郎持地

一氏子 三拾戸 一距德島縣廳 八里拾壹町

春日神社 無格 本村乾ノ方字春日ニ鎮座ス武甕槌命經津主神社天津兒屋根命姫大神ヲ祭ル

(明細帳)

山瀬村大字瀬詰村字春日

春日神社

一祭神 武甕槌命 經津主命 天津兒屋命姫大神

一由緒 不詳

一本緒 不詳

一本殿 縱四尺 橫三尺

一幣殿 縱壹間半 橫七尺

一拜殿 縱三間 橫貳間

一境内 五百坪 官有地第一種

一氏子 百戸

一距德島縣廳 八里拾五町

猿田彦神社 無格 本村南ノ方字古城ニ鎮座ス猿田彦神ヲ祭ル

(明細帳)

山瀬村大字瀬詰村字古城

猿田彦神社

一祭神 猿田彦命

一由緒 不詳

一社殿 方壹尺

一境内 貳拾四坪 安倍彌太郎持地

一氏子 三拾戸

一距德島縣廳 八里四町

(明細帳)

山瀬村大字瀬詰村字諏訪

諏訪神社

一祭神 武御名方命

一由緒 不詳

一本殿 縱三尺 橫二尺

一拜殿 縱三間 橫貳間

一幣殿 方壹間

一境内 百九拾壹坪 總代名受人 安倍彌太郎

一氏子 三拾戸

一距德島縣廳 八里五町

祇園神社

一祭神 素盞鳴尊

一由緒 不詳

一本殿 方壹尺

一拜殿 方壹間半

一境内 貳拾八坪

總代名受人 安倍彌太郎

一氏子 六拾戸

一距德島縣廳 八里拾町

福神社 無格 本村東ノ方字諏訪ニ鎮座ス事代主命大國主命ヲ祭ル

(明細帳)

山瀬村大字瀬詰村字諏訪

福神社

一祭神 事代主命 大國主命

一由緒 不詳

一本殿 方壹尺

一拜殿 縱壹間半 橫壹間

一境内 拾坪

總代名負人 安倍彌太郎

一氏子 三拾戸

一距德島縣廳 八里四町

若宮神社 無格 本村中央字若宮ニ鎮座ス大己貴命ヲ祭ル

山瀬村大字瀬詰村字小塚名

若宮神社

一祭神 大己貴命

一由緒 不詳

一本殿 方壹尺

一境内 貳拾六坪

一氏子 貳拾戸

(備考)鎮座の字が違つて居るのは郡村誌は明治九年以前明細帳は明治九年地租改正後であるから其關係上で違つたもので以下之に類したものは皆同様である

三島神社 無格 本村乾ノ方字三島ニ鎮座ス大山祇神ヲ祭ル

(明細帳)

山瀬村大字瀬詰村字喜來

一祭神 大山祇命

一由緒 不詳

一社殿 方壹尺

一氏子 貳拾五戸

郷土神社 本村北ノ方字三島ニ鎮座ス埴安姫神ヲ祭ル

(明細帳)

山瀬村大字瀬詰村字土手元名

一祭神 埴安姫命

一由緒 不詳

一社殿 方壹尺

一氏子 三拾戸

流神社 無格 本村北ノ方字三島ニ鎮座ス水波女命ヲ祭ル

一拜殿 方壹間

一距徳島縣廳 八里拾町

一距徳島縣廳 八里拾町

一境內 六拾八坪

一距徳島縣廳 八里拾四町

三島神社

總代名受人 安倍彌太郎

郷土神社

總代名受人 安倍彌太郎

(明細帳)

山瀬村大字瀬詰村字土手元名

一祭神 水波女命

一由緒 不詳

一社殿 方壹尺

一氏子 貳拾五戸

總社神社 無格 本村南ノ方字古城ニ鎮座ス

(明細帳)

山瀬村大字瀬詰村字青木名

一祭神 大己貴命

一由緒 不詳

一社殿 方壹尺

一氏子 貳拾戸

山神社 無格 本村南ノ方字古城ニ鎮座ス大山祇命ヲ祭ル

(明細帳)

山瀬村大字瀬詰村字青木名

一祭神 大山祇命

一由緒 不詳

一社殿 方壹尺

一氏子 三拾戸

若宮神社 無格 本村南ノ方字古城ニ鎮座ス大雀命ヲ祭ル

流神社

總代名受人 安倍彌太郎

一境內 貳拾參坪

一距徳島縣廳 八里拾五町

總社神社

總代名受人 安倍彌太郎

一境內 貳拾四坪

一距徳島縣廳 八里拾四町

山神社

總代名受人 安倍彌太郎

一境內 方五坪

一距徳島縣廳 八里拾貳町

(明細帳)

山瀬村大字瀬詰村字青木名

一祭神 大雀命

一由緒 不詳

一社殿 方壹尺

一氏子 三拾戸

水除神社 無格 本村乾ノ方字春日ニ鎮座ス伊〇冊命ヲ祭ル

(明細帳)

山瀬村大字瀬詰村字前川

一祭神 伊〇冊命

一由緒 不詳

一社殿 方壹尺

一氏子 百戸

若宮神社

一境内 貳拾壹坪 總代名受人 安倍彌太郎

一距徳島縣廳 八里貳拾壹町

水除神社

一境内 拾壹坪 總代名受人 安倍彌太郎

一距徳島縣廳 八里拾六町

(以上)

忌部崇敬會

本會大正四年創立にかゝり昭和三年度の町補助は九百五十圓會員は本町民全部で役員として會長(松村泰輔)副會長一人理事五人幹事二人評議員十九人名譽會員二人昭和三年七月龜服謹製協賛の目的により本縣廳へ金壹千圓寄附した

神

主(下)

明治維新後は神主は新參のものもあつたが此時代となつては神主社人杯の稱は廢して神官、神職となつて來た

其内新參で神官となり神職連を歴して居つたは瀬詰村の阿部省三郎で明治五年同村戸籍に

百番屋敷居住

神官 商酒造 阿部省三郎 壬申歲四拾壹
父 豊三郎

(下畧)

と見えて居る

古參の御主筋で同村の神職或は出仕をして居た者は松田本末兩家で明治五年壬申瀬詰村戸籍の内に次の如く見えて居る

瀬詰村百三拾番屋敷居住

八幡神社奉祠神出仕

父武郎次男 弟 父武郎亡 松田 有 壬申歲三拾
母 歳三拾壹

松田有は昭和三年の現戸主松田一幸の祖に當る之は小家の神主筋で本家は番順で同帳中次の如くある

瀬詰村百三十一番屋敷居住

八幡神社奉祠

父伊織亡 松田 毅 美 壬申歲三拾七
長男 儀 内 歳拾九
次男 文 八 歳拾貳

毅美は前名浪江で昭和三年の現戸主松田城良の祖父である次に山崎村の神職は明治五年壬申山崎村戸籍の内に次の如くある

山崎村百七十一番地所

桁山村八幡神社奉祠神職

父相摸亡 松田秀衛 壬申歳五拾貳

實父瀬詰村松田藤左工門弟 佳雄 明治七年三拾八

右は阿波藩時代に來人であつた桁山村の神職系統筋で山崎村へ來つても矢張先祖が出村地たる桁山村の神職を勤めて居つたものである次は山崎古參の神主筋で

山崎村二百二十二番地所

天日鷲神社奉祠神職

父佐渡亡 麻生眞清 壬申歳五拾

長男

と見えて居る右に見えたる麻生眞清は前名秀俊で明治三年神佛混淆取別後は暫く以前のまゝで勤めて居つたが明治五年六月改めて神勤申付られた神社と辭令の模様は同家に藏する文書の内次次に見えて居る

(大奉書横切)

山崎村 天日鷲神社 天村雲神社 天岩戸神社 八幡神社 若宮神社

白山神社 玖奴師神社 天神社 於瞻夜麻神社

右神勤申付候事

壬申六月

次に一旦神勤差免されて更に祠掌に申付けられた模様は下の辭令の如くである

神勤差免候事

明治六年四月

阿波國第五大區麻植郡三小區内祠掌申付候事

名 東 縣
名 東 縣

明治六年九月二十五日

今般其許御祠掌拜命被仰付候ニ付就而ハ村割左之通御心得可被致候也

癸酉九月廿八日 三ツ島村學村山崎村 觸頭 松村一雄

祠掌 麻生秀俊殿

右の如くにして秀俊は三ツ島學山崎三村の祠掌として各村の神職を抑へて神勤する身となつた斯くて同家及び松田家は明治八乙亥同時戸籍の内次次に見えて居る

山崎村三百七十八番屋敷居住

父神官 相摸亡 松田秀衛 乙亥歳五拾六

長男 佳雄 歳三拾九

山崎村三百七十二番屋敷居住

父神官 佐渡亡 麻生眞清 乙亥歳五拾八

長男 富雄 歳廿拾三

眞清は其後秀俊と復名して忌部神社の主典を勤めて居つたことは同社の處に譲つて同人は明治十年九月に忌部の主典となるが爲に他の祠掌は差免されたと共に富雄副稱秀明が忌部神社の社用申付けられたこと及び同家が其後の神勤模様は同家に藏する文書を掲げて記述に代へると次の如くである

阿波國忌部神社 麻生秀俊

依願阿波國麻植郡三ツ島村住吉神社祠掌並同郡學村諏訪神社奉祀兼務共差免候事

明治十年九月廿六日

黄紙 麻生秀明 (富雄のこと) 縣

右社當分社用可相勤候尤臨時祭並廉立候齋式ハ本社へ申出社務所方勤行可有候社人之義可致□□問献候ハ素ヨリ一ヶ月十日間晝夜本宮へ出仕用人同様ノ義難勤且九社破損向祭器類其外事アル時々ハ本社へ申出社務所ノ□披ヲ受可致奔走候總而本宮攝末社祭祠專一ニ可致勉強神典初務復求神務復古舊□御一統御制則ヲ忘却シ放蕩不行狀有之ハ不待厭禦許狀可致返却間處相守可致勤仕候也

明治十八年十二月七日

假學証

第三十三號

德島縣士族阿波國麻植郡山崎村二百七十二番地居住

同村々社 八幡神社祠掌 麻生秀俊 辛八年十一月

三等仮試験合格ヲ証ス

明治十七年六月三十日

德島縣皇典講究分所

麻生秀俊

皇典研究麻植郡支會幹事申付候事

但教授ヲ専務ス

明治十七年四月

德島縣皇典講究分所

委員 川田秀 穎印

補權訓導

明治十七年十二月六日

權訓導 麻生秀俊

補少講義

明治十八年七月十四日

(初送管印)

以上の如くにして明治十二年十二月十八日秀俊七十四歳で歿した後は其子富雄代つて相續した此代中同家が士族となつた辭令は同家に存して申年書四ツ切れに誌されて次の如く見えて居る

麻植郡山崎村平民 麻生富雄

士族編入申付候事

明治十五年五月廿九日

德島縣

同家が士族に編入せられた所爲は阿波藩時代に秀俊が京都吉田で續目の受領が出来て從五位下に叙せられた位記が存して居つた爲で斯くて同家が其後の初勤模様は富雄(大正十一年十月十七日亡)を経て其子實智磨は神職三年の後大正十四年十月廿五日死亡の後今の美彌千代は同地の社掌缺員中町役場の囑託で祭事其他神務上の手傳をして昭和三年の今に至つた瀬詰の其後の模様は令書其他の文書がないので確かに知れんが松田城官の話に依ると松田家は穀美死亡の後其子儀内が繼いで居つたが儀内年月日不明死亡した後當代城良は正式の神職はせずして缺員中町役場の囑託で神事の手傳をして居つたが昭和元年一月三日に別枝山松田勘兵衛が同地の社掌となつたので松田城良は手傳をして昭和三年の今日に至つて居る

湯立山王神社の湯立の祈禱

同社に於ては毎年正月九日湯立の祈禱をして不淨惡病除の行事として居る其譯は上世々々かこち(探湯)に則つたものであると云はれて居る探湯は如何にも上世に事の是非正邪を判する爲に神に向つて盟はしめ手にて熱湯の中を採らしめ傷かざるを正とし傷くを邪としたことであるが湯立は射立で往古の射立野の名残を存したものであるもろ寛永年間に湯立は獨立した一村であつて探湯の方へは少しも關係がないのに探湯を立て、正邪を判するものであるといふので「湯を立て」と湯立とを附會したる此行事も傳説上から來つたものとして面白可笑い處である

山伏 (下)

山伏即ち修験の事は阿波藩時代の處で述べてあるが此處では略して明治維新の後となつては瀬詰村の山伏系統は同地に居らなかつたが山崎村には子孫が存して明治三年山崎村戸籍の内に見られたるものを基点として代續次第を述べるゝ次の如くである

千手院系

明治六年山崎村戸籍の内に

山崎村山伏 明治三年 四拾歳 俊 節
同 拾四歳 女子 い 節

金勝寺旦那

と見え

明治五年同村戸籍の内に

山崎村三百七十三番屋敷居住 父千手院亡 俊 節 壬申歳四拾貳
修 験 長女 い と 歳 拾 六

と見え

又明治八年同村戸籍の内

山崎村二百十九番屋敷居住 父修験千手院亡 藥 師 俊 節 乙亥年四拾五
長男 伊 勢 八

と見えたるもの明暦三年同村棟帳に見えて藥師堂を構へ居つた系統で今の藥師常三郎方である同家の位牌を調べて見ると其歴代は次の如くである

初代 繼大僧都法印 元 眞 元祿十三年庚申二月九日寂
二代 同 上 元 仙 寶祿六年乙丑二月十日寂
三代 同 上 方 意 元文五年庚申十二月廿一日寂
四代 同 上 元 榮 明和元年甲申正月十三日寂
五代 同 上 阿 寛政四年壬子十月廿二日寂
六代 千手院俊節 最終 山伏 明治四十年十月十七日寂 享年七拾七

にして最終の山伏千手院俊節は昭和の元戸主藥師常三郎の祖父である
其他の山伏系統は次の如くである

不動院系

明治三年山崎村戸に

山崎村山伏 不動院後家 三拾六歳 ま き
明治三年 拾貳歳 ふ じ へ

金勝寺旦那

と見え

又明治五年戸籍に

山崎村二百七十九番屋敷居住 不動院後家 ま さ 壬申歳三拾八
修 験 長女 ふ じ 歳 十 四

とあつて明治八年戸籍の内には見えなくなつた

圓明院系

明治三年山崎村戸籍に

山崎村 山伏

明治三年五月麻植郡山崎村百姓

明治三年 貳拾六歳 直

伊兵衛弟先代圓明院養子トヌ

同 貳拾三歳 し

金勝寺旦那

吉 づ

と見え

明治五年同村戸籍の内に

山崎村二百七十六番屋敷居住

修 驗 實父石本卯吉亡次男 養父圓明院亡

直 吉 壬申歳廿八

と見えては居るが明治八年同村戸籍の内には見えんやうである

善 光 院 系

此系統は明治五年山崎村戸籍に

山崎村三百九十六番屋敷居住復籍

父當時善光院亡

長男 松島竜助 壬申年四拾六歳 七

と見え

明治八年同村戸籍の内に

山崎村百七番屋敷

當村眞言宗金勝寺構

地蔵菴無住 松島龍助 丁丑歳五拾壹歳 拾 貳

と見えて居る此子孫が當地に在るとしたなら士族の外で松島の氏を名乗つて居る筈である (以上)

天 理 教

天理教は大和國山部郡丹波市町宇三島の中山ミキ子の起した一派の新神道教で本部も亦同地にあつて最初は天倫教と稱して居つたが其後今の如くに天理教と改稱した奉教神は普通の説に國常立命、國狹狹命豊國淳命大苦邊命面足命、皇根命、伊□諾命、伊□冊命大日靈命(天照大神)月夜見命の十柱であると唱へて居るが十柱よりも尙多

く宮中内侍所と神明殿とに祭つてある天神地祇八百萬神の靈妙用を總括して天理大神と齋き祭つたもので教祖ミキ子は眞道彌廣言知命と追諡せられて教祖殿に祭られ此道の功勞者信徒の靈は祖靈殿に祭られてある抑天理教の教祖の至誠求道を第一の要件として教祖が生前に作り置かれた十二下りの神樂歌を授けて其本意を會得せしめることを本意として居る去れども本教が國教の一に加へられたといふのは明治天皇の下し給ふた勅語の聖旨を本教主眼の要件に當めて導くといふことを宣言したのに基いた本教最初の管長は中山新次郎であつたが今では教祖キミ子の孫中山正言が管長にして一時山澤爲造が管長の奉務を推行してゐたこともある又本教は大正十四年一月大和の本部で教祖の五拾週年祭を舉行したのは人皆知れる處であるから省略して現在本町内に在る同教宣教所は山瀬宣教所と瀬詰宣教所として兩所の模様を述べると次の如くである

天理教 名東中教會 高志分教會 山瀬宣教所

山崎宇祇園七拾貳番地にあつて大正元年十二月一日以前は瀬詰螢橋の西なる内藤長五郎の宅を借受け明治四十二年三月地方長官の許可を得て創設したが同所に而は開所式を擧ぐるを得ないので現在の所に上つて大正元年十二月廿五日に開宣して遂に其宅地と定め持主川田村川東川村宇平より買受けて財團法人となし今に至つた所長は最初より權大講議伊藤佐七が一貫して今に至つた最初の信者は百五拾人であつたが今は二百名の信者を得るに至つて居る尙現在の敷地は二百八十三坪三步で宣教所は四間半に七間の平屋建にして附屬建には便所の外に役員控室として二間半に三間の瓦屋をも有して居る外九坪の炊事場土藏の如きもある物當所の月並祭は毎月十一日にして廿五日は説教日となつて居る

天理教撫養大教會板野分教會瀨詰宣教所

當宣教所は大正十四年十一月末に地方長官の認可を得て置かれたものにして建物全部は昭和元年に出来したるものにして建物が出来るも其年三月三日に大和から教祖の分靈を迎へ祭りて三ツ島から瀨尾吉藏が來つて昭和貳年三月十二日に開所式を行ふて今に至つたものにして最初地方廳への届は信徒百五十名として上げたが實際は六十戸少々で敷地壹反二畝は借地であるが建物廿四坪と附屬建物十三坪とは宣教所の所屬にして建物に依つて財團法人となつて居る又當所の説教は毎月三日で月並祭は毎月十二日となつて居る

山崎の忌部市 (下)

此市が蜂須賀入國以前の處で既に述べたる如くであるが明治維新の後となつても天日鷲神社が國幣中社忌部神社に定められたる後も山崎村忌部神社の祭典は二月九月の廿三日で其祭典日には忌部市と稱して市が立つて居るが其日には三ツ木山で阿波忌部の裔なる御衣御藏人は足利の初迄は十三軒あつたので其後子孫は十二軒迄絶滅して残るは御衣御殿人の契約連署の一人たる三木氏村の末裔として三木宗次郎が残つて居るばかりである殊に同家は古くよりも五里餘の山路を遠しとせずして忌部神社の祭日には遠祖以來の古禮を守り山崎に下りて來て必ず參拜するとは先代三木定太郎も小杉楡村博士に語られ當代宗次郎もさういふて居るといふに徴しても同家は作りて製したる麻糸を以て忌部神社の廢址なる天日鷲神社を織殿として朝命を遵奉し大正天皇即位を始めに今上天皇陛下の大嘗祭の控物として進せられたることは相互に榮ある譯である

寺院佛堂 (下)

明治維新後始めて出された寺院制法は

御高札之旨謹而可相守事 法

一 邪宗門並ニ怪異之教法堅ク禁亡自門之内徒中俸双糺之聊不可有緩怠事

一 常宗佛戒宗法修行不可怠慢事

一 附寺務如法相勤不可作新儀之法事

一 宗流を争ひ誹謗争論停止之事

一 新寺之建立停止之事

一 寺之什法物品私に \square 却分教すべからざる事

附 境内之樹木猥に不採用

一 官許文之者を猥に僧尼とすること禁止之事

一 寺往來と號し官許無之者に手券を與へ他國へ出行さし至る事自今己後堅く停止之事

一 僧尼として百姓町人之公平訴訟に携る事堅く禁之境内寺内借家等に指置之者と雖へども百姓町人も里長手

寄之指配たるべき事

附 僧尼並に寺院之奴僕に而も百姓町人名前之地に住居するにおゐては年貢軒役其外村内壹統諸役無違背

可指出事

一 寺内に不審之者留置く間敷事

附 法度を背き逆籠る者有之は速に可届出事附他國之僧尼其外にても寺中に來り宿する時は可届出事

附 住持は素より弟子之僧尼(下人或は奴僕)にても他國へ出る時は願出免許を請藩印可持參事

一 師檀にあらずして無縁之勸進施物を含む事停止之事

一 専ら未來之禍福を唱へて諸人を疑惑し現世之勤を妨る類堅く禁止之事

一 附不正之説法停止之事

附 佛像開帳可届出事

一 勸衆善戒諸惡施慈悲釋氏之法多く然るに今の僧徒公驕奢淫役諸氏と害をなす者少からず甚以佛僧之意に背

く可相誠事

一虚飾之所行全く釋氏之法にあらず堅く可相慎事

右條々寺院永世之制法たり聊不可違背

明治三年庚午九月

徳島藩

といふのであつたが其寺院の模様がだんだん變つて今日あるに至つたが吾人は明治の初期なる時代を起点として文書に存する處と實地に就いて調べた處に依つて諸佛堂の模様を記述する

寺院佛堂(下)

(一) 寺院

明治維新初の各寺の模様は山瀬町役場に存する明治五年の戸籍と其他の文書に依つて記述すると次の如くである

金勝寺

保命山長壽院と稱し本尊は彌陀の立像にして明治五年山崎村戸籍の中に

山崎村百九十二番地所

古義眞言宗 阿波郡伊澤村明王院末 金勝寺第十八世

桑村川村治左工門三男安政三丙年三月廿一日

妙 壬申歲貳拾七

得度當村金勝寺弟子明治二巳年九月十七日

任職被仰付

と見え明治八年同村戸籍の内には

山崎村二百廿四番屋敷居住

古義眞言宗 當國阿波郡伊澤村明王院末 金勝寺第十八世

住職 金川勝 乙亥歲三拾

と見えて居る金川勝は五年戸籍の「明が苗字を免され且改名したるものである當寺は縣廳保管の阿波國郡村誌中麻植郡山崎村誌の中に次の如くある

寺

金勝寺 東西三拾間南北貳拾壹間四尺面積六百五拾貳坪本村西ノ方字西麓ニアリ眞言宗古義派阿波郡伊

澤村明王院末天文六丁酉年四月僧宥意開基創立ス

右に見えたる天文六丁酉年四月僧宥意開基とあるは間違で阿波誌に「寛永中釋宥意重造」とあるを正しとするは阿

波藩時代の同寺の處を參照して知られたい

當寺は阿波藩時代の昔より阿波郡伊澤村明王院の末寺であつたが其後離末して役場備付明治卅八年起寺院名名簿

に古義派眞言宗高野派本山金剛峯寺とある次には役場の寺院佛堂明細帳中

山瀬村大字山崎村字西麓

明王院末 眞言宗 金勝寺

一本尊 阿彌陀如來

一由緒 不詳

一堂宇 縦四間 横六間

一境内 六百五拾貳坪 金勝寺持地

一檀徒 四百五拾人

一距徳島縣廳 七里貳拾町

と見えて居る又明治二十七年八月起寺院明細簿中には第十八世金川□妙が十等教師權中僧都で記帳せられた此には現住横田寛全が乗つて居るので明治維新後今に至るの歴代は

中興	第一世	法印權大僧都	宥	意	承應二年八月十日寂
	第二世	法印權大僧都	省	遍	承應二年四月十五日寂
	第三世	同	快	純	天和三年霜月廿二日寂
	第四世	同	宥	算	享保三年正月十一日寂
	第五世	阿舍梨	快	傳	正享三年十月五日寂
	第六世	法印權大僧都	□	盛	寶曆五年八月十七日寂
	第七世	同	快	榮	明和二年十月二十六日寂
	第八世	法印	太	圓	文政乙酉年二月二日寂

第九世	法印	快嚴上人	天保十年七月五日寂
第十世	(不明)	快 懂	文政七年七月二日寂
第十一世	權大僧都法印	大 懂	寛政六年十月十五日寂
第十二世	法印	快 恭	天保四年十月二十八日寂
第十三世	阿舍梨	快 尊	天保十六年十月十五日寂
第十四世	(不明)		
第十五世	阿舍梨	快 營	万延元年十月二十二日寂
第十六世	阿舍梨	金川 妙	
第十七世	權中僧都	横田 寛全	
第十八世			
第十九世			

此歴代は過去帳に依り年代順に配列したのみで○印のみ正確である

當寺は王子山長壽院と稱して本尊は普賢菩薩で明治五年山崎村戸籍の内には次の如く見えてゐる

山崎村二百八十七番地所

阿波郡伊澤村真言宗明王院末

西

法 寺

阿波郡土成村西條島藏亡次男 第十七世

嘉永三成年同郡同村托法輪寺得度 天保十一年

同村加藤丞之進三男慶應三卯年七月廿一日

弟西法寺得度

明治六年三月十八日土成村熊谷寺住職 送籍

慈

傳 歲 拾 七

海壬申年(虫害に不明)

上に見えたる如く當寺も久しく明王院の末寺であつたが其後離末して高野山總本寺金剛峯寺の直末となつたるこ
とが役場備付の明治三十七年八月起寺院名簿の中で見えて居る當時の住職は少僧都武田 賢と共に見えて居る

又役場の寺院明細帳には次の如く記載せられてある

山瀬村大字山崎村字東麓

和歌山縣伊都郡高野山真言宗高野派總本山

金剛寺直末 真言宗 西 法 寺

一本 尊 普賢 菩薩

一由 緒 不 詳

一堂 宇 縦四間半 横六間半

一境 内 四百七拾四坪 西法寺持地

一檀 徒 三百五十人

一距德島縣廳 七里廿町

次には明治維新以來の歴住を示すと次の如くである

歴 代

十八代 阿 闍 梨

慈海 上人

明治十七年八月二十日寂

十九代 同

濟 上人

大正十年十月廿六日 五十八歳寂

當代寺院名簿の初に見えたる武田□にして明王院の離末に務め遂に其目的を達して明治二十三年以前に高野
山金剛峯寺の直末になつたといひ又此代中明治四十三年庚戌十一月に當寺の鏡は鑄出來て居る

を経て二十代昭和三年の現住律師武田智英は勝浦郡小松島新居見の産にして小松島の地藏寺で得度したる身分に
して大正十一年當寺に入つて住職となつて今に至つた間に於て昭和二年十月廿日午後一時不幸にして堂宇が炎上
したるも別に何事もなく且家の協議を果して昭和三年の初より本堂再建に懸つて居る

源 正 律 院

當院は明治五年山崎村戸籍に次の如くある

山崎村三百三番屋敷居住

俗姓阿波郡中野村川人益左工門次男

美馬郡三谷村藤島津彌次

最明寺得度

律 院 快

道

坊 壬申年四十八

美馬郡三谷村藤島津彌次

次男

弟 子 修

道

坊 歲 三拾八

同郡々里村三橋與平 次男 慈道坊 歲三拾貳

當郡東山村猪井佐代次 三男 宜法坊 歲拾貳

又明治八年同村戸籍の内には下の如く見えて居る
山崎村三百四番屋敷居住 西京嵯峨大覺寺末 源 正 律 院
俗姓阿波郡中野島村川人益左工門次男 最明寺得度 快 道 壬申歲五拾壹
宜 慈 道 坊 歲 貳 拾 六
法 房 歲 拾 五

死 亡 九年十月竜光寺住職依て除籍

又阿波國郡村誌中麻植郡山崎村誌の内には 又阿波國郡村誌中麻植郡山崎村誌の内には

律院 東西拾五間南北拾四間面積貳百拾三坪本村巽ノ方字東麓ニアリ眞言宗古義派西京大覺院末寶曆年間
僧高憧開基創立ス

と見えて居る

山瀬村大字山崎村字東麓 大覺寺末 眞言宗 源 正 律 院
一本尊 聖觀音菩薩 一由緒 不詳
一堂宇 縱四間 橫六間半 一土藏 縱三間 橫二間
一境内 貳百拾三坪 民有地第一種 一境内 佛堂 二宇 聖天宮 本尊觀喜天
由緒 古德御作佛誰人ト云コトヲ不知 本堂 方貳間
取次 方壹間 前堂 方三間 鎮守堂
祭神 不詳 由緒 不詳
本殿 方四尺 拜殿 縱二間 橫壹間四尺

一境外所有地

山瀬村大字山崎村字東麓
宅地七畝三步 地價金拾六圓八拾錢
田反別 六畝拾八步 地價金貳拾貳圓四拾貳錢
田 五畝貳步 地價金拾七圓貳拾壹錢
同 貳畝貳拾步 地價金九圓六錢
同 五畝貳拾步 地價金貳拾壹圓六拾六錢
同 八畝拾貳步 地價金五圓八拾六錢
同 壹畝拾六步 地價金七圓六拾七錢
畑反別 五畝貳拾壹步 地價金貳圓拾壹錢
同反別 九畝三步 地價金九圓五拾七錢
畑反別 三畝四步 地價金五圓參拾錢
同 八畝拾六步 地價金五圓參拾錢
同 七畝二十七步 地價金五圓參拾錢
同 六畝二十九步 地價金拾四圓七錢
一信 徒 五百人 一距德島縣廳 七里貳拾町

次には當院所藏の文書に依つて當院が本山大覺寺に盡した跡を示す明治年間に寄附して得たる賞詞狀に次ぎのものがあ

(大高紙横切)

賞 詞 狀

其院義無格小院之所信徒ヲ固結シ 大聖觀喜天之講社相設取捨之目途相立候趣方今之機會稀少ナル事ト深感賞致候依而爲本尊座嚴列記之通寄附

狀書奉額金寄贈彌以人法興隆之旨可被掛丹誠候者也

明治十三年六月朱印

教正中御門彌陀花押

源正律院御房信徒中へ

奉額竪八寸横尺八寸觀喜天ト横書シテ中御門眞海ト書ス
大高檀紙切紙

御簾	五垂
定紋幕	一張
同高張	一對

爲座嚴令寄附候者也

明治十三年六月廿二日

眞言宗大本山大覺寺法務

少教正中御門祥海書判

阿波源正律院御房

尙明治三十七年八月起帳した役場の寺院名簿を見ると古義眞言京都大覺寺の末にして住職は巽隆旭教師試補と見えたる次に現任豊原龍淵が附いて居る終に明治維新後於て住職歴代は次の如くである

九世	法印	存大和尚	不明	加茂宮村瀧寺徒弟虛名原正律
十世	中興	開基大僧都快道大和尚	年曆月日不明	阿波郡山ノ上村大野寺ニ轉住
十一世	快弘	大和尚	明治廿一子年陰曆十月六日寂	

當村吉倉茂吉伴當院住職義龍事

を経て十二世現住少僧正豊原龍淵は本郡三山村種野明石二男阿波郡熊谷寺得度阿波郡久千田西光寺住職置き中當院兼務後當院に歸つて昭和三年の今に至つた

(二) 佛堂

明治維新以來の佛堂は山崎分と瀬詰に分けて記述するもの下の如きである

山崎村の佛堂で阿波國郡村誌中麻植郡山崎村誌中に見えたる處は次の如くである

藥師堂	本村西ノ方字西麓ニアリ
鼓堂	本村東ノ方字忌部ニアリ
地藏堂	本村北ノ方字宮北ニアリ
上に見えたる藥師堂	は明治五年山崎村戸籍の中には庵と附いて次の如くある
山崎村二百七十八番地所	眞言宗 金勝寺構 藥師庵 當時無住
明治八年の戸籍にも同様であるから省略して鼓堂	は明治五年山崎村の戸籍の内には
山崎村三百六十三番地所	眞言宗 金勝寺構 鼓堂
三好郡芝生村佃虎藏亡次女嘉永五子年	阿波郡伊澤村惠月庵格明
加茂野松瀧寺ニ於得度	弟子
あつて明治八年戸籍にも亦同様であるから省略して地藏堂	は明治五年山崎村戸籍の内には
山崎村四十四番地	眞言宗 金勝寺構 地藏庵 現 壬申歲四拾七
父名東郡北濱村近藤甚平四女	當金勝寺弟子
同男	弟子 惠 現 歲拾六

とあつて明治八年同村戸籍の内にも同様であるから省略する瀬詰村の佛堂で阿波國郡村誌中瀬詰村誌の中に見えたるものは皆庵で次の如くである

大師庵	瀬詰村
庵地	四畝貳拾九步
眞言宗	本村南ノ方字古城ニアリ

大師庵 庵地 詳ナラス 眞言宗 本村坤ノ方字青木ニアリ

以上の三庵中明治五年瀬詰村戸籍の内に古城の大師庵は明治五壬申瀬詰村戸籍の内に次の如くある

瀬詰村三百十五番屋敷居住 山崎村眞言宗西法寺構 大 師 菴

明治八乙亥同村戸籍の内にも同様で省略する

青木の大師庵は明治五壬申瀬詰村戸籍に 山崎村眞言宗金勝寺構 大 師 菴 壬申歳七拾貳

と見え明治八乙亥同村戸籍の内には

瀬詰村三百五番地所 眞言宗 金勝寺構 大 師 菴 乙亥歳七拾五

父當國勝浦郡西須賀村雜業見出 孫左工門七次男

明治八年一月一日當大師庵住職寄留(明治十三年死)

三 木 妙 貞 乙亥歳四十七

と見えて居る當庵の先坊先尼の如きは一切知れんが昭和の年では阿波郡伊澤村願勝寺で得度した法玄尼、俗名三木タケノが十年前から据つて居る

三島の地方庵は明治五壬申同村戸籍の内に

瀬詰村百六十一番屋敷居住 眞言宗 金勝寺構 地 藏 庵

と見え

明治八乙亥同村戸籍の内には

瀬詰村百五十九番地所 眞言宗 金勝寺構 地 藏 菴 尾鷲文之助

とあつて同帳中に庵主文之助は明治十七年三重縣へ轉住の旨が書入れられてある尙當庵には古い先坊先尼の墓が次の如く澤山ある

月董妙清禪宗庵 明暦元年九月十四日

貞良明壽禪定尼 元祿三年五月十三日

覺道法師 寛政十戌年六月十七日南方産出當村地藏庵主

惠觀法師 天保六庚五月廿六日丹波國産當村地藏庵主

清道法師 弘化三丙午年五月十四日當郡之産當庵代

明治維新以來の皇室と本町民

世界無比の大王と仰がれ給ひし明治天皇は慶應三年正月御年十六才にして踐祚し給ひて其翌明治元年七月廿七日即位の禮を擧げさせ給ひ此月廿六日には天下に詔して天長節の儀式を擧げさせ給ふた是が本邦天長節の始めであつた此日本町民は萬歳を三唱して奉祝したことと思ふ

明治五年十一月九日大陰曆を廢して太陽曆に改めたが翌月三日は丁度一月一日に當つて居つたので此日を明治六年一月一日と定めて永世の曆法とし給ふた此年三月五日が紀元節の始であるのは太政官から發布せられた布告に

第九十一號

神武天皇御即位日紀元節ト被改候事

明治六年三月五日

太 政 官

とあるので間違ひない

明治廿二年二月十一日の紀元節には憲法發布があつたので九拾歳以上の者には金壹圓、八拾歳以上九拾歳未満の者には金五拾錢を下賜せられた此時天恩に浴して金圓を下賜せられた故老もあつたに違ひないが其跡の残つた文書が見えんは遺憾である

明治二十二年三月九日明治天皇と昭憲皇后の結婚後二十五年の銀婚節であつたので老人には夫々御下賜もあり學校の訓導は貳拾五錢の酒肴料を下された筈である

明治四十一年四月十五日は大正天皇が未だ皇太子であらせられた時徳島市に御行啓遊ばされたので本町内の學校教師は生徒を引率して同市に赴き奉迎したのは事實である

以上の如く皇室の慶事が續いて來たに替へて四十四年七月卅日に大凶日で御治世中には教育其他萬般の御改革改良を實行せられた殊に明治廿七八年の日清戦役走場して御大名を世界に輝し給ふて我が日本として世界列強の一に加はらせ給ひ廿七八年の日露戦役は世界萬國をして舌を卷かす給ひし世界無比の大王明治天皇が崩御あらせられたが皇位は一日も空しうせられぬので大正天皇其時の東宮は直ちに内侍處渡御の儀を濟ませられて踐祚し給ひ其日より明治四十五年を大正と改元あつて其年九月十三日には東京青山練兵場で御大葬式を行はせられたので此夕大字山崎螢橋で遙拜所を構へて時の村長——司會者となり村民一同と共に遙拜式を行ふた此日學校側では校長司會者となり日の暮れん間に學校で各遙拜を行ふて相共に追悼し奉つた又大正三年四月十一日には昭憲皇后(是れより先きに行ふた斯うして明治天皇は伏見桃山御陵に永眠し給ふた)崩御遊したので其翌五月二十四日御葬儀の節には遙拜所を螢橋の南岸に遙拜所を設け村民一同を集め村長住友春太郎司會者となつて遙拜し奉つた

次には目出たい盛んな儀式で大正四年十一月十日御即位式が行れたので遙拜場を大字山崎伊勢雄平北嶺に設けて村長住友春太郎司會者となり遙拜し奉つた此日天盃酒肴を賜つた八拾歳以上のものがあつたが其氏名は不明であつたが此日から村内各戸に旭旗を掲げたり／＼の飾物をなし種々の餘興もあつた其月十四日大嘗祭十五日は大饗宴第一日で宮中には重なる臣下と外國使臣に饗宴を賜つた日であつたが此日本村から地方饗宴に召されたものは村長住友春太郎縣議員平野鍋吉兩名は徳島公園千秋閣在郷軍人富本市、尾形□太郎の兩名は六拾貳聯隊偕行社に准士官以上のものと召されて酒肴を頂戴した

大正五年八月卅一日は大正天皇の御即位式であつたが大著の砌であつたので別に十月卅一日を天長節祝日と定めて御治世中の制とした其年十月天長節祝日には大正天皇が明治天皇の東宮に立たせられた立太子式が擧げさせられ

其翌月二日には立儲禮として明治天皇より大正天皇に壺切劔を傳へられた式其日で村長は一般思ひ／＼に奉祝した大正十一年十一月二十九日今上天皇陛下が皇太子殿下であらせられた御時久邇若宮殿下と三好郡池田町に行啓遊ばされたので學校教員兒童は山瀬驛其他は山瀬湯立の兩驛中便宜なる處で奉迎し又奉送して誠意を表し奉つた此時軍人遺族其他に御菓子料を御下賜相成つた

大正十四年五月一日大正天皇と皇太后陛下の銀婚式で九拾歳以上の高齢に木杯と酒肴料を賜つた此恩典に預つたは石川光五郎、重本ナミ天永キタ細川リクの四名であつた

然るに大正十五年十二月六日大正天皇御惱常ならぬ由發表があつたので村民一同は御平癒祈禱を連日連夜し居つた甲斐もなく其月二十五日に御崩御遊したので皇室に於ては内侍所渡御の儀を濟ませられて今上陛下は御踐祚遊ばし此日より昭和と改元あつたので哀悼の誠意を表し奉り直ちに國民喪に服して喪旗を掲げ喪章を着けて居たるに内昭和二年十二月二十五日の御一週期で國民葬は解けて昭和二年二月七日には東京代々木練兵場で御大葬の儀が行はせられたので學校側では午後に入り豫て設けた遙拜場で校長司會者となつて遙拜し奉り村民側では大字山崎螢橋の南岸に遙拜場を設けて町長重本榮助司會者となつて遙拜し奉つた斯うして同天皇陛下は多摩御陵に永眠し賜ふた之が東京御陵始であるは町長の知るを要する處である

昭和三年三月五日に明治節御制定の詔書を下され給ふと共に内閣總理大臣若槻禮次郎祝祭日變更の勅令を公布した其内變つたものを擧げると下の如くである

▲天長節 四月二十九日

▲明治節 十一月三日

▲大正天皇祭 十二月二十五日

である

是迄大凶ばかりが續いて來つたが次には目出たい／＼御覺な今上陛下の御即位式で

昭和三年十一月十日奉祝式場を大字山崎伊勢林平北蹟に設けて町長重本榮助司會者となり一戸必ず一名を出場せしめて内閣總理大臣田中義一が京都の御所で萬歳を三唱する時刻の午後三時に司會者は一同を京都の方に向つて直立せしめ萬歳を三唱するに和して一同萬歳を三唱して閉式した小學校は兩校共午前中御眞影奉拜式を行ひ午後

町民一般と共に遙拜式に加はり閉式後は旗行列夜間は提灯行列を行いたり此日より大饗第一日の十六日迄は役場
學校は勿論各戸旭旗を掲げて祝意を表し殊に御即位の當日其翌日大嘗祭十六日の大饗日との三日は町内各戸休業
して仮装列及び奉祝踊等盛に行はれた
又此御大饗につき天杯(木杯)を賜つた高齢その他方饗宴に召された人々は次の如くである
本年即位式に八拾歳以上氏名 年齢順

- | | | | | | | | | | | | |
|----|-----|----|-----|----|-----|----|----|----|-----|-------|----|
| 細川 | リク | 重本 | ナミ | 松田 | 貞助 | 尾形 | 喜平 | 鹽田 | イシ | 坂口 | ウサ |
| 須藤 | フシ | 桐野 | タケ | 鈴木 | キミ | 森本 | タケ | 幸元 | セナ | 森本喜代藏 | |
| 大北 | 友吉 | 森 | サダ | 井上 | 義市 | 和泉 | シナ | 岡島 | ナヲ | 宮本 | 萬助 |
| 麻山 | 勘十郎 | 北谷 | 臺藏 | 堤 | 虎七 | 松田 | 利八 | 佐藤 | 清吉 | 中倉 | カヨ |
| 桐野 | トヨ | 石川 | ツネ | 藤田 | ヒサ | 松田 | キチ | 佐藤 | 多三郎 | 石川 | カス |
| 大石 | 彌三郎 | 日下 | 新五郎 | 中野 | サカ | 岩佐 | ワコ | 山住 | シケ | 石崎 | タカ |
| 妹尾 | イヤ | 楳村 | ムメ | 佃 | キサ | 岡田 | イシ | 梯 | ヨシ | 桑原 | シゲ |
| 山田 | キセ | 岩井 | ハナ | 小名 | クラ | 青山 | サカ | 松浦 | 藤吉 | 王子孫 | 三郎 |
| 三輪 | ヨウ | 上田 | 佐平 | 前田 | 又兵衛 | 上田 | 善藏 | 瀬川 | 繁太 | 住友 | キヨ |
| 村田 | イシ | 赤川 | ヨネ | 岡島 | リエ | 兼松 | トサ | 楠 | トミ | | |

今上天皇即位禮遙拜式

日 時 昭和三年十一月十日 兩小學校其他町民

昭和三年十一月十六日徳島市西之丸に於て地方賜饗に招待せられし者

- | | | | | | |
|--------|----|-----|---------|--------|------|
| 山瀬 | 町長 | 重本 | 榮助 | 陸軍歩兵中尉 | 富本市郎 |
| 陸軍歩兵少尉 | 三谷 | 豊太郎 | 陸軍三等藥劑官 | 岡本 | 正一 |
| 山崎 | 校長 | 吉田 | 直一 | 瀬詰 | 校長 |
| | | | | 早雲 | 義夫 |

忌部崇敬會長 松村 泰輔

動七等代表 陸軍歩兵曹長

蕪鉄本善太郎

鹿服織殿の件と其概況は當局と新聞記事丈では不十分日誌を御かき出されば出来ます例へば何月何日何々
といふ風に

鹿服織進の復興と本町

大正四年十一月十日に大正天皇の御即位式が京都であつた前に當つて久しく絶えて居つた大嘗祭に織進すべき鹿
服は阿波國より貢ぐべき事に復興したので大正四年六月十八日馬場大禮使調度部長から知事末松階一郎に宛て、
「大嘗宮の儀に於て悠紀殿主基殿の神座に奉安する鹿服は阿波國から織上げ調進せしめる事に決定したから適當
なる調進者を指定して晒布四端(悠紀殿主基殿各二端寸法鯨尺幅九寸長二丈九尺)を調進せよとの旨通牒があつた
ので本町山崎忌部神社の跡なる天日鷲神社の社地をトし縣費を以て鹿服織殿を建築する事となり七月二十一日歴
世鹿服を調進して居つた御衣御殿人の一人で正慶元年(室町時代圓融院准立元年)十一月阿波國御衣御殿人子細事
といふ約束証文に連署した御衣御殿人十三人中の一人三木氏村の裔孫なる木屋平村三ツ木の三木宗次郎を指定し
て調進せしめることとなつた

織殿は七月五日地鎮祭と起工式を舉行し同十一日には本町大字山崎村の有志者は忌部崇敬會を創立して鹿服調進
に就いては特に翼賛することとした斯くて建築中の織殿は八月二十三日竣工し一方麻糸の紡績も八月十五日に了
つて九月七日木屋平から原糸を織殿に搬入し來つて鹿服織初式を舉行した

祭主は忌部神社の宮司新見民次郎氏の祝詞祭文縣知事末松階一郎の式辭があつて□及び□管を織進めた織女は本
町内から選出して乙女ばかりと本町内から人選した二人の補助もあつた其役割は

- | | | | | | | | | | | |
|----|-------|----|----|-------|----|-----|----|----|----|-----|
| 織女 | 松本ヒデノ | 伊月 | ヨシ | 池上トクノ | 京野 | イチノ | 石川 | ヨネ | 増富 | ハマコ |
| 助手 | 麻山カスエ | 尾崎 | テウ | | | | | | | |

にして高田徳島縣立工業學校長も織進技術の監督に當られることとなり織女は齋戒清浴して作業に従ひ十月九日

織上を了つて十四日迄に整理を遂げて十五日織上式を舉行して籠服は新しい辛櫃の中に納め知事代理廣瀨内務部長の式辭奉仕者三木宗次郎の報告あつて午後〇時三十八分愈籠服を奉送すべく山瀨青年會員は白衣を着けて奉昇し山瀨驛に至り特別室に安置して鐵道に依つて徳島驛に送り知事其他の出迎あつて夫より徳島公園内千秋閣に奉置して二日間公衆の縦覽に供し十八日午後千秋閣を發し林理事官本部長松浦並雄奉仕者三木宗次郎及び關係村長(本村長は大西秀市)附添うて京都市に奉送し大宮御所の大禮使へ供物の手續を終つた後十一月十四日大嘗祭に之を用ひられた

昭和三年十月十日京都御所ニ於テ今上天皇御即位ノ式典ヲ行ハセラル、ニ付大嘗祭ニ悠紀主基ノ兩殿ノ神座ニ奉安セラル可キ籠服調進ヲ本縣ニ令セラレ之レガ奉仕者トシテ忌部ノ後裔木屋平村ノ三木宗次郎ニ命アリ其後本町長重本榮助木屋平村長天田信一兩氏ヲ招集シ籠服調進ニ關スル交渉アリ山瀨町ヨリ金壹千圓也木屋平村ヨリ金參百圓ヲ寄附スル事トシテ麻ノ栽培及製麻作業ハ木屋平村ニ於テシ製織作業ハ忌部ノ由緒地本村忌部山天日鷲神社境内ニ於テナス事ト決定シ四月九日土地使用ニ關スル通牒アリ六月八日籠服織助手候補者推薦ノ件通知アリ

一、六月二十二日籠服調製ヲ翼賛シ之ヲ謹製ニ對シ後援スル目的ニ依リ山瀨町忌部崇敬會總會ヲ開催シ昭和三年度歳入歳出豫算會則一部變更ノ件役員改選ノ件ヲ議ス
役員左之通り決定ス

會長	松村 泰輔	副會長	重本 榮助	理事	森本 淺市	理事	鹽田 貞平
理事	早雲 義夫	理事	吉田 直一	理事	蕪鉄本善太郎	監事	富本平三郎
監事	松永堅太郎	評議員	北野五三郎	同	安部 武義	同	池上 徳平
同	平野 鍋吉	同	木村爲十郎	同	樋口 邦好	同	富本 市郎
同	森本 豊助	同	佐川甚右工門	同	前田又兵衛	同	山本源九郎
同	尾賀 潤三	同	河村 惣助	同	麻生美彌美代	同	尾形 文雄
同	松田 城良	同	車谷 和夫	同	桐野 友吉	同	安部 安助

名譽會員大木 清人 同 三木宗次郎

一、六月二十五日織殿起工式ヲ舉行ス

當日ハ知事代理川久保學務部長其他縣官麻植郡各町村川島警察署山瀨町長奉仕者三木宗次郎請負者林照太郎在郷軍人分會青年團兩小學校職員生徒參列

忌部宮司大木清人外神官ニ依リ祭事ヲ行ヒ知事告辭山瀨町長祝詞崇敬會長祝辭閉會後崇敬會ヨリ酒肴ノ饗應アリタリ

七月二十五日籠服調製準備ヲ縣ヨリ委囑シ來ル九月五日左記ノ通り織女ヲ命セララル
妹尾富美子 西川 朝香 鹽田ヨシエ 松田 若子 桑原キシエ 安部八重子

九月二十日大禮使調度部長杉琢磨氏外二名織殿視察セラレ籠服貢進ニ付テノ説明アリ

九月二十一日原絲ヲ木屋平村ヨリ自動車ニテ送付シ來ル九月二十二日ヨリ縣工業試驗場川合技師指揮ニヨリ助手松本ヒデノ同勝山エイト共ニ織女六名機織準備ヲナス

九月二十五日籠服織殿工事竣工ニ付落成式並ニ織初式ヲ舉行ス

知事學務部長縣會議長議員其他參列者起工式當日ト同様式典壯嚴ニ行ハル式後縣ヨリノ紀念品盃(土白燒)ノ配布崇敬會ヨリノ酒肴饗應アリ餘興トシテ山瀨町青年團世話ニ依ル餅投七組夜間ハ仕掛煙火等アリ

十月二十三日機織終了式ヲ舉行ス

縣ヨリ川久保學務部長其他參列式次前同様式後關係者紀念撮影ヲナス沿道ニハ敬意ヲ表スル爲メ國旗ヲ掲揚シ在郷軍人青年團小學校職員生徒其他町民堵列ヲナシ家台獅子舞等沿道ヲ山瀨驛迄奉送ス午後二時九分出發奉送者學務部長奉仕者川島警察署長山瀨町長木屋平村長崇敬會會員織女助手

午後三時三十四分徳島驛着縣廳ニ向フ沿道ハ車馬通行止メニテ市民有志各學校職員生徒堵列奉迎裡ニ縣廳着二十四日縣廳ニ於テ一般ノ縦覽ニ供ス

二十四日夜出發前同様沿道奉送者アリ知事内務部長其他縣官織女ハ小松島迄奉送午後十時出帆二十五日午前三時

神戸上陸午前十時京都驛着烏丸通りヲ徒歩ニテ同十一時大宮御所着調度部長へ納入京都迄奉送者左記ノ通り

學務部長 川久保常次郎 奉仕者 三木宗次郎 山瀬町長 重本 榮助

木屋平村長 天田 信一 縣 屬 坂崎小傳次 機械助手 松本ヒデノ

白 丁 宮島 進一 木屋平村三名

山瀬町青年團ハ天日鷲神社境内及附近ニ清淨其他事業中勞力ニヨル援助ヲナセリ

昭和四年一月二十二日忌部崇敬會ヨリ左ノ紀念品ヲ贈呈ス

置時計	壹個	助 手	松本ヒデノ
鏡 台	壹個	織 女	妹尾富美子
同		鹽田ヨシエ	
同		西川朝香	
同		松田若子	
同		桑原君江	
同		安部八重子	

昭和四年二月二十二日左記ノ通り酒肴料傳達式ヲ行フ

金五拾圓	山瀬町長	金參拾圓	忌部崇敬會
金參拾圓	山瀬町在郷軍人分會	金貳拾圓	山瀬町青年團
金拾圓	神職 松田 城良	金拾圓	麻生美彌千代
金拾圓	織女 妹尾富美子	金拾圓	鹽田ヨシエ
金拾圓	同 松田 君子	金拾圓	同 西川 朝香
金拾圓	同 桑原キミエ	金拾圓	同 安部八重子

(追記)

從五位勳三等功五級 陸軍歩兵中佐 池 上 德 平

大字山崎字岩戸五番地池上類太三男ニシテ明治十二年正月二日生小學校卒業後徳島縣立脇町中學校卒業明治三十四年十二月一日士官候補生トシテ高知歩兵第四十四聯隊ニ入隊翌年十二月東京陸軍士官學校へ入校同三十六年十二月卒業歸隊見習士官ヲ命セラレ同三十七年三月十八日少尉ニ任セラレ同年五月七日同聯隊第四中隊小隊長トシテ日露戰役ノ爲メ出征同年六月七日聯隊旗手ヲ命セラレ六月二十六日乱泥橋附近ノ戰闘ヲ初メトシ旅順要塞ニ迫リ東雞冠山北砲台及望台附近ニ於テ第一回總攻撃ニ參加續テ第二第三回ノ總攻撃ニ加リ明治三十八年一月二日旅順開城後鴨江軍ニ編入サレ一月二十日旅順出發北進シ馬群丹戰闘ヨリ奉天戰ニ參加講和ニ依リ凱旋三十八年六月月中尉ニ任セラレ歩兵第十旅團副官トナリ三十九年四月一日日露戰役ノ功ニ依リ功五級金鷄章ヲ賜ヒ勳六等ニ叙シ單光旭日章ヲ授ケラレ七月二十六日大尉ニ任セラレ歩兵第四十四聯隊中隊長ニ補セラレ滿洲獨立守備隊、歩兵第四十四聯隊附ヲ經テ大正九年八月十日少佐ニ任セラレ西比利亞ニ出兵朝鮮大邱歩兵第八十聯隊大隊長歩兵第四十旅團副官ヲ經テ大正十三年八月二十日歩兵中佐ニ任セラレ歩兵第四十九聯隊附ヲ經テ歩兵第四十三聯隊附トシテ徳島ニ來任次テ昭和五年三月七日歩兵大佐ニ進級同時ニ新瀉縣新發田聯隊區司令官ニ昇進セラレ目下現職服役中

佛國理學博士 今 津 明

大字山崎字忌部二四六番地花崎彦平ノ二男ニシテ明治十七年十月十三日生小學校卒業後縣立脇町中學校ヲ經テ明治三十八年山口高等學校ヲ首席デ卒業直チニ京大理學科ニ進ミ同四十一年理學士トナリ同年山口縣三田尻ノ今津家ノ養子トナリ更ニ大學ニ留マリ四十四年ニ化學科ヲ卒ヘ農商務省工業試驗場技師トナリ月餘ニシテフランスへ出張ヲ命セラレ歸朝後再ビ同國へ留學此時即西歷千九百十四年グノーブル大學ニ論文ヲ提出學界ニ貢獻アリト認メラレマンシヨン、トレノラブル賞ヲ授與サル、ト同時ニドクター、エス、シアンズノ學位ヲ授ケラレ歸朝後朝鮮總督府中央試驗場技師ヲ奉職在職中化學上ノ發明ニヨリ政府ヨリ賞金授ケラレタル事前後二回大正七年官界ヲ去ルト同時ニ山形縣ニ於テ石炭乾餾ニ手ヲ染メ又染料藥品コークスノ製造ヲ思イ立獨立經營ヲ開始シ一

時ハ數十萬圓ノ財ヲナシタガ大正九年財界ノ反動デ閉所ノ止ムナキニ至ツタ大正十二年來阪シ今津化學研究所ヲ起シ各種化粧品製造ニ當タガ此前後カラ完全ナル殺虫劑ノ研究苦心ノ結果遂ニ完全ナル現今津蠅取粉ノ發明ヲナシ專賣特許權ヲ得テ盛ニ國外迄モ販賣開始シ日本製劑界ノ殊勳者トシテ認メラレタリ

辯護士 伊勢 勝藏

大宇山崎伊勢啓太郎ノ次男ニシテ明治十八年十月ヲ以テ生ル十一歳ノ時家運ノ傾ケルヲ慨キ自ラ進テ大阪ニ出テ商賣ニ一介ノ丁稚トナル十七歳大阪三十四銀行本店ニ勤務シ京都支店台湾支店等ニ歷任シ其間大阪商工學校京都相愛學校明進學館台灣殖民行政學校等ニ學フ明治三十九年三十四銀行ヲ辭シ大谷伯爵家ノ馨香館ニ入り連技ノ學友トナリ京都法政大學ニ入學ス明治四十一年優秀ナル成績ヲ以テ卒業後テ上京政治經濟雜誌「新公論」其他ニ執筆傍ラ研學中肺患ニ冒サレ病魔ト闘フ事數年遂ニ奇蹟的ニ全快ヲ得辯護士試驗ニ應シ大正四年受験者千數百人登第者五十余名中第二席ヲ以テ合格直チニ獨力神田區小川町ニ開業ス震災後住宅ヲ市外井萩町上井草ニ設ケ事務所ヲ丸之内昭和ビルヂング五階ニ移シ現在ニ至ル第一東京辯護士會小議員辨理會常議員日本辨理士協會評議員等ニ歷任シ現在帝國辯護會理事破産管財人商工省官選清算人タリ

醫學博士 寺 逸 人

大宇瀨詰寺内美馬八長男ニシテ明治二十六年五月十四日生山瀨村立小學校卒業明治四十五年三月德島縣立脇町中學校卒業大正五年七月第八高等學校卒業大正九年七月京都帝國大學醫學部卒業後大正十年九月迄京都帝國大學附屬醫院外科教室勤務其後大正十二年一月迄香川縣高松市松島町倉敷紡績高松病院外科勤務同年二月ヨリ昭和二年一月迄京都帝國大學大學院ニ入り病理學並ニ整形外科學教室ニテ研究昭和二年三月醫學博士ノ學位ヲ授與セラレ昭和二年一月ヨリ七月迄神戸市山手六丁目吉田病院外科ニ勤務昭和二年八月ヨリ高知市帶屋町高知病院外科部長トシテ勤務シアリ二男雪男ハ京都帝國大學醫學部卒業後同大學副手ヨリ引續現在ハ教授トシテ在勤三男春夫ハ京都府立醫科大學卒業後同大學附屬病院ニ副手トシテ在勤四男等ハ高知高等學校二學年在學中ニシテ一家稀ニ見ル秀才揃ヒニテ前途有爲ノ人物タリ

第壹附錄

時ハ數十萬圓ノ財ヲナシタガ大正九年財界ノ反動ヲ因所ノ止ムナキニ至ツタ大正十二年來阪シ今津化學研究所ヲ起シ各種化粧品製造ニ當タガ此前後カラ完全ナキ農虫劑ノ研究苦心ノ結果遂ニ完全ナキ現今津蠶取粉ノ發明ヲナシ專賣特許ヲ得テ感ニ國外迄モ販賣開始シ日本製劑界ノ殊勲者トシテ認メラレタリ

辯護士 伊 勢 勝 哉

大宇山崎伊勢勝太郎ノ次男ニシテ明治十八年十月ヲ以テ生ルキ十一歳ノ時家運ノ傾ケキ自ラ進ミ大阪ニ出テ商賣ニ一弁ノ士權トナセ十七歳大阪三十四銀行本店ニ勤務シ京都支店台灣支店等ニ歷任シ其間大阪商工學校京都相愛學校明治學院省立補民行政學校等ニ學ブ明治三十九年三十四銀行ヲ辭シ大谷信博家ノ養子ニ入リ進技ノ學友トナリ京都法政大學ニ入學シ明治四十一年優等ナキ成績ヲ以テ卒業後ナリ東京政治經濟學部ニ入リ進技ノ學傍ノ研究中患ニ腎サレ病廢トシテ事數年遂ニ奇蹟的ニ全快ヲ得辯護士試驗ニ應シ大正四年受驗者千數百人ノ中者五十余名中第二席ヲ以テ合格直チニ獨力神戸區小田町ニ開業シ其後住宅ヲ市外井原町ニ移シ一設キ事務所ヲ九之内昭和ビルディング五階ニ移シ現在ニ至ル第一東京辯護士會小議員兼理會常議員日本辯護士協會評議員等ニ歷任シ現在帝國辯護會理事破産管財人商工省官選評算人ナリ

醫學博士 寺 内 逸 人

大宇瀨田寺内美馬八長男ニシテ明治二十六年五月十四日生山瀨村立小學校卒業明治四十五年三月德島縣立昭明中學學校卒業大正五年七月第八高等學校卒業大正九年七月京都帝國大學醫學部卒業後大正十年九月京都帝國大學附屬醫院外科教室勤務其後大正十二年一月迄香川縣高松市松島町合敷紡績高松病院外科勤務同年二月ヨリ昭和二年一月迄京都帝國大學大學院ニ入り病理學並ニ整形外科學教室ニテ研究昭和二年三月醫學博士ノ學位ヲ授與セラレ昭和二年一月ヨリ七月迄神戸市山手六丁目吉田病院外科ニ勤務昭和二年八月ヨリ高知市帶屋町高知病院外科部長トシテ勤務シアリ二男雪男ハ京都帝國大學醫學部卒業後同大學副手ヨリ引退現在ハ教授トシテ在職三男春夫ハ京都府立醫科大學卒業後同大學附屬病院ニ副手トシテ在勤四男等ハ高知高等學校二學年在學中ニシテ一家稀ニ見ル秀才揃ニテ前途有爲ノ人物ナリ

第 壹 附 錄

忌部神社履歷

皇國ハ神國ナリ神ヲ以國體ノ其祖トス故ニ神ヲ敬セスンハ有ル可カラス然ルニ敬神ノ道亡却シ往古ヨリ鎮座殊ニ由緒有ル式内ノ大社ヲ恣ニ變遷シ是カ爲ニ其所ノ萬民憤怒ヲ發シ欺詐ニ及フニ至ル有リ是完ク貪姦ノ輩賄賂ニ汚レ又ハ私情ヲ狹ミ賢明ノ長官郷輔ヲ欺キシヨリ渾テ起リシ事ナリ素ヨリ清要ノ賢官ノ肺肝ヨリ出シ所置暴虐ニ在ラス鄭ノ子産ノ爲ニ欺カレタリ左スレハ欺カルトモ司宮局長ノ過ニ有ラス憎可ハ姦吏ノ辜ナリ因テ其欺キシ神社ノ一二ヲ舉ルニ武藏國一ノ宮水川神社出羽國大物忌部神社下野國宇都宮神社尤其内ニモ暴虐甚シキハ阿波國舊麻植郡忌部郷内山吉良御所平ニ神代ヨリ鎮座四國一ノ宮忌部神社ナリ此忌部神社ニ於テハ舊幕府政務中阿波國ノ領主蜂須賀家エ忌部ノ所在屢尋之レ有リト雖判然ト忌部ノ本社顯スニ於テハ忌部郷内山忌部神社ノ境内三里四方ノ地所往古ノ如ク神領ニ復ス可キヲ厭ヒ夫レ故蜂須賀家中ハ對舊幕府唯曖昧ノ答而已致シ之レ有リ然ル所御一新ノ際教部省ヨリ大澤清臣清水重華ノ兩人ヲ以小杉楳郷同道ニテ麻植郡川田村ノ住人原田小次郎宅迄來リ忌部本社ノ所在搜索有リ然ル所舊麻植郡忌部郷吉良御所平ニ連綿ト神代ヨリ鎮座ノ忌部本社ノ有ル所エハ往スシテ實地明細ノ調モナク其後聊々本社ノ由緒之レ無キ山崎村ヘ忌部神社御造營ニ相成候ニ附忌部郷數千戸ノ者共憤歎ノ餘リ衆人舉テ前顯ノ如ク姦吏ノ依怙偏執ヨリ獺猖垂戾ノ所置有ルヲ巍々堂々タル忌部本社ノ古跡茲ニ永祿四年上棟吉良御所平ニ鎮座忌部本社棟札ノ明徴ヲ以湛然ト虛實分明ノ審斷ヲ教部省エ可及直願旨忌部郷ノ者共衆議一決ニ附是レヲ傍觀スルニ忍ヒス明治九子歲秋前顯ノ廉欵教部太輔穴戸璣殿ニ注意ス時ニ穴戸公愕然タリ因テ公ニ問テ曰諺ニ縮言汗ノ如シト出リ就テハ最早今般山崎村エ忌部神社御造營ハ搜索届カスシテ過チナリト雖一端御造營成リ候上ハ政府ノ御欠典ト相成リ候トモ政府ニ於テハ其過チヲ改ムル事能ハス忌部郷吉良御所平ニ四國一ノ宮忌部本社ノ明瞭ナル確證巨多有リト雖從前ノ如吉良御所平エ忌部本社御造營再建スル事ハ相成申不哉公ノ曰ク今ハ往古ニ異リ一ト度ヒ布告ニ相成リ候共都合ニヨリ又ハ僉議ノ次第之レ有リ其廉取消廢事有リ依テ此度吉良御所平エ忌部本社再建願ノ儀ハ越訴ニ成ラサル様

縣廳ノ副翰ヲ申度順序ヲ經テ可願出左候得ハ速ニ取調ヘ致サセ可申旨指揮之レ有ルニ附其連ヒ忌部郷ニ及諭達諸民憤歎ノ思ヲ和ケ直訴ノ決議ヲ解散シ鎮靜ヲ取計ラヒ候又其節水祿四年忌部郷吉良御所平四國一ノ宮忌部本社造營ノ棟札東京エ忌部神社舊神職村雲清見持參リ候ニ付則右棟札教部太輔穴戸璣殿始メ其外勅奏ノ官員數名エ入一覽置候然ル所教部省ヨリ上杉要ト云姓名ニテ阿波國徳島ノ住人守住貫魚エ忌部本社ノ棟札教育ヨリ御用ニ付右棟札守住貫魚カ方迄差シ出シ可申旨吉良御所平エ申越シ候趣其委細渾テ東京エ申來リ候得共棟札ハ兼テ前顯ノ懸リ教部太輔穴戸璣始メ要路ノ官員數名エ觀覽置候所忌部本社ノ棟札教部省ヨリ御用ノ儀御所平エ何ノ御沙汰モ無ク忌部本社ニ聊關係ナキ守住貫魚エ御布達ハ何共難相心得候ニ付其節教部省ハ等出仕堀秀之宅エ至リ上杉要ノ儀相尋候所右棟札ハ過日最早一覽致シ候事故別段ニナキ趣キ返答ニ付又穴戸璣殿ノ邸ニ往キ則璣殿ニ面會ヲ遂ケ前顯ノ庶歎相尋候所右棟札ハ過日最早一覽致シ候事故別段ニ右様ノ儀教部省ヨリ阿波國エ申遣シ候事ハ決シテ之レ無ク又上杉要ト申人ハ教部省局中ノ官員ニハ一切之レ無ク殊ニ上杉要ト申姓名ノ人ハ是レマテ聞及候事モ之レ無趣返答有リ就テハ此永祿四年上棟四國一ノ宮忌部本社ノ棟札若シ忌部郷ノ者ニ東京エ持參致サレ教部省エ差シ出サレ候テハ右棟札ニ記載有ル地名ケタト有ルケカト補筆致シ之レ有ル杯ト教部太輔穴戸璣殿ヲ始要路ノ官員ヲ相欺キ候旨趣ハ素ヨリ聊カモ忌部本社ノ由緒殊ニ大社ノ有リシ跡形ナキ山崎村ニ忌部本社之レ有杯ト申立シ姦計等ノ企巧露顯致ス可キヲ恐縮シ夫レ故忌部本社ノ棟札ヲ竊ニ奪右棟札ニ記載有ル所ノ村名ヲ補筆ニテモスル所存カ又ハ文字ヲ摺消スカ何ツレ惡策ヲ設ケシ事ナル可シ然ル所以ノ永祿四年上棟御所平忌部本社ノ棟札疾ク東京エ忌部郷ヨリ村雲清見ニ托シ齋來リ有ルヲ知ラスシテ教部省ヨリ御用杯ト名義ヲ偽リ暴道ノ所置致シ候儀ニ之レ有リ候是等却テ東京ニモ山崎村忌部ニ關係致シ奉欺天朝惡賊ノ輩黨巨多之レ有ルニ附右等ノ者共ヨリ阿波國同志ノ者エ竊ニ内通ニ及セ前顯ノ所置言語同斷實以憎ム可キノ次第ニ候此外忌部郷吉良御所平忌部本社ノ庶歎ニ附テハ是迄政府ノ相偽リ候小杉楳郵ノ毒策等ハ枚擧スルニ違有ラス因テ此ノ上ノ虛實ハ賢明ノ官員ヲ以テ阿波國エ往キ衆人ノ評説ヲ聞又實地ヲ檢査スルニ如カサルヘシ

忌部神社御再建願ニ附前島密殿ニ應接

阿波國舊麻殖郡忌部郷吉良御所平ニ如從前忌部本社御再建ノ儀戸長與書連印ニテ忌部郷諸氏一統ノ願書並ニ高知縣廳ノ御副翰ヲ以忌部本社ノ確證類取揃内務省ニ奉願候ニ附テハ一應内務郷大久保利通殿ニ從前ノ委曲又今般聊忌部本社ノ山緒モ之無ク素ヨリ確證モ無キ山崎村エ忌部神社御造營成リ候次第柄等明細ニ可致演話ノ所利通殿ハ西南ノ戰地エ出張ニ附利通殿御留主中ハ内務少輔前島密殿代理ノ事故深川清住町ノ第一ノ明徵永祿四年上棟ノ棟札並ニ書物類密殿ニ入一覽候所如何ニモ慥カナル物ト見受殊ニ旨趣稱能々相知レ候ニ附再建願書早々差シ出シ可申左候得ハ其懸リノ者エ申附取調致サセ可申旨被申聞候ニ附明治十年六月廿二日進達ノ願書左ノ通り

奉願書

式内忌部神社ノ儀往古ヨリ阿波國舊麻殖郡内山吉良御所平ニ御鎮座ノ天正年間長曾我部元親ノ爲兵燹ニ罹リ無程蜂須賀家入國ニ相成候ニ付舊神宮ヨリ再建願出候處若シ再建爲致候テハ忌部郷一圓神領ニ復ス可キニヨリ終ニ許容無之其後幕府ヨリモ忌部ノ所在取調可申旨屢蜂須賀家エ達シ有之候得共唯曖昧之答聞己ニテ打過候折柄寶曆四年忌部神社村雲左近重テ忌部神社本宮タル確證ト可相成神寶ヲ以再建及出願候所竊ニ信仰可致旨於蜂須賀家ニ被申渡候依テ吉良御所平エ本社ヲ造營シ島居ニ大同年中空海執筆ノ額ヲ懸ケ候所近國ハ素ヨリ至遠國迄モ尊敬一方ナラス參詣人夥數入込候ニ附蜂須賀家ヨリ村雲左近並ニ倅伊織共忽チ捕縛シ兼テ竊ニ致信仰旨申聞置候所神寶ヲ飾リ又ハ空海執筆ノ額ヲ島居ニ懸ケ判然ト忌部ノ名義ヲ顯シ候條不届ノ段被申渡入獄ノ上阿波淡路兩國構父子共追放申附其節忌部ノ神寶並ニ確證ト可相成又島居ニ懸ケ候額面等ハ吉野川ニ持出シ島居共ニ打碎キ捨候儀ニ御座候其後吉良貞光ハ素ヨリ忌部郷ノ里正等エ京都又ハ江戸杯ノ者入込之全然忌部ノ儀相尋候共判然ト明白ニ相答候テハ其方共ノ爲筋ニ不相成旨被渡申候封建ノ暴政實以言語ニ絶シ候事ニ御座候爾來空ク打過候明治七年中教部省官員大澤清臣殿清水重華殿小杉楳郵殿川田村エ御出張ニテ忌部神社舊記等指シ出シ可申旨御達ニ付舊神宮村雲義直西端山村長谷庄内兩人ヨリ忌部舊跡書綴リ指上候得共何等ノ御取糺シモ無之如何故ニヤ其後山

崎村ニ忌部神社御造營ノ宣下相成忌部郷ノ人民舉ケ疑惑ヲ生シ遺憾難堪懺歎罷在候就テハ忌部郷有志中惣代トシテ私共上京仕御省ニ奉願候間何卒持參仕候確證夫々上覽被下且又繪圖面ニ記載有之候舊跡ノ儀ハ實地御糺シノ上内山忌部郷吉良御所平ニ如從前忌部本宮再建被仰附候様奉願上候

以上

明治十年六月廿二日

四

- 高知縣下阿波國第六大區五小區
- 忌部郷人民惣代
- 村 雲 義 直 ④
- 同 忌部郷西端山
- 谷 幾 三 郎 ④
- 東京府下第五大區四小區神田五軒町
- 三拾番地住居
- 静岡縣士族
- 折 目 榮 ④

内務卿

大久保利通殿

前書之通上願ニ附奥書仕候也

高知縣下阿波國第六大區五小區
一等戸長

- 折 目 義 太 郎 ④
- 同 二等副戸長
- 谷 庄 内 ④
- 同 一等副戸長
- 谷 仲 太 郎 ④
- 同 一等副戸長
- 和 田 仲 藏 ④
- 同 一等副戸長
- 武 田 浦 三 郎 ④
- 同 一等副戸長
- 南 長 芳 ④
- 同 一等副戸長
- 大 西 與 市 ④

右願書明治十年六月二十二日内務省社寺局ニ差シ出シ候所此願書進達ノ儀ハ相扣エ建白書ニ致シ上進可仕候様被仰聞候ニ附前顯ノ願書致進達候テハ社寺局ニ於テ何ニカ不都合モ之レ有ル様見受候得共社寺局ニ答此ノ度忌部郷吉良御所平ニ如從前忌部本宮再建願ノ儀ハ惣代ノ者共ノ隨意ニハ難出來兼テ願書中ニ之レ有ル通り忌部本宮御取調ヘノ儀ニ附テハ屢粗漏ノ御所置之レ有リ候ニ附忌部ノ諸氏憤歎ノ餘リ運テ申合セテ戸長ノ連印並ニ高知縣廳ノ副迄モ申受至急致進達候事故此度ノ願書ヲ變替シ建白ニ致ス杯ト申事ハ一切難出來旨申述候處右様ノ儀ニ候得ハ願書ハ往復課ニ差シ出可申様被仰聞候ニ附再々往復課ニ申入則長谷川道昌殿ニ忌部本宮再建願書並ニ高知縣廳ノ副翰忌部本社ノ判然タル確證類運テ相渡シ候也

五

右願書進達後一年ヲ過候得共何ノ御沙汰モ之レナクニ附追願書左之通

奉 追 願 書

明治十丁丑六月廿二日阿波國舊麻植郡忌部郷内山吉良御所平エ忌部本宮再建願書並ニ高知縣廳ノ御副翰内へ證書類長谷川道昌殿御受取相成候處今以テ何ノ御沙汰モ無之如何ノ儀ニ御座候哉確證類夫々取揃差シ上候懸リニ御座候間何卒至急御取調ノ上早々再建ノ御指令頂戴被仰付候様奉願候

以 上

阿波國舊麻植郡忌部郷總代

靜岡縣士族

折 目 榮

明治十一年六月三日

内 務 卿

伊 藤 博 文 殿

右願書内務省往復課エ差シ出シ候處忌部本宮再建願書ハ素ヨリ證書類等モ往復課ニ於テ一切受取候之レ無ク殊ニ受候得ハ日々ノ記録ニ書載之レ有然ル所忌部本宮再建願書受候儀ハ記録ニ相見エ不申又長谷川道昌殿ニ於テモ受取候覺エハ之レ無クニ附此歎願書受取難旨被申渡則願書ハ返却ニ相成候既ニ此願書内務省ニ於テ長谷川道昌殿ニ相渡候節ハ柏尾嘉平次同席ニテ相渡シ健ナル證人モ之レ有リ候然ル處右様ノ虛誦ヲ唱へ獵猖垂戻ノ所置ハ内務省ノ御名義ニハ相懸リ申間敷哉實以テ人面獸心ノ豎賊ト云ヘシ知所ノ賊吏之レ有ルニ附不明儀ノ事而已多ク之レ有ル故渾テノ事實貫徹致サ、ルハ當然ノ事ナリ尤内務省ニ於テハ右様ノ賊吏而已ナラス賢明ノ官員モ居多之レ有ルニ附暴道ノ所置ハ有間敷答ノ所殊ニ御一新後開化日進英傑以撰舉奉職ノ折柄於テ内務省前顯ノ粗暴有償實以テ歎息スルニ堪タリ

高知縣令渡邊國武殿出京ニ附内務省ニ於テ粗暴ノ所置相話候所其旨明細ニ相認メ願書差シ出シ可申左候得ハ内務省取調

可申旨指揮有之ニ附願文左ノ通り

明治十年六月廿二日阿波國舊麻植郡吉良御所平エ如從前忌部神社本宮再建願書並縣廳ノ御副翰外ニ忌部本宮ノ證書類内務省社寺局ニ差シ出シ候處右願書建白書ニ變替致シ吳候様御申聞ニ候得共素ヨリ願書ハ忌部郷諸氏一統ノ願書ニテ殊ニ縣廳ノ御副翰迄モ致頂戴大久保内務卿エ致懇願候事故惣代ノ者只ノ一存ニテ願書差シ扣へ建白ニ致シ候儀ハ決シテ難相成旨相答候然ル處左候得ハ願書副翰證書類ハ往復課ニ差シ出シ可申様御差圖ニ附則於往復課長谷川道昌殿御受取ニ相成候後當年六月迄壹ケ年モ過候得共何沙汰モ無之ニ附最早差シ上置候證書類並吉良御所平忌部本宮ノ古跡等御取調ニ相成事實相違無之明瞭ノ儀御見認メニ候得ハ早々忌部郷吉良御所平エ忌部本宮御再建ノ御指令頂戴仕度旨内務卿伊藤博文殿エ願書致進達候所前顯ノ願書御副並證書類往復課ニテ受取候儀一切無之ニ付此願書内務卿御手元エ差シ出シ候儀難相成趣被仰聞則願書差シ戻シニ相成候尤前顯ノ願書致進達候節此度山崎村忌部神社修復願出候折柄ニ附彌吉良御所平忌部本社ニ相居リ候事ニ候得ハ山崎村忌部修復モ御失費ニ附吉良並山崎村双方ノ是非相決候迄山崎村忌部神社御修復金御下ケ渡シモ御見合セニ相成候趣被仰聞候然所内務省ニ於テ如前顯粗暴ノ御所置何共難相心得存居申折柄同國麻植郡山崎村エ忌部神社御造營金御下ケ渡シニ相成候趣就テハ忌部郷ノ者共ノ願ハ渾テ御信用ノ儀ト奉存候間此上ハ私共忌部郷ノ者共ノ願ハ□候得ハ最早此儘一日モ難捨置旨趣ニ御座候ニ附右之段内務卿伊藤博文殿エ被仰上一應御明瞭ノ御調奉願度併彌忌部郷ノ者共ノ願書證書類殊ニ吉良御所平忌部本宮古跡御取調モ無之候テ此度忌部郷諸氏ノ懇願非ナリト御決議ニ相成候得ハ願書並證書類早々御下渡被仰附候様仕度尤私共ヨリ内務卿伊藤博文殿エ進達之書面ハ如前顯於往復課差シ支貫徹不仕候事故不得止此段奉願上候

以 上

阿波國舊麻植郡忌部郷諸民惣代

靜岡縣士族

折 目 榮

七

明治十一年十一月卅日

高知縣令

渡邊國武殿

(朱書)

書面之趣主務省ニ及照會候所受理相成候ニ相違無之候否會議中ニ附追テ何分之指令有之候條依而此段可相心得候事

高知縣令

渡邊國武

高知縣令渡邊國武印

高知縣令渡邊國武殿ニ奉願明治十年六月廿二日吉良御所平ニ忌部本宮御再建願書之儀内務省御取調被下候處受理相成候段無相違旨被仰聞候ニ附追願書左之通

奉願書

明治十年六月十二日内務卿大久保利通殿ニ阿波國舊麻植郡忌部郷吉良御所平ニ如從前忌部本宮御再建奉願候其節忌部郷諸氏ノ願書竝高知縣副翰外ニ證書類往復課ニ差出シ長谷川道昌殿御落掌ニ相成候然處其後何ノ御沙汰モ無之ニ附當年六月三日内務卿伊藤博文殿迄再度ノ願書致進達候處前顯之願書高知縣副翰忌部本宮證書類昨年六月廿二日於往復課受取儀無之被仰聞候付此度其趣相認ニ高知縣令渡邊國武殿迄願書進達致シ候ニ附内務省御取調被下候然所渡邊國武殿ニハ忌部ノ書類往復課ニテ御受理ニ相成候趣御答ノ由ニハ候得共當年六月私共ニハ忌部ノ書類一切御受取ニ相成不申趣被仰聞置又此度渡邊國武殿ニハ往復課ニテ御受理ニ相成候趣御答ニ相成候段前後不揃ノ御答ハ如何ノ御旨趣ニ御座候哉内務省ニ於テ右様ノ御不都合ノ御所置ハ何共難相心得儀ニ御座候就テハ渡邊國武殿御歸縣ニ相成候共將來於往復課右様御不明儀ノ御所置無之様奉願候因テ忌部本宮ノ證書類相副前顯ノ忌部郷吉良御所平ニ如從前忌部本社御再建ノ儀奉追願候間右證書夫々御取調ノ

上早々御再建ノ御指令奉懇願候尤右證書聊ニテモ御嫌疑ノ廉歎モ被爲在候得ハ此上ハ天正年中長曾我部元親ノ兵燹ニ罹リ候吉良御所平ニ有之所ノ忌部本社ノ古跡又山崎村ニ方今御造營ニ相成候忌部ノ社地兩所御檢査被下度左候得ハ双方何レカ眞ナル哉何レカ偽ナル哉虛實ハ忽チ顯然可仕候間此段奉願上候

阿波國舊麻植郡忌部郷諸氏惣代

靜岡縣士族

折目 榮印

明治十一年十二月六日

内務卿

伊藤博文殿

右願書致進達候所又々往復課ニテ昨年忌部願書受取候儀無之ニ附追願書可受取旨趣無之旨申募リ願書一切受取不申候ニ附高知縣令渡邊國武殿ヨリ被仰聞候儀モ有之ニ付長谷川道昌殿ニ致面會度旨申込レ候得共高知縣令ヨリ如何之儀申共而命難出來又追願書モ難受取趣斷然ト相斷リ候事故渾テ事實貫徹不致候ニ附前島密殿宅ニ罷出昨年六月御差圖通り忌部本宮御再建ノ願書内務省ニ致進達候所前顯ノ願書往復課ニテ受取不申杯ト被申夫レ故此度ノ追願書御受理無之御差シ返シニ相成候次第柄前島密殿ニ無遺漏相話候所渾テ承知ノ上早々内務省取調可申旨被申聞候

内務省御取調ノ儀ニ附内務少輔前島殿ニ呈啓候所返願左之通
御頼有之候忌部云々書類内務省受附掛ニテ受不如何可有之哉ト被存候次第ニテ未取調候ニ付何分御報難申進候明日ハ多分同省ニ出頭可致候間其節取調何等ノ次第ナルヤヲ報告可仕候右御復早々

十一月十日

前島密

九

折 目 榮 殿

内務省ヨリ達

静岡縣士族

折 目 榮

明十一日午前第十時出頭可有之候也

内 務 省

十二月十一日内務省エ致出頭候處前島密殿宅ニテ御同人受理ニ相成候追願書長谷川道昌殿應接ノ間エ持來忌部本宮再建願ノ儀ニ附先達而ヨリ手違ニテ不行届ノ段誤リ入候ニ付不問其儘

阿波國舊麻植郡忌部郷内山吉良御所平

忌部本社神寶

裏ニ神號有リ

一御 神 鏡

元享元年辛酉十一月二十三日
大檀那 北條相摸守平朝臣高時

一御 棟 札

一古 文 書

右之品ノ神寶ハ寶曆四甲戌歲蜂須賀家エ取上ケニ相成候

一額

空 海 筆

忌部大社ト書ス鳥居ノ大額ハ寶曆四年蜂須賀家ノ爲ニ燒捨テト成ル

阿波國舊麻植郡忌部郷内山吉良御所平ニ鎮座四國一ノ宮

忌部本社永祿二年造營棟札寫

神 祇 唯 一

金輪聖皇玉躰安穩天長地久御願圓滿一天太平無爲

大檀那 北條助太郎

聖主天中天迦陵頻伽聲

殊者當社神祇威光自在佛法紹隆人法繁昌當所富貴

同 彌治郎

上棟天日鷲尊四國一宮四國鎮無爲 永祿 年辛酉十一月廿四日 忌部神主 本願兵太夫惣禰宜 大工丹治彌五郎 敬

神 道 管 領

哀愍衆生者我等今敬禮 衆人快樂三界諸天日時降臨耳雨普潤五穀成就龍王 惣檀那 合カ 衆名

鍛治兩人平長瀬太郎次郎白

棟 札 惣 長

五尺七寸一分

厚

三分弱或二分半

横 幅

四寸五分以下無異

阿波國舊麻植郡忌部郷内山吉良御所平ニ神代ヨリ鎮座四國一ノ宮天日鷲尊本社永祿四年辛酉年再建ノ棟札ニ地名ケタト有ルヲケカト補筆致シ之有ル杯ト致部太輔穴戸璣殿ヲ始メ清要ノ賢官ヲ欺キ終ニ聊カ忌部本社ノ山崎村エ明治七甲戌年忌部社御造營ニ附猶又永祿四年再建忌部本社ノ棟札ヲ山崎村ノ桁山エ引附山崎村忌部神社ノ棟札ニ僞リセント倭姦ノ者共是迄種々無量ノ惡計ヲ巧ミ終レハ政府ヲ奉欺候ニ附則永祿四年忌部本社ノ棟札明治九丙子歲賢明ノ官員數名エ入一覽候所此棟札ニ於テハ補筆杯致シ之レ有ル所ハ聊モ見エ不申如何ニモ古代ノ物ニテ疑モナキ慥成ル正シキ物ト見受候得共忌部郷吉良御所平ノ棟札ト申確證之レ有ル哉ノ旨御尋ニ附答此棟札吉良御所平忌部本社ノ棟札ニ無相違確證ト申ハ則棟札ニ書載之有ル大工ノ姓名モ忌部郷毛賀ニ鎮座兒宮御治二丙辰歲造營ノ棟札ニ書載有ル大工ト同名也殊ニ鍛治兩人平ケカ長瀬ト三ケ村ノ村名連テ書載有リ然ルニ鍛治ハ右三ケ村ノ内ノ者ニテハ之レ無ク朽谷ノ者ニテ殊ニ太良治良ハ同家ノ兄弟ナリ別戸ノ者ニアラス是完ク忌部大社ハ忌部郷ノ者ノ爲ニハ大氏神ノ事故此鍛治兩人ヲ平ケカ長瀬ノ三ケ村ヨリ忌部本社ノ普請造營中右神社エ寄附センモノ也因テ三ケ村ノ村名有リテ鍛治ノ名ハ兩人ナリ又當然ノ鍛治ヲ棟札ニ書載ルナリ忌部郷舊

諸社ノ棟札ニ比較シ候得ハ鍛冶兩人朽谷太郎二郎トカ又朽谷カジトカ書載ルナリ左候ヘハ此太郎二郎ハ同家ノ兄弟故村名ハ朽谷ノ一村ヲ書載ス可シ因テ平ケカ長瀬ノ三村ヲ書載ル旨趣ハ有ルマシク又忌部郷ニ鎮座ノ神社ニ往古ヨリ之有ル所ノ何レノ棟札ニ書載有大工鍛冶モ皆其忌部郷内山ノ者ニシテ他郡他國ノ者ニ書載シ棟札ハ一枚モナシ素ヨリ大工鍛冶ヲ幾百人雇ル共棟梁タル者ハ皆其所ノ者ニシテ他郡他國ノ大工鍛冶ヲ決テ棟梁トス可キ者ニアラス殊ニ又長宗我部泰元親ノ兵襲前迄ハ方今ヨリモ盛ナリ忌部郷故大工鍛冶ノ棟梁ヲ他郡他國ノ者ニ依頼スル謂ハレハ是又決テ無ク可シ若シ又此永祿四年再建吉良御所平忌部本社ノ棟札ヲ他郡他國ノ棟札ト稱説ヲ唱フルニ於テハ此本社ノ棟札ニ平ケカ長瀬ノ三ヶ村ヲ書載ル謂レハ決シテ無ル可シ又此兄弟兩人モ鍛冶朽谷太良二良ト一村ニ兩名ヲ書載ス可シ殊ニ此棟札ハ往古ヨリ忌部郷内山貞光ノ住人村田岡藏ト云舊家ノ内ニ吉良御所平忌部本社ノ棟札ト申傳エ代々所持致シ候事ハ忌部郷ノ者ハ申ニ及ハス世人モ皆能ク知ル所ナリ因テ聊モ疑ヲ容ル、所ナキ判然タル右棟札ヲ御所平忌部本社ノ棟札ニ在ラス杯ト粗暴ノ論ヲ唱フルニ於テハ此棟札何ゾレノ所ノ棟札ト見ナス可キ哉阿波ノ國中忌部ノ舊跡如何様搜索スルトモ此本社ノ棟札ニ於テハ吉良御所平ノ外ニ可納所ハ決シテ有間敷因テ虚實ハ左ニ寫有ル所ノ忌部郷内山ニ鎮座兒宮並白人宮等ノ神殿ニ往古ヨリ納有ル所ノ棟札ニ渾テ比較シテ知ル可キナリ

延喜式ニ忌部神社麻植郡ニ鎮座ト有リ又右ノ棟札ニ天日鷲尊四國一ノ宮ト有リ因テ聊カ疑フ可キ所ナキ吉良御所平忌部本社ノ棟札ナリ因テ吉良御所平ハ往古麻植郡ニテ有リシ事此棟札ニテモ判然タル確證也

忌部郷毛賀ニ鎮座兒宮棟札之寫

右意趣者 (朱書) 是ヨリ下文字減シテ難知 (朱書) 此三ノ字ノ下文字減ス

寶棟兒宮御寶殿奉造立 壽永三 二月六日

別者宮 (朱書) 是ヨリ下文字減シテ難讀

忌部郷ニ鎮座ノ舊神社ニ往古ヨリ有ル所ノ兒宮並白人宮兩社ノ棟札ニ書載有ル大工鍛冶ハ渾テ皆其神社ノ有ル村里ノ者ニシテ悉ク忌部郷ノ内ナリ因テ他郡又ハ外山ハ素ヨリ忌部郷内ノ村里ノ外他村他國ノ大工鍛冶ノ姓名ヲ書載シ棟札ハ一枚モナシ

兒宮明應五年造營棟札之寫

右意趣者金輪聖皇天長地久御願圓滿國土泰平殊者當村安穩

奉爲再興兒宮御寶殿 明應五年 歲次丙辰三月吉日 一結諸日越等各敬白

大工 タンチノ種弘
筆者 宇 惠
別者宮内繁昌信心一結諸日那寺息災延命一々大願悉他成就也 大工 ナカセカチ

此明應五年再興兒宮棟札ニ筆者宇惠ト書載有リ是則毛賀城主忌部大宮司麻植氏眞筆麻植郡ハ此麻植氏ノ姓ヨリ起リシ郡ナリ麻植又宇惠トモ兒宮弘治二年造營棟札ノ寫

右意趣者金輪聖天皇地久御願圓滿國土泰平殊者當村等安穩

奉棟上兒宮御寶殿

弘治二歲次丙辰十一月吉日 結且那等答

大工丹治種弘 本願 與助

大工長セカナ 同願人 收久

別者宮内繁昌信心之且那等息災延命一々大願悉地成就所如件

兒宮慶長六年造營棟札ノ寫

右意趣者金輪聖天皇地久御願圓滿國土泰平殊者當村等安穩

奉棟上兒宮御寶殿

慶長六歲次辛丑十一月吉日 結且那等各秀眞

貞光庄 左衛門

ナカサハラ 八郎

別者宮内繁昌信心之且那寺息災延命一之大願悉地成就所如件也

忌部郷穴吹山ニ鎮座天文二年再興棟札ノ寫此棟札ニ領家ト有リ是則忌部ノ領家ナリ千野ハ穴吹山ノ地名ナリ鍛冶ノ姓忌部ト有リ是ヲ見テモ穴吹村ノ忌部郷タル事判然タリ

歲次右意趣者金輪聖皇長地頭

大工 穴吹 藤原 秀吉
小工 藤原 之高

上棟奉再興白人大明神御社壹宇

天文二年八月十三日

神主等執筆權少都良勢

美已殊庄内安穩處繁昌心中諸願成就故也領家

鍛冶 千野 忌部 秀清

讃岐國象頭山金毘羅神社天正十一年造營長宗我部宮内少輔泰元親寄附棟札之寫

大檀那大梵天

特者土州長宗我部泰元親御武運長久

大工 仲原 全家

上棟金毘羅御寶殿造營所

天長地久御願圓滿

心中諸願決定成就庄内安穩諸人快樂天正十一未曆九月廿五日

、頁高翠氏

寺中堅固福貴自在人法繁昌如意成就處

少工 日向 圓藏

吉良御所平忌部本社ノ棟札ニ國所書載無シ杯ト僻説ヲ唱フル者之レ有ルニ附諸國大社ノ棟札取調候得共國所別段書載レハ無シ就テハ確證ノ爲右ニ書顯シ候讚岐國象頭山金毘羅本社長宗我部宮内少輔泰元親寄附ノ棟札ニモ國所書載シ金毘羅神社ハ日本國中所々ニ巨多有リ左候ヘハ此棟札モ國所書載ナキ故ニ象頭山金毘羅本社ノ棟札ニ在ラス杯ト僻論ヲ立ツル旨趣有ル可キ哉

奉納忌部神前三好山城守康永願書

忌部神社有者南海四國之中央其山不在高其名高於泰山蓋高山獨非得其名生靈神宮居之貴名也此地ノ神號鸞尊神代鎮座ノ舊社也高昇干天上而守帝國之不窮低降干地下而護萬姓之有道翱翔天地兩間而無所不至矣扶桑第一之靈德豈夫有空哉三里四方之境內禁末世不淨之醜徒而漫無許登山參詣之衆矣神係無垢之民人翻錦繡之袖於官途貴賤渴仰之信者拭隨喜之淚於寶庭常住不退大祭非他神之所及焉嗚呼夫偉哉蕩々々今魏々々吾亦何有異志乎深愛神社之慶典速議宮殿之再建今茲辛酉之季冬行新宮遷座之式於是參拜之群集悅復古文大奠共揚歡喜之聲其神洋洋乎如在於頂上皆受來格之恩早哀納吾丹心而成就於願望使威武暉于日城掌握天下之權柄普爲國家之安全者算日竣之祝禱之至稽首再拜敬白

源 康 長

永祿四年十二月

奉納 忌部 神前

右三好山城守康長奉納願書曰忌部神社者在南海四國之中央按地圖舊社地名御所平者實在四國之中央而今之社地山崎村則不然亦足以徵今之社地失其真矣因錄以質大方君子云爾

明治十一年七月

折 目 榮 識

忌部郷毛賀朽谷鍛冶系圖

忌部神社永祿四年造營ノ棟札ニ書載スル所ノ鍛冶兩人太良治良ト有ル其子孫方今ニ至ル迄連綿ト相續如左

姓 森 岡

太良(實子無シ家督ヲ弟次良ニ譲ル)

治良 治郎兵衛 源七 佐治兵衛 加左衛門 金治兵衛 八良右衛門 勝太 兼藏 嘉之太(他家相續) 源作(天明五乙巳歲同姓ヨリ養子)

宮助 左與吉 鶴藏(明十丁丑年鶴藏迄十五代ナリ)

太良ヨリ鶴藏迄十五代ノ間今以忌部毛賀ニ住ス又此者先祖累代ノ墓所判然ト朽谷ニ在

忌部郷由緒有ル地名並名所

- 御所平 天正年中長曾我部泰ノ元親ノ爲メ兵燹ニ罹リシ忌部大社有リシ跡ナリ
- 御魂所 忌部郷ノ山上ニ在リ
- 宮影 忌部大社ノ爲ニ日ヲ覆シ影ナル地故今以テ地名宮影ト御所平ニ在
- 樂ノ堂 忌部神社エ樂ヲ奏セン所ナリ今ニ地名ガクドフト云
- 前門 往古大門ノ有リシ跡ナリ今以テ前門ト云
- 幟立 大祭ノ節大幟ヲ立シ所ナリ今以此處ヲ幟立ト云
- 燈明地 忌部神社エ毎夜燈明ヲ奉リシ燈籠ノ有リシ跡ナリ今以此所燈明地ト云
- 登り道 木綿麻川ヨリ忌部大社迄八丁ノ登リ坂ヲ今以登り道ト云
- ハツカ門 忌部神社ノハツ足門ノ有リシ跡ナリ今以地名ハカ門ト云
- 實ナラズ藤 忌部大社ノ境内ニ往古ヨリ有ル由緒アル名樹ナリ花咲トモ實ナラズ此藤今以繁茂シ有リ
- 鈴ナリノ梅 忌部大社ノ社前ニ往古ヨリ有ル由緒アル梅ナリ
- 木綿麻川 忌部神社ノ下ヲ流ル、往古麻楮ヲ曝セシ川也
- 假家 忌部神社ノ假家ヲ建シ所ナリ今以テ地名ヲカリヤト云
- 産家谷 忌部神社ニ産穢ヲ恐レ遙ニ社地ヲ去リ社人來リテ産セン所ナリ今以此所ヲウブヤ谷ト云

麻 釜 往古麻ヲ蒸ス釜ノ有リシ跡ナリ今以此所ヲ麻釜ト云
 コフソ釜 往古コフソ釜ヲ蒸ス釜ノ有リシ跡ナリ今以此所ヲコフソ釜ト云
 日名祇ノ岩家 神代ニ天ノ日鷲ノ命住タマイシ岩屋ナリ
 麻ノ岩家 神代ニ巨多ノ麻ヲ入レン家屋ナリ
 木綿麻ノ谷 木綿川ノ川上ナリ往古麻楮ノ皮ヲ曝セシ所ナリ今以此所ノ地名ユフマダニト云
 的 射 場 社人來リ弓術ヲ稽古セシ所ナリ今以地名マトバト云
 弓 射 谷 社人來リテ遠矢ヲ射シ所ナリ今以地名弓イ谷ト云
 芋 取 谷 神人ノ古跡ナリ
 千田 神社 天ノ太玉ノ命ノ社ナリ忌部毛賀ニ在リ又麻桶ト唱フル古器社内ニ在リ
 兒 宮 壽永ヨリ慶長迄上棟ノ度毎ノ棟札社内ニ在リ
 太田 神社 忌部郷太田村ニ在リ
 忌部ノ神鏡 裏ニ忌部郷ノ境内ノ地圖ヲ鑄附又地圖ノ山ノ上ニ日ヲ鑄附木綿麻川ノ側ニ鳥井有リ其上ニ大鳥ヲ鑄附
 幣 立 石 神代ノ古跡ナリ
 七ツノ立石 神代ヨリ大石七ツ並ヘテ立有ルナリ忌部本社ノ有リシ境内ニ在何ニ用ヒシヤ未詳
 朝日ノ子塚 忌部郷貞光ノ庄ニ在リ
 夕日神子塚 忌部郷貞光ノ庄ニ在リ
 大 坊 忌部神社ノ別當寺十八坊ノ内大坊ノ有リシ跡ナリ此所地名今以大坊ト云

城 跡

天ノ日鷲ノ尊正統ノ子孫代々忌部神社ノ宮司麻植氏ヘ神代ヨリ此處ニ住也因テ麻植郡ハ此麻植氏ヨリ
 起レリ此麻植郡ヲ以郡ノ始ノトス麻植又宇惠トモ書日鷲命ヨリ麻植因幡守持光ニ至リ天正中長宗我部
 秦ノ元親ノ爲城ハ悉ク兵燹ニ罹ルト雖モ方今城跡ハ判然ト殘リ此所ノ地名城跡ト云
 麻植定光ノ墓 貞光ノ庄ニ在リ中古此所ニ堂ヲ建テ十王堂ト云
 寺町ノ跡 貞光ノ庄ニ在リ忌部神社別當寺ノ有リシ古跡ナリ
 淨福寺跡 忌部神社別當寺十八坊ノ内ナリ貞光ノ庄ニ在リ此寺ノ有リシ所今以淨福寺ト云
 定光寺跡 麻植氏菩提寺ナリ此寺長宗我部兵燹後故有テ一字ニ再建ス貞光ヨリ隔距離三里
 櫻ノ馬地 貞光ノ庄定光寺前ニ有リシ馬場ナリ幅五六間長七八十間馬場ノ形判然ト今ニ殘レリ尤櫻ハ切盡シ渾
 テ畑ト成
 雨ミサキ 此社木綿麻川ヲ隔テ左右ノ山麓ニ在リ
 笹加神社 往古ハ貞光山嶺ニ在リシチ中古貞光町ノ側ニ遷ス
 寺屋敷 往古諸宗旨ノ寺院ノ有リシ跡ナリ今以地名寺屋敷ト云
 忌部市 貞光町ニ在ル九日十九日廿九日一月ニ三度一年ニ三十六ケ度ノ大市ナリ往古ヨリ今ニ不絶有リ市ノ日
 ニハ晴雨ニ限ラズ近國ヨリ諸商賈人競來リ數千ノ人群集ス
 荒妙衣服 忌部郷ノ内一字 毛賀 長瀬 此外忌部郷山下ノ者ハ今ニ至ル迄往古荒妙ト唱エシ麻布ヲ(方今太布
 ト云)平生着シ居ルナリ尤此衣服袖ハ至テチイサク又丈ハ二尺八九寸袖ハ七八寸位ナリ如何ニモ古代
 ノ風俗ナリ荒妙ヲ着セシ人ヲ見レハ神代ノ人ハ斯ヤ有リシト覺ユルナリ
 禰宜屋敷 長宗我部秦ノ元親ノ爲兵燹ニ罹リシ忌部神社ノ禰宜ノ住シ屋敷跡ナリ
 機 屋 神代ニ機ヲ織リシ古跡ナリ

西 福 寺 忌部神社ノ別當十八坊ノ内ナリ大社ノ西ニ在リシ故西福寺ト云此寺今以残り有り

東 福 寺 忌部神社ノ別當寺十八坊ノ内ナリ大社ノ東ニ在リシ故東福寺ト云此寺今以残り有

釜 床 往古麻楮ヲ蒸セン釜ヲスエシ跡ナリ忌部郷ノ内釜床ト唱フル所々ニ在リ

塚 穴 神代ニ人ノ住ント云忌部郷所々ニ在

鍛 冶 屋 敷 往古忌部神社附屬ノ鍛冶ノ住シ屋敷ノ跡ナリ今以所ノ地名カジヤシキト云

神代ノ古跡 此名所神代ノ神作ナリ凡人ノ業トハ見エス

麻 畑 天ノ日鷲尊始テ麻ヲ植タモフ所ナリ吉良御所平ニ在今以此地名麻畑ト云

神 田 往古忌部神社ノ御供物ヲ作リシ所ナリ今以此所神田ト云

上 ノ 坊 忌部十八坊ノ内ナリ此寺山ノ上ニ在リシ故上ノ坊ト云今以地名判然ト殘レリ

下 ノ 坊 忌部十八坊ノ内ナリ此寺山ノ下ニ有リ故下ノ坊ト云今以地名判然ト殘レリ

圓 福 寺 跡 忌部十八坊ノ内ナリ此寺跡今以判然ト殘レリ

行 者 堂 往古役ノ行者ノ住シ所ナリ木綿麻川側大泉ト云所ニ今以古跡判然ト殘レリ

拜 村 忌部神社ヲ距離五十町ヲ隔テ頂上ニ拜スル故拜村ト云

此外忌部郷ノ確證トスヘキ名所古跡ハ不有違枚舉因テ大概略ス尤忌部三里四方ノ神領ハ神代ニ天ノ日鷲尊ノ開カセ玉フ

靈地ニシテ忌部大社ノ境内ナリ故ニ名所古跡モ巨多有リ又此忌部ニ限リ武家ノ盛ナリシ世ニモ武家ニ奪ハレシ事モ無シ

素ヨリ神代ヨリ天正年中迄他人ノ領地ト成リシ事更ニナキ此ノ忌部郷ハ實ニ尊キ靈地ナリ

土 佐 軍 記

重清之城主森下野守ハ大剛ノ兵ナレハ所々ノ城主元親ニ降參スルヨシ聞テ臆病至極ノ者共カナ敵寄タリ共何程ノ事カ有
ル可キト城ヲ三重ニコシラヘ楯籠ル敵寄セタラハ堀際ハエ引キ附射取ル可シト待カケタリ元親八千余騎ヲ二手ニワケテ押

寄間ヲトツテ掲ル城ヨリ鐵炮數數クウタセ色メク所ヲ切テ出散々ニ戰フ寄手追立ラレ本陣ニ引取ルカクテ日ヲ暮ラシ夜半
時分搦手ヨリ光富權之助江村孫左衛門組與力共責入りケレハ大手ヨリ元親團扇ヲ取テ急ニ責メヲトセト下知シ給フ城主下
野自身鎗取テ突テ出テ爰ヲセンドニ防ギケル程ニ寄手三度迄崩サルサレ共兵猛勢乘入りケレハ下野守今ハ是迄ナリト矢倉
ニ走り入テ腹十文字ニ切テ伏シタリ相隨フ者共モ思マニ敵ト差シチカエ討死ス寄手モ巨多ウタレケリ此儘ニテ先土佐引
取ラント仰ケル所ニ桑名彌治兵衛申ケルハ此意スカサス岩倉ノ城ヲ責給エ引カエシ給ハ、三好正安半國ヲ領主ナレハ此城
ヲ救ハル事疑ナシ左有テハ大敵ト成リナン岩倉ヲ責メ落シ正安一國一城ニナラハ降參スル事モ有ル可シ是非責メ給マエト
申ケレハ此儀左ト同シ給ヒ吉良左京進親貞ヲ先手ニテ押ヨセ責メラル、岩倉六兵衛モ剛ノ者ニテ籠城シテ三好エ加勢ヲ乞
ヒケレ共三好如何思ワレケン加勢モナケレハ七月ノ内ニ責メ落サレ六兵衛モ切腹シテ城落タリ此邊ノ城主青野麻植ナド人
質ヲ出シテ降參シケレハ城モ知行ニ相違無ク給ヒタリ此城堀櫓丈夫ニシテ桑名彌兵衛ノ大將ニテ三千余騎ノ籠メ置テ元親
土州エ引トリ給ワントスル所ニ三好此邊出陣ト聞エケレハ暫留シ給エ共沙汰ナケレハ又此城エ勢ヲ加テ都合三千六百余
騎ヲ籠メ置土州エ歸陣シタマヒケリ

如此土佐軍記又長元物語ニモ貞光城主忌部大宮司麻植因幡守持光長宗我部元親ニ降參ト有リ素ヨリ麻植因幡守ハ天日鷲
尊ヨリ天正年中迄連綿ト忌部郷貞光ノ庄ニ住居センナリ因テ貞光ノ庄ハ往古麻植部忌部郷ニテ有リシ事判然タリ

天文廿一年八月麻植部忌部郷内山ノ城主ニテ忌部神社大宮司麻植因幡守持光岩倉ノ城主三好山城守康長ト戰場ノ古跡
忌部郷元内山ニ在

軍 陣 城 軍
門 ノ 跡
戸 口
場 場

隠 谷
軍 師 討 死 ノ 墓
軍 ノ 久 保
遠 見
陣 ノ 丸
本 城 ノ 丸

此外忌部郷ノ確證トス可キ名所古跡ハ不有違枚舉因テ大抵略ス尤忌部郷三里四方ノ神領ハ神代ニ天ノ日鷲ノ尊ノ開カセ玉フ靈地ニシテ渾テ忌部大社ノ境内ナリ故ニ名所古跡モ巨多有リ又忌部郷ニ限り武家ノ盛ナリシ世ニモ武家ノ權威ニ奪レシ事モ無シ素ヨリ神代ヨリ天文年中迄國司始メ他人ノ領地ト成リシ事更ラニ無キ此忌部郷ハ實ニ尊キ靈地ナリ

應仁武鑑ニ細川右馬頭持賢居城阿波國麻殖郡城山(京都ヨリ三十一里)組阿波忌部莊三百町讚岐小豆島二百五十町壠飽島讃津中島七百町和泉岸和田千二百町合貳千四百五拾町

右應仁武鑑ヲ見テモ忌部大社ノ廣大ナルヲ知ル可シ素ヨリ山崎村西麻殖敷地抔ト三百町ノ神領ハ地所ハ有ル可キ所ハナカル可シ又麻殖郡麻塚南ニ當リテ神ノ山ト云有リ其下流レ有リテ其上ニ大ナル石有リ此流レヨリ四五間モ上ナルモ大石ニ大海ノ蹟アサヤカニ在是往古此邊大海ニテ有シ事明白ナリ左スレハ海中ニ忌部ノ莊有ル可キ謂レハ決シテ無ル可シ

帳 割 上 書

寛政元酉年

地方諸掛物割符得心連判帳

十一月

一六拾貳匁四分 右者極月宍料御年貢御取立御用ニ付御手代様御納屋越供節御迎罷下夫代
一七拾五匁 右者宍料御年貢銀御取立探立帳五人組宅ニテ仕立申シ附筆者雇賃壹組拾五匁宛
右帳割ノ内ニ記載之レ有宍料御年貢ノ庶疑往古ヨリ外穀物ノ御年貢ト違ヒ大ニ手重ク殊ニ蜂須賀氏天正年間阿波國領セラレシ以後ハ忌部郷ニ限り庄屋役ノ者ニハ蜂須賀家紋付タル提灯又高張等ヲ免シ殊ニ御用箱トヲ御用ノ二字ヲ記セシ箱壹荷携エル事ハ阿波全國ニ此類無シ宍料御年貢取立ノ儀ニ付テハ往古貞光ニ代官所ヲ設ケ蜂須賀蓬庵時々都テ嚴重ニ取扱シ事ハ世人ノ皆能知ル所ナリ

楮 山 峠 毛賀ト穴吹ノ境ニ在峠ナリ

麻 免 地 穴吹山ニ在リ往古忌部大社ハ素ヨリ其境内ニ攝社末社エ麻幣ヲ奉ル麻ヲ殖作リシ畑ナリ往古ヨリ近年迄モ無稅ナリ檢地帳ニハ七畝餘ト在リト雖方今村出シ二反餘ト成シ神職武田氏所有ノ地ナリ又武田氏ヲ世人其姓名ヲ云ズシテ幣元々ト云

宮 人 此宮人ト云ハ穴吹山ニ在此宮人ト唱フル者此地ニ往古ヨリ七十五軒有リシカニ軒滅家トナリ方今七十三軒有リ此七十三軒ノ人ヲ世人ミヤウドト云宮人ト云事ナリ

忌部ノ飭馬 忌部社大祭之節馬ヲ美シク飭リ忌部神社ニ奉リシ故其村郷ヲ美馬郡ト號ス此馬忌部神社大祭ノ前日ニ疋宛組マセ奔ラシ遲速ノ勝負ヲ定メ其勝馬ヲ翌日大祭ニ美シク飾リ忌部神社ノ神馬ニ奉ル然ル所天正年間長宗我部泰元親ノ爲メ忌部神社兵燹後ハ是レヲ阿波國中諸郡諸村ニ神社祭禮ノ節ハ渾テ忌部神社大祭ニ例ニ倣ヒ其神前ニテ兩馬ノ奔ラセ勝負ヲ争フ事ハ往古ヨリ方今ニ至ル迄世人ノ皆能ク知ル所ナリ因テ此飾リ馬(方今駈ケ馬ト云)ノ由緒ハ元美馬郡ヨリ起レリ

シ ゲ 原 忌部穴吹山在リ

阿波國鏡ニ曰

寛文四甲辰年阿波十三郡ヲ十郡ニ改

板東郡 板西郡 那東郡 那西郡 名東郡 以西郡 名西郡 麻殖郡 阿波郡 三好郡 美馬郡

勝浦郡 海部郡 都合拾三郡也

板東板西貳郡ヲ一部ニシテ板野郡ト改ム那東郡那西郡二郡ヲ一部ニシテ那賀郡ト改ム以西名東二郡ヲ一部ニシテ名東郡ト改ム

阿波十郡

板野郡 阿波郡 美馬郡 三好郡 麻殖郡 名西郡 名東郡 勝浦郡 那賀郡 海部郡

往古美馬郡ヲ三好郡ト改麻殖郡半分ヲ美馬郡ト改二郡ヲ三郡ニ改之左ニ美馬郡記シ有之爰ニ略

東西端山 神代ニ天ノ日鷲尊御馬ニ召サレ當山ノ内吉良ト云所ニ御止リ其古跡左ノ通

吉良御所 此所鈴ナリノ紅梅トテ名花有花千堂ヨリ吉野ト唱ヒ替ス在以來川タケヲ吉野川ト云

藤ヶ森 此所實ナシノ藤ト云名花有花咲ト雖實ナシ

馬ノ岡 此所御馬石ト云大岩有

駒死地 此所ニテ御馬死

御魂所 山上ニ二ヶ所有一ヶ所ハ御后壹丈四方程ノ平ラカナル大石ヲ敷キ廻リニ大石ノ圍ヒ有常ニ人往ガタシ

絹織岩屋 此處ニ廣々タル岩屋有リ

高機ヲ織初メ玉フ所ナリ當村ヨリ三里四方ヲ回轉トシテ夫レヨリ三重内回輪ノ跡有其後忌部大神宮ト

崇禎奉尤四國ハ當宮ノ神領ナリ日本神樂ノ始リ當社ナリ東西端山一字山穴吹山貞光ニ今以社家神主樂

人ノ子孫巨多有日鷲尊當所ニテ麻ヲ植始メ玉フ國々麻ヲ殖布ヲ織始ル右五ヶ村ハ社内ニテ今以右村々

ニ末社巨多有右麻ヲ殖玉フユエ祭禮ニ麻ヲ捧ル其節今ノ三好郡ハ美馬郡ト云美馬郡ハ麻殖郡一郡ナリ
其後美馬郡ヲ三好郡ト改麻殖郡半分ヲ美馬郡ト改三郡ニナル麻ヲ殖奉捧ヨリ麻ヲ殖ト書麻殖郡ト唱ル
馬ヲ美シク傍神馬ヲ上ルニヨリ美シキ馬ト書美馬郡ト唱豫州苧殖郡ヨリ馬麻ヲ上ルニヨリ苧麻郡ト云
四國中惣體郡村ニ右様ノ古書有リ其節里分ハ大方惣海ナリ今以右五村惣名ヲ苧地理ト云然ル所往古數
度ノ兵亂ニ神領追々減少シ三好長治代ニハ漸ク二ヶ村神領ノ所長治悉ク横領シ夫レヨリ神領無シトナ
ル自然忌部社破崩ニ及神主樂人モ百姓トナル是ヨリ下略

阿陽風土記ニ曰

御魂所 二ヶ所有リ一ヶ所ハ御后一丈四方平タル大石ヲ敷廻ハシ大石ノ立石ニテ圍イ今ハ人行キ難シ

絹織窟 廣々タル岩屋ニ尊機ヲ織始メ玉フ所ナリ當村ヨリ三里四方ヲ外部トシテ夫レヨリ三里ノ内回輪ノ跡有

リ其後忌部大神宮ト稱シ奉リ四國ハ當社ノ神領ナリ日本神樂ノ始メハ當社ナリ東端山西端山一字山穴

吹山貞光村ニ社家神主樂人 子孫數多有尊當村ニテ麻ヲ殖始メ玉ヒ麻布ヲ織リ玉ヒシ故ニ此謂レヲ以

麻殖郡ト號ス又祭禮ニ美々數傍馬ヲ出スニ依テ美馬郡ト號スト有リ跡ハ略ス

阿波國鏡阿陽風土記ニモ吉良御所平ニ忌部本社ノ有リシ奉判然ト書載有リ殊ニ美馬郡ノ往古麻殖郡ニテ有リシ事モ是又明

瞭ナリ因テ吉良御所平ニ鎮座式内ノ忌部本社ニ聊カニ疑ナ容ル、所ハ決テ然ル可シ

蜂須賀家ハ天正以來阿波國ノ領主故蜂須賀家代中ニ著述ノ歴史ハ新書故確證ニナラス杯ト阿波

國鏡阿陽風土記ニ辭説ヲ唱フ人有因テ左ニ答辯ス

蜂須賀家代中著述ノ書類ハ新ラシキ故採用確證ニナラス杯ト傳論ヲ唱フル者アリト雖モ吉良御所平忌部神社ノ古跡ハ蜂須
賀家ニテ拵エシ物モ有ラス都テ神代ヨリノ古跡ナリ阿波國鏡阿陽風土記ノ西歷書ハ皆其古跡ノ書顯ハセシモノナリ又新書
ニテモ實地ト比較シ聊カ齟齬ナキ時是レヲ採用セサルハ封建ノ節ノ舊弊ニシテ王政復古文開明化ノ旨趣ニ悖リ政府ノ御欽

典ト云可キナリ殊ニ日本外史ハ文政年中頼山陽著述ナレハ新ラシキ歴史ナリト云テ投拾ス可キ哉然ル所方今
天朝ニテ厚ク御採用之レ有リ諸學校ニテ購讀セシムルナリ又注古ノ歴史ニモ誤謬ナキニ在ラス因テ歴史ノ新古ヲ論スル旨
趣ハ決シテ無ル可シ

阿陽忠功傳ニ曰木屋平若狹守復古ヨリ天正年間迄領地左ニ記

木屋平 森 藤 川田村 東山 種野 別枝 桁山 中村 三ツ木 川井 名西郡ノ
内神領 椿板

右小屋平若狹守領分ノ地所ハ西忌部ヲ界トシ東ハ名西郡椿板ヲ限リ領シ又忠功傳ニ東讃岐ヲ領スト有リ都テ木屋平若狹守
ノ領分之地所ヲ見レハ大抵外山一圓ハ木屋平氏ノ領地ナリ又山崎村ハ素ヨリ此近村平地ノ分往古ハ皆都テ海也殊ニ方今ニ
テモ年々吉野川洪水ノ節山崎村ハ不殘水中ト成ル而已ナラス前顯ノ通り外山十二ヶ村ハ不殘小屋平若狹守ノ領地トナリケ
レハ山崎村ハ云ニ及ハス外山中ニ忌部本社ノ古跡ト云ハ尠シモ無シ左スレバ山崎村ニ忌部本社ノ有可キ謂レハ更ニ無ル可
シ

美馬郡拜村往古麻殖郡ニテ有リシ確證

拜村ハ方今美馬郡ノ内ナリ又谷川ヲ隔テ同郡穴吹村ニ郷社八幡宮有リ然ル所拜村ノ大氏神ハ距離壹里餘ヲ隔テ麻殖郡東川
田村ニ八幡宮有リ拜村ハ往古ヨリ此八幡宮ノ惣氏子ナリ又他郡ニ氏神ノ有可キ謂レナシ故ニ拜村ハ往古麻殖郡ニテ有リシ
事明白也

東麻殖郡ニ西麻殖ト云地名有ル由緒

東麻殖郡吳島ノ郷ニ往古些ノ地ヲシ忌部神社ノ遙拜所ヲ設ケ西麻殖郡(往古麻殖郡ハ郡ノ始メニテ他郷ヨリ廣キ故種穂
ト云故ニ今以テ種穂山桁山等ニ登ル山ノ麓ヲ地名外山口ト云ナリ又種穂山ヨリ西ヲ今立郡ト云也麻殖上郡ノ略語ナリ)忌部郷本社ヲ模寫シ西麻殖忌部本社遙拜所ト唱フ因テ衆人舉

舉テ麻殖ト稱ス厥后自今地名トナリ此地所麻殖郡ノ東ニ在リト雖モ今ニ西麻殖トス又地ヲ數キ齋キ祭リシ神社ノ有リシ跡
ヲ今以テ地名數地ト云

方今ノ麻殖郡ニ忌部郷ノ有可キ謂レ無シト云確證

麻殖郡ハ郡ノ治メナリ因テ外ノ諸郡ヨリ廣キハ當然ノ事ナリ然ルニ方今ノ麻殖郡ハ東西四里ニ過キス南北モ又同シ此ノ狹
キ纒カノ里數ノ内ニ吳島郷川島郷射立郷ノ三郷有リ斯ノ如ク距離四里ノ間ニ三郷有リテ此間ニ忌部ノ大郷ノ有ル可キ所無
シ又方今ノ三好郡ハ元美馬郡ナリ(三代實錄 清和天皇貞觀二年三月二日
壬子割阿波國美馬郡置三好郡ト有リ)

美馬郡三好郡ハ元一郡ナリ此當時ノ美馬郡ニ三好郡ヲ加エ之レヲ一郡ニ合シテ里程ヲ計算スレハ東ハ美馬郡ノ界ナル川田
村ヨリ西ハ三好郡伊豫阿波ノ國界佐野村迄十一二里余モ有リ南ハ阿波土佐ノ國界祖谷村ヨリ北ハ阿波讃岐ノ國界迄是又十
一二里餘モ有リ左スレハ阿波國ノ内三分ノ一ハ美馬トナルナリ因テ方今ノ麻殖郡ヨリ美馬郡ノ大ナル事四五倍倍ナリ麻殖
郡ヲ割リ美馬郡ニ加エシテ郡ノ始ナル麻殖郡ヨリ斯ノ如ク美馬郡ノ廣大ナル事ハ有間敷又地理ヲ測量シテモ西麻殖郡ヲ
吉野川ノ北ナル美馬郡ニ加エシテ郡ノ事判然タリ故ニ舊麻殖郡忌部郷内山吉良御所平忌部大社モ美馬郡ト成リシ事明白ナリ因テ
方今ノ狹キ麻殖郡ニ忌部ノ大郷置可キ所無シ又長宗我部宮内少輔泰元親ノ兵燹ニ罹リシ忌部大社ハ素ヨリ禰宜社人巫女樂
人忌部神社ノ別當寺十八坊等ノ古跡忌部神社ノ大宮司麻殖郡因幡守持光ノ古城跡殊ニ天正年中麻殖郡因幡守持光長宗我部泰元
親ト戰場ノ古跡此外神代ヨリ名所古跡等ハ渾テ舊麻殖郡忌部郷内山ニ在ト雖モ方今ノ麻殖郡ノ内ニハ斯ノ如ク明瞭判然タ
ル確證類ハ更ニ無シ素ヨリ忌部郷ニ在ラスシテ忌部本社ノ有ル可キ謂レハ決シテ無キ筈ナリ因テ山崎村ノ忌部ト唱フルハ
往古ノ遙拜所ノ類ニシテ忌部ノ本社ニ在ラサル事ハ前顯ノ庶歎ヲ見テモ知ル可キ也故ニ方今ノ麻殖郡ニ忌部郷ノ有ル可キ
謂ハレハ聊モ無シ

麻殖郡ヲ割キ美馬郡ニ加エシ確證

阿波國北方ノ郡ハ郡テ吉野川ヲ界ニモ南北部名ヲ異ニス此郡ヲ東ヨリ算フレハ吉野川ヨリ南ノ地方ニ在ル郡ハ名東郡名西郡麻植郡ナリ又吉野川ヨリ北ノ地方ニ在ル郡ハ板野郡阿波、美馬郡ニケ渾テ南ノ地ニ在ル郡モ三郡吉野川ヨリ北ノ地方ニ在ル郡モ三郡都合六郡吉野川ノ左右南ニ在リテ各郡名異ルナリ然ルニ美馬郡ニ限リ吉野川ヲ狭ミ左右ニ跨ルハ是完麻植郡ヲ割リ吉野川ヨリ北ノ地方ノ郡ナル美馬郡ニ加エシ故外五郡ト異リ美馬郡ハ吉野川ヲ狭ミ南北ノ地ニ跨リ居ルナリ因テ麻植郡ヲ美馬郡ニ割リ加ハエシ事ハ前顯ノ如ニテ聊カモ疑フ可キ所無キ判然タル確證ナリ

忌部郷内山吉良御所平忌部神社別當十八ヶ寺

法福寺 西福寺 東福寺 円福寺 淨福寺 悠福寺 金福寺 惣福寺 神福寺
冥福寺 地福寺 善福寺 安福寺 萬福寺 福生寺 長福寺 福田寺 福満寺
右都合十八ヶ寺天正年中兵燹ノ後大抵廢寺トナリ又忌部郷ヲ離ナレ諸方ニ轉遷シテ今ニ至ル迄判然ト残り居ルト雖モ忌部郷内山ニハ纔カ五六寺而已殘レリ

忌部郷ニ往古ヨリ今ニ至ル迄内山ト云古言ノ殘リシ事

忌部郷一宇山ニ赤松ト云所有リ此所ニ役ノ役者開基ノ歸命院ト云修驗者アリ往古ハ素ヨリ今ニ至ル迄配當ノ守札ニ内山歸命院ト書又祖谷山ノ人一字吉良毛賀等エ來ルヲ往古ヨリ今ニ至ル迄内山エ行クト云是レ往古忌部郷ヲ渾テ内山ト云シ事聊モ疑フ容ル、無所シ

忌部郷ニ今以内山外山ト唱フル古言

内山ト云ハ忌部神社ノ境内三里四方ノ内ヲ宮内山ト稱スルナリ因テ内山ト云ハ其宮内山ノ略語ナリ外山ト云ハ忌部神社ノ宮外山ト云事ニテ忌部神社ノ境内三里四方ノ外テ都テ云ナリ外山ト云ハ宮外山ノ略語ナリ川田種野桁山等モ不殘外山ナリ此山ニ登ル麓ノ地名ヲ今以外山口ト云又山崎村ノ此度忌部神社勸請有リシ所ノ側ラニ學村ト云有リ此所ノ舊大里正ニ外山三太夫ト云舊家有リ是レ則外山ノ姓ハ此地名ヲトリシナリ又内山ニハ往古役ノ小角ヨリ連綿ト子孫續キ今以内山ヲ名乗ル

歸命院ト云修驗モ有リ因テ從前吉良御所平ニ忌部本社ノ盛ンナリシ頃ハ境内ヲ内山ト稱シ境内ノ外トヲ都テ外山ト唱エシナリ

忌部郷ニ限リ穴料御年貢代價ヲ以テ納シ事

往古奈良ノ都ノ節御軍用トシテ穴皮年々可貢旨麻植宮司ヘ命有リ然ル所忌部郷一圓ハ往古ヨリ殺生禁制ノ地故穴皮ハ代價ヲ以テ可納旨申立夫レヨリ忌部郷ノ例トナリ既ニ近年迄モ納來リ候所明治七年ノ頃右穴料御年貢御廢止ニ相成候尤四國中何レノ所ニテ穴料御年貢ト稱代價ヲ以納來リシ所ハ一切之レ無シ此穴料御取立ノ帳面ニテモ阿波國舊麻植郡忌部郷内山ハ忌部本社ノ境内ニテ有リシ事判然タル確證之レ有リ候也

忌部郷内山ニ往古ヨリ地面ノ宜シキ所ヲ渾テ麻地リト唱フル事

此麻地リト云ハ忌部郷ニ神代ヨリ殘リシ古言ニシテ宜シキ地所ヲサシテ麻地リト云ナリ是レハ往古麻ヲ植ルハ外穀物ヲ植ル地ヨリモ都テ宜シキ地處ヲ撰ヒシナリ因テヨキ地所ヲ麻地リト云言葉ハ忌部郷内山ニ限リ今以テ唱フルト雖モ内山ヨリ外ノ村里郡郷ニ地所ヲ麻地リト云所ハ一切之レ無シ

吉良御所平忌部本社ニ數多參詣人ノ事

忌部神社山崎村エ御造營ノ後吉良御所平忌部本社ニ阿波國ノ者ハ素ヨリ他國ヨリ參詣人幾万ト云數ヲ知ラス殊ニ蜂須賀舊城下徳島杯ヨリ吉良御所平忌部本社エ參詣スルニハ山崎村忌部神社ヘ通行ノ往還道筋ヨリ纔ニ三四丁ヲ隔ツルト雖モ立寄參詣スル者一切之無シ渾テ忌部神社御造營有リシ山崎村ヲ通り越シ吉良御所平ニ來リ衆人舉ケ忌部本社ヲ尊敬スル事シトカタナラズ四季絶エズ是山崎村忌部ハ本社ニ在ラズシテ吉良御所平ノ忌部本社ノ實ナル事ヲ自ラ天ノ然ラシムル所ナル可シ

阿波國領主蜂須賀家エ同國麻植郡敷地村ヨリ申立シ忌部神社記

式ニ曰麻植郡忌部神社 (名神大月次新嘗新名記ニハ) 倭名鈔郷名ノ部ニ麻植郡吳島 (久禮) 忌部 (伊無) 川島 (加波) 射立 (伊天日鷲神一名麻植神トアリ)

知)トアリ今以諸國郷名ヲ唱ニス村名トナリヌレト郷名ノ名残り村名ニカ、レルハ所謂吳島ノ吳ノ草書ヲ誤レル也上下島テフアリ忌部ハ敷地ニ殘レリ川島町トナレリ射立ハ川田村ニユダテト云名アリ(ヤイユエヨ)四郷谷其古名ヲ存セリサテ敷地村ニ天鷲テフ小名アリ土人アメアシト訓ス(アワニワタ)爰ニ敷地西麻植ニ村境ナル所ニ鎮座セル社ヲ西宮河邊八幡社ト唱フル此社ソ天日鷲神社ナラント考ルハ其邊ニ天鷲テフ地名ノアル且其社地ノ形勢左ハ山足ニ連リ右ハ河水ニ側テ後ハ森々タル松杉ノ幽林神殿東海ニ望ミ平坦ノ廣岡ヲ前ニシ實ニ國造廣敷立ト神跡トモ謂ツヘキ國ノ最中ニアリカ、ル神蹟ノ衰頽セルヤ中古諸國兵亂ノ際會殊ニ四國ハ長宗我部元親亂入ノ兵燹ニテ城郭神社ノ差別ナク燒亡甚シカリシ中ニモ有名ノ神社多クハ八幡宮ト唱フレハ暴犯弛クセルヨリ土人ノ訛稱セシナラン尤サモ有ル可キ弓矢神ノ御稜威ハ武家ノ兵勢モ自ラ恐奉セシモノナリ其後此ノ神社祭禮ノ場ニテ敷地西麻植爭論アリシカ西麻植ノ者共社地ノ小松ヲ根右自ラ神靈ヲ此樹ニ遷シ奉ルト祝咒メ地ヲ竟テ其松ヲ植ヘ一社ヲ造立セシヲ今西麻植八幡ト稱セリ

麻植郡ニ忌部ノ神ト唱ルハ山崎村川田村ナトニ紛々トアレトモ元來後人ノ附會ニテ忌部ノ郷ヲ去テ川島郷ヲ隔テ遙ナル西ニ射立郷ノ内ナリソハ元トヨリ麻植郡ニ限ラス阿波安房等ニハ日鷲ノ神ノ麻穀ヲ播種シ玉ヒシ地ナレハ御經歷ノ蹟ハ幾何クモアルヘシナレトモ麻植郡忌部郷ニテ式内忌部神社ト敷座セル社地ハ此穀地ナラテ有ヘカラス忌部郷忌部神社安房郡安房大神大鳥郡大鳥神社ナル可シ猶此外此類多キ事ニナン

阿波國ノ領主蜂須賀家ニ麻植郡敷地村ヨリ前條ノ如ク申立ルト雖モ天日鷲尊ハ神代ヨリ阿波國舊麻植郡忌部郷吉良御所平ニ鎮座ナリ因テ四國ハ渾テ皆元此神領ナリ然ル所後世ニ至リ國司郡司、長領家長者庄屋名主守護職地頭領主庄司抔ト云者出來シヨリ所々ニ日鷲尊ノ遙拜所又ハ勸請所等ヲ設ケ尊崇一トカタナラス其内ニモ此東麻植郡ニハ聊カナカラモ地ヲ敷キ奉リ齋キ祭リシ故ヲ以テ此社麻植郡東ニ在ル地所ナリト雖モ渾テ西麻植ト稱ス又地ヲ敷キ奉リ齋キ奉リシ社ノ

有リシ所ヲ今以地名敷地村ト云因テ舊麻植郡忌部郷吉良御所平前顯ノ如ク神代ヨリ日鷲尊ノ神領殊ニ自然ノ社地ニシテ素ヨリ後世ノ遙拜所勸請所分社抔ノヨフニ聊カノ社地ヲ敷キ齋キ祭リシ神社ニ在ラス御所平ノ大社ニ於テハ中古武家ノ盛ンナリシ世ニモ猛威ノ武將ニグモ排遣掠奪ノ所置ニアイシ事ナキ三里四方ノ忌部郷ハ渾テ御所平ニ鎮座忌部大社ノ靈地境内ナリ又西ノ宮ト云ハ西麻植郡忌部郷ノ本社ヨリ勸請セシ遙拜所故西ニ在ル所ノ本社ヲサシテ西ノ宮ト云又川邊トハ川ノ邊リニ在ル故川邊ノ名義自ラ唱フ阿波國鏡ニ舊往古里分ハ大方惣海ナリト有リ因テ此敷地ハ素ヨリ此近邊平地ノ村里分テ大海ナリ尤夫レ而已ナニス方今ニテモ一年ニ一兩度ハ吉野川洪水ノ節右敷地村始メ近邊ノ村里ハ不殘水中トナリ其水家屋ノ悉ク軒ヲヒタシ滲々タル大海ノ如クナル事屢有リ因テ斯ノ如キ危キ場所ニ忌部大社ノ有ル可キ謂レナシ又忌部神社遙拜勸請所等ノ有リシ所ニハ必スアメアシト云地名有リ山崎村トモアノアシト云地名有リト云是レハアノアシト云地名ノ有所ハ敷地ニハ限ラサルナリ依テアメアシト云地名ノ有所ハ皆渾テ遙拜所勸請所分社等ノ類ナル可シ殊ニ此敷地村ノ蜂須賀家ニ申立モ忌部本社ニ在ラサル確證又舊麻植郡忌部郷吉良御所平ニ神代ヨリ鎮座忌部本社タル確證ハ此敷地ニテ忌部ト尊崇スル社ヲ西ノ宮ト唱フル名義ニテ知ル可シ

下野國宇都宮神社之事

延喜式ニ下野國河内郡宇都宮鎮座宇都宮神社トアリ然ル所方今同國都賀郡二荒山ヲ式社ト定メ玉フ是則往古二荒山故ナル可シ之レニ比較シテモ山崎村ノ忌部假令式社ニ之レ有ル共吉良御所平ハ實以忌部本社ノ事故殊ニ明瞭ナル本社タル可キ確證モ巨多之レ有ルニ附吉良御所平ニ從前ノ如ク忌部本社御再建ハ當然ノ事ニ之レ有ル可シ

神社佛閣並地理國違郡違之事

延喜式ニ安房國朝夷郡下立松原神社ト有リ然ルニ今安房郡ニ在

出羽國(今羽國ト改ム)

山本郡副川神社方今仙北郡ニ在リ

高 槻

古エハ山城國ニテ有リシカ今ハ藏津國也(萬葉集里人歌)

木 會

トクキテモミテマシモノヲヤマシロノ高槻村ハチリニケルカモ昔シ美濃國ニテ有シカ今ハ信濃國ナリ

長 國

阿波國ヲ合併シ方今長國ノ義ナシ

山 城

大布施大悲山ノ寺寶往古ノ佛具ニハ丹波國桑田郡ト有リ因テ此寺往古丹波國シテ有シコト此佛ヲ以證トス可シ

先代舊事本記

伊勢國造攝原ノ朝以天ノ降天牟久怒命ノ孫天日鷲命ヲ勅定賜國造日鷲命ハ日別命ノ誤ナリ日別命ハ中臣日鷲命ハ忌部ナリ

先代舊事本記ニモ斯ノ如キ誤リ有リ

和名抄郡郷ノ事

方今讀所ノ和名抄ニハ郷名別子有リト雖モ原書ノ和名抄ニハ郷名ノ事ナシ是則後人ノ加筆セシ者ナリ因テ誤謬有ルモ量リ難シ必畢ク信スルニ足ラス

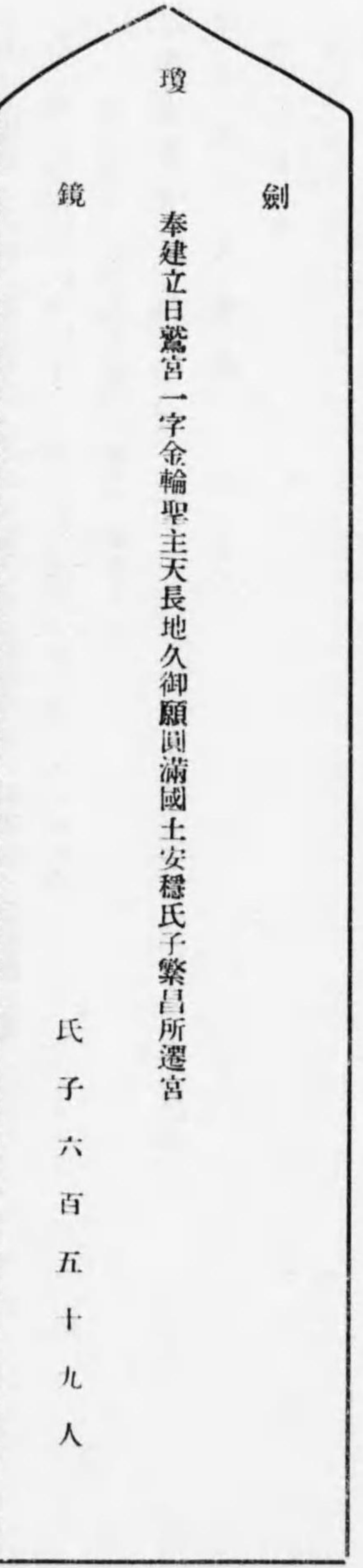
斯ノ如ク神社佛閣モ往古ト方今トハ國違郡違有リ又歴史ニモ誤謬有リ因テ麻植郡忌部神社方今郡違ノ所ニ在ルトモ聊カ疑フ可キ事ナシ殊ニ歴史ヲ讀具實地ヲ知ラサルトキハ大成ル誤謬ヲ釀スナリ素ヨリ歴史ヨリ出シ實地ニ在ラス實地ヨリ出シ歴史ナリ實地ト事ノフレルワ渾テ歴史ノ誤謬ナリ大政ニ關スル人ハ實地ヲ察セスンハ有ル可カラス

種穂山ノ麓ヨリ川島迄往古大河ニテ有リシ事

往古種穂山ノ麓ヲ一久保ト云又舟渡ト云(此處往古ヨリ今ニ至ル迄)此舟トヨリ瀬詰迄ハ地理ノ大ヒテ高低有リ因テ急流ノ舟渡シ有ル故フナトト云

瀬ナリ依テ自カラ地名トナル此時川島ハ川ノ中ニ突出シ山故川島ノ名有リ又方今ノ川田村瀬詰村山崎村三ツ島村兒島村等ノ村里ナシ此村里ハ都テ吉野川ノ水中ナリ然ル所其後種穂山ノ麓ヨリ數十町ノ大ナル堤ヲ築キ吉野川ノ流レテ東北エ落シ猶又瀬詰村ヨリモ數十町ノ堤ヲ築イテ吉野川ノ流ヲ防キシ故射立種野兩山ノ麓ニ川田村ト云村里出來シナリ川ヲ防キ田ヲ開キシ故自カラ川田村ノ村號有リ又夫レヨリ川下モエモ廣大ノ堤ヲ築キ大河ヲ防キシニ附種穂山ノ麓ヨリ川島迄ノ間陸地トナリ前瀬巨多ノ村里モ出來シナリ若シ此說疑ヲ容レ虛トナリト思ハ、川田村ノ堤ヲ切解キ見ル可シ此時ハ川田村ヨリ川島迄二里餘リノ間前瀬ノ村里ハ忽チ大河ト變ルナリ是ヲ以右ノ村里ハ渾テ吉野川ノ水中ニテ有リシ事ヲ知ル可シ因テ山崎村ノ忌部往古ナラハ吉野川ノ傍ラニナルナリ大河ノ傍ラ抔ノ危キ山ノ麓殊ニ平地モ無キ所ニ忌部本社ノ有謂レナンシハ完ク前瀬ノ村里ノ出來シ後山崎村エ忌部神社ヲ勸請セシ者ナル可シ因テ左ノ棟札ヲ見テ虛實眞偽ヲ知ル可シ

山崎村忌部神社棟札寫



如斯山崎村忌部神社棟札同社神職ナル者自筆シテ書記シ其節教部省ヨリ忌部神社爲取調大澤清臣清水重華小杉楳邨ノ三人致出張候則三人ノ手元エ差出シ候ニ附右官員ハ此時忌部神社取調ハ職務ノ事故別シテ明細ニ取糺シ可申ハ當然ノ儀ニ候所右棟札竊ニ差シ戻シ候ハ何共難相心得次第ニ御座候素ヨリ此棟札始メニ奉建立ト有リテ終リニ所遷宮ト有リ因テ此時始メ

テ本社ヨリ山崎村ニ遷宮セシ事明白也又氏子六百五拾九人ト棟札ニ書載有リ抑日鷲命ハ四國ノ一宮ナリ四國ノ人民ハ渾テ皆此ノ神ノ氏子ナリ四國ノ人員何ソ百千ノ小數ヲ以テ算フ可キ左スレハ此棟札ニテハ忌部神社ノ本社ニ在ラサル事確乎タル證據ニ相成候事故ハ前顯三人ノ官員申台セ竊カニ差シ辰シ候儀ト被存候渾テ前條ノ如ク依怙偏執ノ所置ハ如何ノ事ニ候哉ト忌部郷ノ者深ク疑惑仕候ニ附此棟札ノ儀之詳明完密ノ御取糺シ奉懇願候也

右ノ通り山崎村忌部神社棟札ニ致副書内務省へ差シ出シ之レ有リ候

安房國忌部神社境内ニ齋主末社

式内下立松原神社

鎮守小鷹大明神

天忍日命

高皇產靈命

天留命

本宮

天日鷲尊 本社阿波國忌部郷吉良御所平ニ在

天太玉命 本社忌部郷毛賀ニ在田布主命

八百萬神

太田神社 本社忌部郷太田村ニ在

母御前社 本社忌部郷貞光ニ在

兒御前社 本社忌部郷毛賀ニ在

稻倉魂社

后社

大麻彦社 本社忌部郷穴吹山ニ在

聖真彦社 本社忌部郷吉良ニ在

二柱社 本社忌部郷穴吹山ニ在

神明社 本社忌部郷穴吹山ニ在

市杵島姫社

右安房國忌部神社ハ阿波國忌部郷ノ本社ヲ摸索セシナリ因テ安房國ニハ日鷲尊ノ社而已ナラス其境内ニ齋祭ル所ノ諸神ノ本社ハ都テ阿波國忌部郷ニ斯クノ如ク有リ就テハ是レヲ見テモ吉良御所平ノ忌部神社ハ四國一ノ宮ノ本社タル事判然タリ
松家猪内所持ノ古文書

恵田名可知行之由依仰執達如件

六月廿六日

阿波守爲仲

兵衛尉殿

阿波國種野山大浦内地頭國衛貳名之事參御方依致忠節所預置也專先例之通可致沙汰狀如件

應安五年十一月廿一日

武藏守

小屋平新左衛門殿

右同文ニテ應安六年七月廿六日右馬頭ヨリ小屋平新左衛門當テ一通

種野山三木貞太郎所持ノ古文書

下早任先例可爲上御殿人也右不可隨左右長者也先例旨限爲御殿人之狀如件奉

宗時八道所

應早令織荒妙御衣事

右權大納言藤原朝臣實泰卿奉勅大嘗會主基所斷宜仰狀例以忌部氏人令織備附神祇之使官早以進上者國宜承知依宜行之會期有隨不得延念

延慶三年九月 日

右大史中原朝臣在判
右少辨藤原朝臣在判

左辨官下阿波國

應早速令織荒妙御衣

右權中納言藤原朝臣兼季宣奉勅大嘗會悠紀取斷宜仰彼國依先例以麻殖忌部氏人織備附神祇官之使官被進上者國宜承知依宜行之

延慶二年九月

大史小宿禰
右中辨藤原朝臣

大政官府阿波國司殿

使從五位下齋部宿禰親服

右從一位行大納言藤原朝臣信宣件大差荒妙御衣使織備如件國宜承知依件行府副奉行

文保二年九月廿六日

左辨官下阿波國司

應早織進荒妙御衣事

右大納言藤原朝臣師信宣奉勅大嘗會主基所斷宜仰彼國依先例以忌部氏人令織備附神祇官之使早以進上者國宜承知依宜行之會日有限不得延念

右少辨正五位下藤原朝臣
正六位上行右少史兼左衛尉高階朝臣

大嘗會主基方富國荒妙神服並由加物等使視奉見行申候物唯擬雜事任例念可分々下知候間被仰下候也

正慶元年九月廿九日

阿波守殿

大嘗會由加物使等申當國之宣事 狀 如此仔細 先例可令下知樣之由御氣色所々者仍執達如件

右少辨定視

阿波守殿

下勅使御殿人三木右近允事右於右近允者自古爲勅使御殿人致諭級候上者向後更不可致長者等亂妨之通勅使殿被仰下候也依而執達如件

御代判

正慶元年十二月一日

勅使神祇權少輔齋部

下勅使御殿人三木左近允事

右於彼左近允者自往古爲勅使御殿人上者向後可致長者等亂妨之由勅使□所仰也執達如件

御代重秀

歷應元年十二月二日

勅使神祇權少輔齋部

上郷權大納言

康永四年九月六日

忌部重村

源任左兵衛尉

源任右馬允

源任右馬允

藏人春宮學士藤原兼綱奉

(花押)

阿波國種野山内三木村事爲本知行不可有相違領掌之旨依仰執達如件

正平七年七月

阿波守爲仲

三木左衛門尉殿

(花押)

軍忠之次第被聞食候尤以神妙猶可抽忠節者天氣如件委之以狀

正平九年九月廿三日

左兵衛督

三木兵衛尉殿

(花押)

阿波國高越寺庄内爲御忍可知行之旨依仰執達如件

正平十三年八月三日

出雲守

三木兵衛尉殿

(花押)

種野山三木半分不可有相違旨依仰執達如件

奉

阿波守爲仲

三木九郎兵衛殿

(花押)

親父太郎左衛門重村同致軍忠之由被聞尤以神妙之次第候劑可者沙汰候旨依仰執達如件

正平廿二年卯月十日

阿波守爲仲奉